

標準的な健診・保健指導プログラム 新旧対照表

【第3編 保健指導】

標準的な健診・保健指導プログラム(確定版) (平成19年4月)	改訂案
第3編 保健指導 第1章 保健指導の基本的考え方 第2章 保健事業(保健指導)計画の作成 第3章 保健指導の実施 第4章 保健指導の評価 第5章 地域・職域における保健指導 第6章 健診の実施に関するアウトソーシング	第3編 保健指導 第1章 保健指導の基本的考え方 第2章 保健事業(保健指導)計画の作成 第3章 保健指導の実施 第4章 保健指導の評価 第5章 地域・職域における保健指導 第6章 健診の実施に関するアウトソーシング

機密性○

標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月)
第1章 保健指導の基本的考え方 (1) 保健指導の目的 糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援し、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア(自己管理)ができるようになることを目的としている。 (2) 保健指導とは 糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することである。保健指導の重要な点は、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるように支援することであり、そのことによって、対象者が健康的な生活を維持できるよう支援することである。 (3) 生活習慣改善につなげる保健指導の特徴 生活習慣病は、①自覚症状がないまま進行すること、②長年の生活習慣に起因すること、③疾患発症の予測が可能なことを特徴とすることから、これらを踏まえた保健指導を行う必要がある。 すなわち、健診によって生活習慣病発症のリスクを発見し、自覚症状はないが発症のリスクがあることや、生活習慣の改善によってリスクを少なくすることが可能であることをわかりやすく説明することが特に重要である。しかし、生活習慣は個人が長年築いてきたものであるため、改善すべき生活習慣に自ら気づくことが難しく、また、対象者は、行動変容は難しいことであると認識している場合が多いことを念頭に置いて、対象者への支援を行う必要がある。 対象者は、保健指導の際の個別面接やグループ面接等において、保健指導実施者やグループメンバー等と対話することにより、客観的に自己の生活習慣を振り返ることで改善すべき生活習慣を認識できる。その気づきが行動変容のきっかけとなる。保健指導実施者は、それを軸にして、どのような生活習慣を身につけることが必要であるか、また課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を対象者が自ら立てられるよう支援することが重要である。 対象者が行動目標に沿って新たな生活習慣を確立し、維持することは容易ではない。保健指導実施者は、対象者の新たな行動を継続できるよう、定期的に助言・支援することや同じ課題に取り組むグループへの参加の勧奨など、対象者が現在の状

改訂案
第1章 保健指導の基本的考え方 (1) 保健指導の目的 糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援し、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア(自己管理)ができるようになることを目的としている。 (2) 保健指導とは 糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することである。保健指導の重要な点は、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるように支援することであり、そのことによって、対象者が健康的な生活を維持できるよう支援することである。 (3) 生活習慣改善につなげる保健指導の特徴 生活習慣病は、①自覚症状がないまま進行すること、②長年の生活習慣に起因すること、③疾患発症の予測が可能なことを特徴とすることから、これらを踏まえた保健指導を行う必要がある。 すなわち、健診によって生活習慣病の発症リスクを発見し、自覚症状はないが発症のリスクがあることや、生活習慣の改善によってリスクを少なくすることが可能であることをわかりやすく説明することが特に重要である。しかし、生活習慣は個人が長年築いてきたものであるため、改善すべき生活習慣に自ら気づくことが難しく、また、対象者は、行動変容は難しいことであると認識している場合が多いことを念頭に置いて、対象者への支援を行う必要がある。 対象者は、保健指導の際の個別面接やグループ面接等において、保健指導実施者やグループメンバー等と対話することにより、客観的に自己の生活習慣を振り返ることで改善すべき生活習慣を認識できる。その気づきが行動変容のきっかけとなる。保健指導実施者は、それを軸にして、どのような生活習慣を身につけることが必要であるか、また課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を対象者が自ら立てられるよう支援することが重要である。 対象者がより良い生活習慣に向けた行動目標に沿って新たな生活習慣を確立し、維持することは容易ではない。保健指導実施者は、対象者の新たな行動を継続できるよう、定期的に助言・支援することや同じ課題に取り組むグループへの参加の勧

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

況を客観的に把握できる機会を提供するとともに、実行していることに対しては、励ましや賞賛するなど自己効力感を高めるフォローアップが重要となる。行動変容を可能にするためには、このフォローアップが特に重要である。

なお、注意しなければならないこととして、病気の発症や障害を持つ可能性についての説明においては、対象者に恐怖心を抱かせないように配慮すること、生活習慣の改善によってリスクを少なくすることが可能であるということを理解してもらえることが大事である。また、行動変容のステージ（準備状態）が無関心期にある場合は、対象者の疾病に対する認識を確認し、リスクと病気の発症や障害を持つ可能性との関係の説明に加えて、対象者にとって問題となること何かが考えられるように対応することが必要である。

生活習慣の改善につなげるためには、対象者に合わせて決して押しつけずに支援を行い、生活習慣を変えることが本人にとり快適であることを実感でき、楽しめるようなプログラムを提示するなど様々な働きかけが必要である。

(4) 必要とされる保健指導技術

保健指導を行うための技術には、必要な情報（健診結果、ライフスタイル、価値観、行動変容のステージ（準備状態）等）を収集するためのコミュニケーション技術、それに基づき支援方針を判断する技術、そして対象者が自らの生活行動の課題に気づき自らの行動目標を決定することを支援する技術等があり、具体的には、カウンセリング技術、アセスメント技術、コーチング技術、ティーチング技術、自己効力感を高める技術、グループワークを支援する技術などがある。これらの技術は、行動変容等に関する様々なモデルや理論から導き出されたものであり、例えば、グループワークを支援するためには、グループダイナミクス¹について理解することが重要である。保健指導実施者はこれらの技術を統合させ、実践に生かすことが求められている。

保健指導実施者は、これらの理論や技術を理解した上で、保健指導としての技術を身につけ、実際の保健指導に適用することが必要である。このためには、保健指導実施者を対象とした研修会への参加や、身近な機関でQJ¹を受けることが必要である。また、実際の指導事例について、対象者が適切な行動目標を立てることができたか、行動変容がみられたか等を分析し、指導技術を評価していくことも大切である。

なお、具体的な保健指導技術については、第3章保健指導の実施(1)基本的事項を参照されたい。

¹グループダイナミクス：集団力学。集団の中に働く力であり、グループに参加する個々のメンバーの行動を変化させる作用がある。

改訂案

異など、対象者が現在の状況を客観的に把握できる機会を提供するとともに、実行していることに対しては、励ましや賞賛するなど自己効力感を高めるフォローアップが重要となる。行動変容を可能にするためには、このフォローアップが特に重要である。

なお、注意しなければならないこととして、病気の発症や障害を持つ可能性についての説明においては、対象者に恐怖心を抱かせないように配慮すること、生活習慣の改善によってリスクを少なくすることが可能であるということを理解してもらえることが大事である。また、行動変容のステージ（準備状態）が無関心期にある場合は、対象者の疾病に対する認識を確認し、リスクと病気の発症や障害を持つ可能性との関係の説明に加えて、対象者にとって問題となること何かが考えられるように対応することが必要である。

生活習慣の改善につなげるためには、対象者に合わせて決して押しつけずに支援を行い、生活習慣を変えることが本人にとり快適であることを実感でき、楽しめるようなプログラムを提示するなど様々な働きかけが必要である。

(4) 必要とされる保健指導技術

保健指導を行うための技術には、健診データやその変化等から合併症等のリスクを適切に判断し、生活習慣との関連を説明する能力、必要な情報（ライフスタイル、価値観、行動変容のステージ（準備状態）等）を収集するためのコミュニケーション技術、それに基づき支援方針を判断する技術、そして対象者が自らの生活行動の課題に気づき自らの行動目標を決定することを支援する技術等があり、具体的には、カウンセリング技術、アセスメント技術、コーチング技術、ティーチング技術、自己効力感を高める技術、グループワークを支援する技術などがある。これらの技術は、行動変容等に関する様々なモデルや理論から導き出されたものであり、例えば、グループワークを支援するためには、グループダイナミクス¹について理解することが重要である。保健指導実施者はこれらの技術を統合させ、実践に生かすことが求められている。

保健指導実施者は、これらの理論や技術を理解した上で、保健指導としての技術を身につけ、実際の保健指導に適用することが必要である。このためには、保健指導実施者を対象とした研修会への参加等により研修を固めることが必要である。また、実際の指導事例について、対象者が適切な行動目標を立てることができたか、行動変容がみられたか等を分析し、保健指導実施機関で指導技術を評価し、保健指導技術の向上に努めていくことが大切である。

なお、具体的な保健指導技術については、第3章3-1を参照されたい。

¹グループダイナミクス：集団力学。集団の中に働く力であり、グループに参加する個々のメンバーの行動を変化させる作用がある。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

(5) 効果的な保健指導方法の開発

健診・保健指導を受けた者については、健診結果、質問票、保健指導内容を医療保険者によってデータとして管理されることになる。また、医療保険者はレセプトを有していることから、これらのデータを個人別又は集団として分析することが可能となる。このため、これらのデータ解析から保健指導の成果に関する評価を行い、より効果的な保健指導方法を開発することが必要である。

このような保健指導の評価は、保健指導実施者個人及び組織として行い、その改善に努めること、また研修に活かすことが必要であり、保健指導実施者は、常に自己研鑽に努めることが求められる。

(6) ポピュレーションアプローチや社会資源の活用

保健指導は、健診結果及び質問票に基づき、個人の生活習慣を改善する方向で支援が行われるものであるが、個人の生活は家庭、職場、地域で営まれており、生活習慣は生活環境、風習、職業などの社会的要因に規定されることも大きい。このため、様々な生活の場が健康的な生活への行動変容を支え、又は維持できる環境となっていることが必要である。

具体的には、地域や職場において、①飲食店や社員食堂での健康に配慮した食事（ヘルシーメニュー）の提供や栄養表示の実施、②安全なウォーキングロードや運動施設、それらを拠点とした総合型地域スポーツクラブなどの身近に運動に頼むことができる環境、③受動喫煙の防止対策を行っている施設、④同じ健康課題を持つ者の仲間づくり、⑤日常的な健康情報の提供などが整備される必要がある。また、これらのポピュレーションアプローチの環境づくりとともに、健診後の保健指導においても、健康増進施設や労働者健康保持増進サービス機関などの健康づくりに資する社会資源を積極的に活用することが望ましい。

(7) 地域・職場におけるグループ等との協働

糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導とは、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、対象者が主体的に健康に向けて行動変容できるよう支援することである。特に、糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、生活環境、労働環境等と関連づけて実施することが必要である。

地域・職場には、生活習慣病に関する自助グループや健康づくり推進員等の組織化されたグループが存在する場合があります。このようなグループを健診や保健指導の機会に周知することが重要である。

グループに所属する地域住民・労働者は、保健指導対象者と同じ、あるいは類似した生活環境や労働環境である。

そのため、類似の体験をしていることも多いことから、対象者の行動変容への課

改訂案

(5) 健康課題分析と評価による効果的な保健指導方法の開発

医療保険者は、健診・保健指導を受けた者の検査結果、質問票、保健指導内容をデータとして管理することになる。また、医療保険者はレセプトを有していることから、これらのデータを個人別又は集団として分析することが可能となる。このため、これらのデータ解析から保健指導の成果に関する評価を行い、より効果的な保健指導方法を開発することが必要である。

このような保健指導の評価は、保健指導実施者個人及び組織として行い、その改善に努めること、また、保健指導実施者の研修に活かすことが必要であり、保健指導実施者は、常に自己研鑽に努めることが求められる。

(6) ポピュレーションアプローチや社会資源の活用

保健指導は、健診結果及び質問票に基づき、個人の生活習慣を改善する方向で支援が行われるものであるが、個人の生活は家庭、職場、地域で営まれており、生活習慣は生活環境、風習、職業などの社会的要因に規定されることも大きい。このため、様々な生活の場が健康的な生活への行動変容を支え、又は維持できる環境となっていることが必要である。

具体的には、地域や職場において、①飲食店や社員食堂での健康に配慮した食事（ヘルシーメニュー）の提供や栄養表示の実施、②安全なウォーキングロードや運動施設、それらを拠点とした総合型地域スポーツクラブなどの身近に運動に頼むことができる環境、③数地内禁煙を行っている施設、④同じ健康課題を持つ者の仲間づくり、⑤日常的な健康情報の提供などが整備される必要がある。また、これらのポピュレーションアプローチによる健康的な環境づくりとともに、健診後の保健指導においても、健康増進施設や労働者健康保持増進サービス機関などの健康づくりに資する社会資源を積極的に活用することが望ましい。

(7) 地域・職場におけるグループ等との協働

糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導とは、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、対象者が主体的に健康に向けて行動変容できるよう支援することである。特に、糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、生活環境、労働環境等と関連づけて実施することが必要である。

地域・職場には、生活習慣病に関する自助グループや健康づくり推進員等の組織化されたグループが存在する場合があります。このようなグループの把握や育成に努め、健診や保健指導の機会に周知することが重要である。

グループに所属する地域住民・労働者は、保健指導対象者と同じ、あるいは類似した生活環境や労働環境である。

そのため、類似の体験をしていることも多いことから、対象者の行動変容への課

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

題を共有化し、課題解決のための行動について共に考え、保健行動²の継続について支援できる環境となりうる。また、これらのグループは、地域・職域の集団の健康課題を解決するためのポピュレーションアプローチに寄与する活動を展開している例も多い。

これまで地域・職域においては、健康づくりのためにボランティアを育成し、ボランティアも参加した活動を実施した結果、健診受診率の向上や地域住民や事業者の行動変容に寄与してきた経緯がある。

このため、保健指導実施者は、糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導においても、地域の組織化されたNPOなどのグループ等と協働し、対象者を支援することが重要である。

(8) 保健指導プログラムの標準化とは

糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、個人の生活行動、行動の背景にある健康に対する認識、そして価値観に働きかける行為である。そのため、保健指導は対象者に合わせた支援方法を面接しながら選択し、対象者に合った指導を行う能力が求められる。このため、保健指導の実践過程は個人に応じて千差万別であり、この部分を標準化することは困難であるが、保健指導技術として概念化が図られてきている部分については、今後、一定の整理が可能になると見られる。

そこで、保健指導として標準化ができる部分は、保健指導プログラムのプロセス、保健指導として行うべき内容、保健指導の頻度や方法、体制などで、ここでは効果があったと考えられる保健指導の事例を基にして、保健指導プログラムの標準化を図ることとした。

保健指導は、基礎学問である医学や公衆衛生学の発展により変化するものであり、また、指導方法は行動科学、看護学、栄養学、運動科学、教育学等の研究成果によっても変化するものである。このため、保健指導プログラムの標準化については、常に関連する学問の研究成果を確認しつつ改訂していくことが求められる。

² 保健行動：健康の回復、保持、増進に係る全ての行動。

改訂案

題を共有化し、課題解決のための行動について共に考え、保健行動²の継続について支援できる環境となりうる。また、これらのグループは、地域・職域の集団の健康課題を解決するためのポピュレーションアプローチに寄与する活動を展開している例も多い。

これまで地域・職域においては、健康づくりのためにボランティアを育成し、ボランティアも参加した活動を実施した結果、健診受診率の向上や地域住民や事業者の行動変容に寄与してきた経緯がある。

このため、地域の保健指導実施者は、糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導においても、地域のソーシャルキャピタルを活用し、地域の組織化されたNPOなどのグループ等と協働し、対象者を支援することが重要である。

また、職域においては、事業主や上司が職域の健康づくりの推進に熱心な場合には、取組みが促進されて保健指導の成果も現れやすいため、事業主及び職制などのラインを活用して保健指導の効果を上げることも必要である。

(8) 保健指導プログラムの標準化とは

糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、個人の生活行動、行動の背景にある健康に対する認識、そして価値観に働きかける行為である。そのため、保健指導実施者には、対象者に合わせた支援方法を面接しながら選択し実践する能力が求められる。このため、保健指導の実践過程は個人に応じて千差万別であり、この部分を標準化することは困難であるが、保健指導技術として概念化が図られてきている部分については、一定の整理が可能である。

そこで、保健指導プログラムのプロセス、保健指導として行うべき内容、保健指導の頻度や方法、体制などについて、効果があったと考えられる保健指導の事例を基にして、保健指導プログラムの標準化を図ることとした。

保健指導は、基礎学問である医学や公衆衛生学の発展により変化するものであり、また、指導方法は行動科学、看護学、栄養学、運動科学、疫学・生物統計学、教育学等の研究成果によっても変化するものである。このため、保健指導プログラムの標準化については、常に関連する学問の研究成果を確認しつつ改訂していくことが求められる。

² 保健行動：健康の回復、保持、増進に係る全ての行動。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

第2章 保健事業（保健指導）計画の作成

※ 第2章の最後から移動

第3編第2章(4)から移動

改訂案

第2章 保健事業（保健指導）計画の作成

2-1 保健事業（保健指導）計画作成の進め方

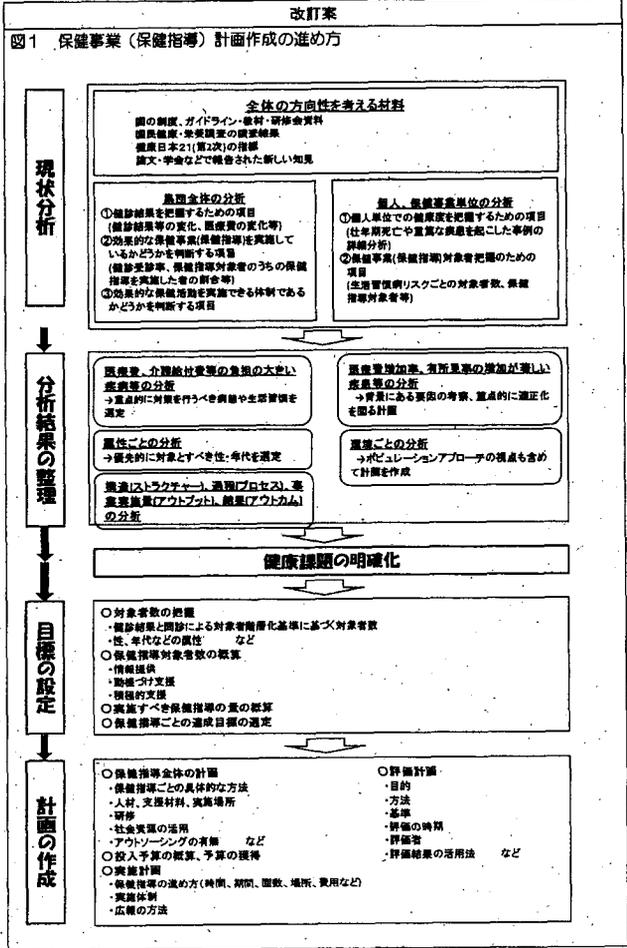
保健事業（保健指導）計画の作成は、次のような流れで行う。

- ① 各種データから集団全体の分析と個人、保健事業の単位の分析を行い、その集団における優先すべき健康課題を明確にする。
- ② ①において明らかになった健康課題を解決するために、優先順位を考慮した上で、保健指導目標として達成すべき目標や数値目標を設定する。
- ③ ②において設定した目標を具体的に達成するために、保健事業（保健指導）の方法、実施、評価について計画を作成する。

※図1の保健事業（保健指導）計画作成の進め方を参照。

※ 第2章の最後から移動

第3編第2章(4)の最後から移動



(1) 現状分析

1) 分析が必要な理由

保健事業（保健指導）計画を作成するためには、まず、現状を正確に把握し分析することが重要である。

第一の理由としては、対象者の所属する地域・領域などの集団全体の健康課題を分析することにより、その集団においてどのような生活習慣病対策に焦点を当てるのかということ、優先すべき健康課題を把握し、保健事業全体の目標を設定するためである。このことは、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ全てを含んだ生活習慣病予防対策の全体像を把握し、社会資源を有効に活用しながら保健事業を組み立てていくことにつながる。また、今回の医療制度構造改革においては、医療費を適正化することが求められているため、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の割合や、医療費を分析することによりその増大の原因を明らかにすることが重要となる。

第二の理由として、対象者の的確な把握を行うことにより、対象者に合った効果的・効率的な保健事業（保健指導）を行うことができるためである。さらに、保健指導対象者数を概算することができるため、投入する人的資源や予算を計画することができる。また、反対に、決められた予算の中で効率的に保健指導を行う計画（支援方法、優先順位などの検討）を作成することができる。

2) 分析すべき項目

現状分析は、「集団全体の分析」と「個人、保健事業の単位の分析」の双方から実施する。「集団全体の分析」と「個人、保健事業の単位の分析」は密接な関係があるため、計画作成に当たっては情報の共有化を図らなければならない。

集団全体の分析項目としては、①健診結果等の変化、生活習慣病の有病率、医療費の変化、死亡率等の健康課題を把握するための項目、②健診受診率、保健指導対象者のうちの保健指導を実施した者の割合等の効果的な保健事業（保健指導）を実施しているかどうかを判断する項目、③保健・医療提供体制、保健指導実施者に対する研修体制と研修実施状況等の効果的な保健活動を実施できる体制にあるかどうかを判断するための項目が挙げられる。

個人、保健事業の単位の分析項目としては、①個人単位での健康度を把握するための項目と②保健事業（保健指導）の効果把握するための項目が挙げられる。

なお、分析項目については、平成20年度においては、老人保健事業等これまでの保健事業で既に把握されているデータを活用することにより、保健事業（保健指導）計画作成の段階から把握することが可能な項目もあるが、新たな健診・保健指導にかかる事業を進める上で新しく設定すべき分析項目もあるため、保健事業（保健指導）実施後に把握することが可能な項目もある。したがって、基準値となるデータの把握時点が異なることから、保健事業（保健指導）計画作成の際に、すべての分析項目を把握することができないため、保健事業（保健指導）を進めながら、分析項目を整理していくことが必要となる。

2-2 現状分析

(1) 分析が必要な理由

保健事業（保健指導）計画を作成するためには、まず、現状を正確に把握し分析することが重要である。

第一の理由としては、対象者の所属する地域・領域などの集団全体の健康課題を分析することにより、その集団においてどのような生活習慣病対策に焦点を当てるのかということ、優先すべき健康課題を把握し、保健事業全体の目標を設定するためである。このことは、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ全てを含んだ生活習慣病予防対策の全体像を見据え、社会資源を有効に活用しながら保健事業を組み立てていくことにつながる。また、社会保障制度が持続可能となるよう、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の割合や、医療費を分析することにより医療費の増大の原因を明らかにすることが重要となる。

第二の理由として、対象者の的確な把握を行うことにより、対象者に合った効果的・効率的な保健事業（保健指導）を行うことが挙げられる。さらに、保健指導対象者数を概算することができるため、投入する人的資源や予算を計画することができる。また、反対に、決められた予算の中で効率的に保健指導を行う計画（支援方法、優先順位などの検討）を作成することができる。

(2) 分析すべき項目

現状分析は、「集団全体の分析」と「個人、保健事業の単位の分析」の双方から実施する。「集団全体の分析」と「個人、保健事業の単位の分析」は密接な関係があるため、計画作成に当たっては情報の共有化を図らなければならない。

集団全体の分析項目としては、①健診結果等の変化、生活習慣病の有病率、医療費の変化、要介護認定の状況、死亡率等の健康課題を把握するための項目、②健診受診率、保健指導対象者のうちの保健指導を実施した者の割合等の効果的な保健事業（保健指導）を実施しているかどうかを判断する項目、③保健・医療提供体制、保健指導実施者に対する研修体制と研修実施状況等の効果的な保健活動を実施できる体制にあるかどうかを判断するための項目が挙げられる。

個人、保健事業の単位の分析項目としては、①個人単位での健康度を把握するための項目、②保健事業（保健指導）対象者把握のための項目、③保健事業（保健指導）の効果把握するための項目が挙げられる。

平成20年度以降は特定健診データの蓄積、さらにはレセプトデータの電子化等の推進もあって、健康課題の分析や集団としての保健事業評価が実施しやすくなってきている。国や都道府県、国民中央会等の公表する全国・県別、市町村別データと、各保険者等におけるデータの比較等により集団の特性を明らかにしたり、数値の経年変化を追跡したりすることにより、保健事業の目標設定や修正、進捗管理を行うことが可能となっている。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

なお、表1「集団全体の分析項目」と表2「個人、保健事業の単位の分析項目」を参考として例示した。

3) 分析の方法と保健事業（保健指導）計画への活用

分析に当たっては、基準の統一、比較可能性等に留意して行う必要がある。また、分析結果については、医療費、対象の属性、環境などの観点からさらに解析を行い、その結果を整理する。そして健康課題、保健指導の効果が期待される対象者集団及び効果が期待される方法等を明らかにして、その課題解決に向けた保健事業（保健指導）計画を策定するための基礎資料を作成する。

基礎資料には、次のような分析結果を整理することが考えられる。

- ①「医療費などの負担の大きい疾病等の分析」
②「医療費増加率、有所見率の増加が著しい疾病等の分析」
③「属性ごとの分析」
④「環境（地域・職場）ごとの分析」
⑤「プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の分析」

プロセス（過程）指標とアウトプット（事業実施量）指標、アウトカム（結果）指標との関係について分析する。保健事業の投入により、健康課題の改善が図られているかどうかを検討する。不十分な場合には保健事業の見直し、または他の影響する要因について分析する（第3編第4章を参照）。

改訂案

なお、表1「集団全体の分析項目」と表2「個人、保健事業の単位の分析項目」を参考として例示する。

(3) 分析の方法と保健事業（保健指導）計画への活用

現状分析に当たっては、基準の統一、比較可能性等に留意して行う必要がある。また、分析結果については、医療費、対象の属性、環境などの観点からさらに解析を行い、その結果を整理する。そして、対象集団の健康課題、保健指導の効果が期待される対象者集団及び方法等を明らかにして、その課題解決に向けた保健事業（保健指導）計画を策定するための基礎資料を作成する。

基礎資料には、次のような分析結果を整理することが考えられる（第4編第3章参照）。

- ①「医療費などの負担の大きい疾病等の分析」
②「医療費増加率、有所見率の増加が著しい疾病等の分析」
③「属性ごとの分析」
④「環境（地域・職場）ごとの分析」
⑤「ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の分析」

ストラクチャー（構造）・プロセス（過程）・アウトプット（事業実施量）・アウトカム（結果）間の関連性について分析する。保健事業の実施により、健康課題の改善が図られているかどうかを検討する。不十分な場合には保健事業の見直し、または他の影響する要因について分析する（第4章を参照）。

なお、市町村においては、要介護原因疾患（性別・年齢別）等について、関係部門・衛生部門・介護部門の担当が合同して分析・評価することが望ましい。保健事業全体を俯瞰した戦略の検討及び体制整備に資することができる。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

表1 集団全体の分析項目（例）

Table with 4 columns: Analysis Item, Planning/Implementation Period, Final Evaluation Period, and Other Analysis Items. Rows include mortality rate, medical costs, and program effectiveness.

(*)：市町村国保では分析することが望ましい項目

改訂案

表1 集団全体の分析項目（例）

Table with 4 columns: Analysis Item, Planning/Implementation Period, Final Evaluation Period, and Other Analysis Items. Rows include mortality rate, medical costs, and program effectiveness, with additional rows for long-term care costs.

(*)：市町村においては、要介護原因疾患（性別・年齢別）等について、関係部門・衛生部門・介護部門の担当が合同して分析・評価することが望ましい項目

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

表2 個人、保健事業の単位の分析項目（例）

	把握の時期		
	計画作成時から把握可能	事業実施後に把握可能	事業の最終的な評価で把握可能
①個人単位での健康度を把握するための項目 壮年期死亡や重篤な疾患を起した事例 その他分析に必要な項目	(○)	○	
②保健事業（保健指導）対象者把握のための項目 「健診結果等リスク判定表」に基づく生活習慣病リスクごとの対象者数 保健指導対象者数（「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」） その他分析に必要な項目	(○) (○)	○ ○	
③これまでの保健事業（保健指導）の効果の項目 （集団全体） 生活習慣改善の意欲等主観的な指標の変化 生活習慣の変化 健診結果の変化 医療費の変化 その他分析に必要な項目 （事業） 医療費に対する効果 苦情・トラブルの件数、対応状況 費用対効果 委託件数 その他分析に必要な項目	(○) (○) (○) (○) ○	 ○ (○)	 ○ ○

表2 個人、保健事業の単位の分析項目（例）

	把握の時期		
	計画作成時から把握可能	事業実施後に把握可能	事業の最終的な評価で把握可能
①個人単位での健康度を把握するための項目 壮年期死亡や重篤な疾患を起した事例 その他分析に必要な項目	(○)	○	
②保健事業（保健指導）対象者把握のための項目 「健診結果等リスク判定表」に基づく生活習慣病リスクごとの対象者数 保健指導対象者数（「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」） その他分析に必要な項目	(○) (○)	○ ○	
③これまでの保健事業（保健指導）の効果の項目 （集団全体） 生活習慣改善の意欲等主観的な指標の変化 生活習慣の変化 健診結果の変化 医療費の変化 その他分析に必要な項目 （事業） 医療費に対する効果 苦情・トラブルの件数、対応状況 費用対効果 委託件数 その他分析に必要な項目	(○) (○) (○) (○) ○	 ○ (○)	 ○ ○

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

(2) 保健事業（保健指導）の目標設定

平成27年度までに、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を少なくとも25%減少させるという目標に向け、必要な対象者に必要な保健指導を行い、確実に効果をあげていくためには、対象者の正確な把握、効果的な保健事業の実施とその評価が必須である。

1) 保健事業全体の目標設定

保健事業の目標設定は、前節の現状分析に基づき優先課題を掲げるものであるが、医療保険者の保健事業に対する考え方を示すという意味もあり、どのような目標を掲げるかは、重要な判断を要するものである。優先課題は、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることに寄与するものであることは前提であるが、医療保険者としての集団全体の健康問題の特徴を現状分析から明らかにし、その課題のうち、最も効果が期待できる課題を重点的に対応すべき課題として目標に掲げる必要がある。

優先課題のうち目標として掲げる内容の選定は、目標を達成するための現実的な手段が明らかであることや、そのための費用、人的資源、施設の保健事業の実施体制が可能であるかなど、総合的に判断し、目標を設定することが必要である。

保健事業を開始した当初は、分析すべきデータが十分に整備されない中で目標を設定することになるが、年次を過ぎて健診や保健指導のデータが収集されることから、これらのデータ分析を加え、適宜、保健事業全体の目標を変えていく必要がある。

また、目標は抽象的な内容ではなく、例えば「糖尿病の新規治療者を**%に減少させる」など、できる限り数値目標とし、事業終了後の評価ができる目標を設定することが必要である。

2) 保健指導レベル毎の目標設定

対象者を正確に把握するために、医療保険者は、40歳から74歳までの全対象者のうち、糖尿病等の生活習慣病の予備群は、「健診結果等による対象者階層化基準」に基づき、「糖尿病等の生活習慣病保健指導」対象者として分類し、各基準に該当する人数を求める。保健指導レベル別対象者数の概数を算出し、保健指導にかかる事業全体のボリュームを調査し、対象者数の目標を設定する（全対象者から生活習慣病による受療者を除いた対象について、前年度の健診結果を判定基準に投入、各保健指導レベル別の対象人数の概数を算出する）。なお、治療中の者について、主治医からの紹介がある場合は、主治医と連携を図り、その指導のもとに保健指導を実施する。また、治療を中断している者については、受診勧奨を行う必要がある。

保健指導対象者の保健指導実施率は100%に高めていくことが望ましい。
なお、対象者の事情等により、例えば、本来「積極的支援」を行うべき対象者であったが、「動機づけ支援」のみ実施した場合などには、可能な範囲でその割合も把握しておくことが望ましい。

2-2 保健事業（保健指導）の目標設定

重複した記載のため削除

(1) 保健事業全体の目標設定

保健事業の目標設定は、前節の現状分析に基づき優先課題を掲げるものであるが、医療保険者の保健事業に対する考え方を示すという意味もあり、どのような目標を掲げるかは、重要な判断を要するものである。

優先課題は糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることに寄与するものであることは前提であるが、医療保険者としての集団全体の健康問題の特徴を現状分析から明らかにし、その課題のうち、糖尿病等の生活習慣病対策に最も効果が期待できる課題を重点的に対応すべき課題として目標に掲げる必要がある。

優先課題のうち目標として掲げる内容の選定は、目標を達成するための現実的な手段が明らかであることや、そのための費用、人的資源、施設の保健事業の実施体制が可能であるかなど、総合的に判断し、目標を設定することが必要である。

平成20年度に特定健診・保健指導制度が開始されてから収集・蓄積された健診や保健指導のデータの分析結果を踏まえ、保健事業全体の目標を変えていくことも必要である。

また、目標は抽象的な内容ではなく、例えば「糖尿病の新規治療者を**%に減少させる」など、できる限り数値目標とし、事業終了後の評価ができる目標を設定することが必要である。

(2) 保健指導レベル毎の目標設定

対象者を正確に把握するために、医療保険者は、40歳から74歳までの全対象者のうち、糖尿病等の生活習慣病の予備群は、対象者の選定・階層化を行い、保健指導レベル別対象者数の概数を算出することで、保健指導にかかる事業全体のボリュームを把握し、対象者数の目標を設定する（全対象者から生活習慣病による受療者を除いた対象について、前年度の健診結果を判定基準に投入、各保健指導レベル別の対象人数の概数を算出する）。なお、治療中の者について、主治医又は産業医からの紹介がある場合は、主治医又は産業医と連携を図り、その指導のもとに保健指導を実施する。また、治療を中断している者については、受診勧奨を行う必要がある。

現実を反映した記載になっていないため削除

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>各保健指導である「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」については、例えば下記のような指導目標を設定する必要がある。なお、数値目標は、健診結果の変化、アンケート調査等に基づくものとする。</p> <p>①「情報提供」のみの対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果を正常範囲のまま維持し、悪化させない。 「動機づけ支援」対象への移行率を〇%以下とする。 (この数値は性別・年代別に各医療保険者で設定) <p>②「動機づけ支援」の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果を改善、または悪化させない。 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)予備群では腹囲の減少をめざす。 「積極的支援」対象への移行率を△%以下とする。 (この数値は性別・年代別に各医療保険者で設定) <p>③「積極的支援」の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果を改善させる。 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)では腹囲、体重の減量、危険因

改訂案
<p>保健指導を実施するには、「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の各保健指導レベルについては、例えば下記を参考に指導目標を設定する必要がある。なお、数値目標は、健診結果の変化、アンケート調査等に基づくものとする。</p> <p>①「情報提供」のみの対象者 特定保健指導対象者の階層化において、「情報提供」のみの対象者は、以下のA～Eに分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 検査データの異常がほとんどなく、生活習慣も問題がないもの イ 検査データの異常はほとんどないが、喫煙習慣、食事習慣、運動習慣などの生活習慣の問題がある者 ウ 検査データでは保健指導判定値以上であるが、肥満ではないため特定保健指導の対象とはならないもの エ 服薬中であるために、特定保健指導の対象とはならないもの <p>「情報提供」レベルの者に対する保健指導については、医療保険者が行う法定報告の義務はないが、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率や医療費適正化に資する事業であるため、市町村等の各医療保険者等は下記の指標を参考にして指導目標を設定することが望ましい。</p> <p>対象Aについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果を正常範囲のまま維持し、悪化しない。 「動機づけ支援」対象への移行率を〇%以下とする。 (この数値は性別・年代別に各医療保険者で設定) <p>対象イについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の問題点を自覚し、生活習慣が一つでも改善する。 検査データが保健指導判定値を超えない。 <p>対象ウについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健指導判定値を超えている検査データが基準値に近づく。 保健指導実施率が向上する。 <p>対象エについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> コントロール状況の確認及び評価を行う 受診が継続する。 <p>②「動機づけ支援」の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果が改善するか、または悪化しない。 メタボリックシンドローム予備群では腹囲の減少をめざす。 「積極的支援」対象への移行率を〇%以下とする。 (この数値は性別・年齢別に各医療保険者で設定) <p>③「積極的支援」の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果が改善する。 メタボリックシンドロームでは腹囲、危険因子の減少をめざす。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>子の減少をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健指導対象者の〇割以上の人において、判定の改善をめざす。 「要治療」への移行率を〇%以下とする。 <p>③) 保健指導の対象者の優先順位の付け方の基本的な考え方</p> <p>今後は、保健指導対象者の増加が予測されること、さらに糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の2.5%を減少させるためには、効果的・効率的な保健指導の実施が必要である。そのため、保健指導対象者に優先順位をつけて、最も必要な、そして効果のある対象を選定して保健指導を行う必要がある。例えば、保健指導の対象者の優先順位の付け方としては、下記の方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年齢が比較的若い対象者 ○健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機づけ支援レベル、動機づけ支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった対象者 ○第2編第2章3) 質問項目(標準的な質問票7～19番)の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者 ○前年度、積極的支援及び動機づけ支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者

改訂案
<ul style="list-style-type: none"> 保健指導対象者の〇割以上の人において、判定の改善をめざす。 「要治療」への移行率を〇%以下とする。 <p>(3) 保健指導の対象者の優先順位にかかる基本的な考え方</p> <p>糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるためには、効果的・効率的な保健指導の実施が必要である。そのため、保健指導対象者に優先順位をつけて、最も必要な、そして効果のある対象を選定して保健指導を行う必要がある。例えば、保健指導の対象者の優先順位の付け方としては、下記の方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年齢が比較的若い対象者 ○健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機づけ支援レベル、動機づけ支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった対象者 ○第2編第2章別紙3)の質問項目(標準的な質問票8～20番)の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者 ○前年度、積極的支援及び動機づけ支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者

(3) 保健事業（保健指導）計画作成

目標を達成するために、保健指導全体、実施、評価について具体的な計画を作成することが望ましい。

1) 保健指導全体の計画

「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」別の具体的な方法、保健指導のための人材、支援材料、記録方法、実施場所、保健指導担当者の研修などを検討する。これらの状況や既存の社会資源等を総合的に判断して、アウトソーシングの検討を行う。

また、前年度までの評価（実施状況・効果・問題点など）を踏まえ、より効果的な内容となるよう心がける。さらに、保健指導全体の計画にあたっては、毎回よりよいものを作成することをめざす。

2) 実施体制に関する計画

実施の計画については、健診から保健指導まで円滑に実施できるように保健指導の進め方、実施体制、広報の方法等に留意して作成することが必要である。また、実施計画に合わせて予算を計上し、確定した予算にあわせ、実施計画の見直し、対象者の選定方法の見直しを行う。

① 保健指導の進め方

「情報提供」、「動機づけ支援」は健診結果の返却時にあわせて実施するなど、参加者の負担を軽減する方法を計画する。

「動機づけ支援」、「積極的支援」については、対象者の性別・年代・職業等、社会背景を考慮し、参加しやすい時間帯や場所を設定することや対象者が関心を持つような方法を考慮する。

② 実施体制

保健指導の実施に当たっては、効果・効率を考え、最適な実施体制を検討する。保健指導に関わる関係者会議を行い、支援方法の標準化、媒体、支援材料や記録の方法などを徹底する。

外部講師や外部機関と連携して事業を実施するときには、事業の目的と評価法、対象者の状況などを十分に理解してもらうよう、事前の調整を十分に行う。また、実際の参加者の情報についても共有化しておくことが重要である。

保健指導のアウトソーシングを行う場合は、医療保険者との役割分担、責任を詳細にわたって明確にしておく。

③ 周知方法

健診・保健指導の在り方や保健指導の目的、内容、効果等について、地域住民や職員全員に十分周知しておく。また、地域住民や職員への周知がポピュレーション

2-3 保健事業（保健指導）計画作成

目標を達成するために、保健指導全体、実施、評価について具体的な計画を作成することが望ましい。

(1) 保健指導全体の計画

「情報提供」、「動機づけ支援」及び「積極的支援」別の具体的な方法、保健指導実施者、支援材料、記録方法、実施場所、保健指導実施者研修などを検討する。これらの状況や既存の社会資源等を総合的に判断して、アウトソーシングの必要性について検討する。

また、前年度までの評価（実施状況・効果・問題点など）を踏まえ、より効果的な内容となるよう心がける。さらに、保健指導全体の計画にあたっては、これまでの計画を踏襲するのではなく、毎回、よりよいものを作成することをめざす。

(2) 実施体制に関する計画

実施の計画については、健診から保健指導まで円滑に実施できるように保健指導の進め方、実施体制、広報の方法等に留意して作成することが必要である。また、実施計画に合わせて予算を計上し、確定した予算にあわせ、実施計画の見直し、対象者の選定方法の見直しを行う。

① 保健指導の進め方

「情報提供」、「動機づけ支援」及び「積極的支援」の初回面談は、健診結果の返却時にあわせて実施するなど、参加者の負担を軽減し、参加しやすくなる方法を計画する。

特に、「動機づけ支援」、「積極的支援」については、対象者の性別・年代・職業、生活環境等の社会背景を考慮し、参加しやすい時間帯、場所を設定することや対象者が関心を持つような方法を考慮する。

② 実施体制

保健指導の実施に当たっては、効果・効率を考え、最適な実施体制を検討する。保健指導に関わる関係者会議を行い、支援方法の標準化、媒体、支援材料や記録の方法などを徹底する。健診から保健指導までの作業工程を検討し、健診実施日から保健指導までの期間を短縮することに努力すべきである。

外部講師や外部機関と連携して事業を実施するときには、事業の目的と評価法、対象者の状況などを十分に理解してもらうよう、事前の調整を十分に行う。また、実際の参加者の情報についても共有化しておくことが重要である。

保健指導のアウトソーシングを行う場合は、委託業務の範囲や責任を詳細にわたって明確にしておく。

③ 周知方法

健診・保健指導の在り方や保健指導の目的、内容、効果等について、地域住民や職員全員に十分周知しておく。また、地域住民や職員への周知がポピュレーション

アプローチとしての意味合いも持つことを考慮して効果的に行う。さらに、保健指導対象者が積極的に参加できるよう、地域・職域別に方法を検討する。特に被扶養者については、周知が徹底されるように配慮することが望ましい。

なお、個々の対象者に対する計画については、第3編第3章に記載する内容を踏まえ、個別に計画を作成する。

③ 評価計画

糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導の効果を明確に示していくためには、保健指導をPDCA（計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action））サイクルで計画から見直し・改善までのプロセスを継続することによって、よりよい成果をあげていくことが期待できる。

このため、評価の目的、方法、基準、時期、評価者、評価結果の活用法について、計画の段階から明確にしておく。また、評価計画については、企画部門及び保健事業部門の両者で作成・共有化し、評価結果のうち、公表するものを明確にしておく。

アウトソーシングをする場合は、委託先にも評価計画を明示する。

(4) 保健事業（保健指導）計画作成の進め方

これまで述べてきたように、保健事業（保健指導）計画の作成においては、概ね次のような流れがある。

① 各種データから集団全体の分析と個人、保健事業の単位の分析を行い、その集団における優先すべき健康課題を明確にする。

② ①において明らかになった健康課題を解決するために、優先順位を考慮した上で、保健指導目標として達成すべき目標や数値目標を設定する。

③ ②において設定した目標を具体的に達成するために、方法、実施、評価について計画を作成する。

※図1の保健事業（保健指導）計画作成の進め方を参照。

アプローチとしての意味合いも持つことを考慮して効果的に行う。さらに、保健指導対象者が積極的に参加できるよう、対象者の属性に合わせた実施方法を検討する。特に被扶養者については、周知が徹底されるように配慮することが望ましい。

また、職域では、事業所における労働者の健康づくりに対する意識によって保健指導への取組みの差が大きいため、保健指導の実施について事業所の協力を得ることが有効である。

なお、個々の対象者に対する計画については、第3編第3章に記載する内容を踏まえ、個別に計画を作成する。

(3) 評価計画

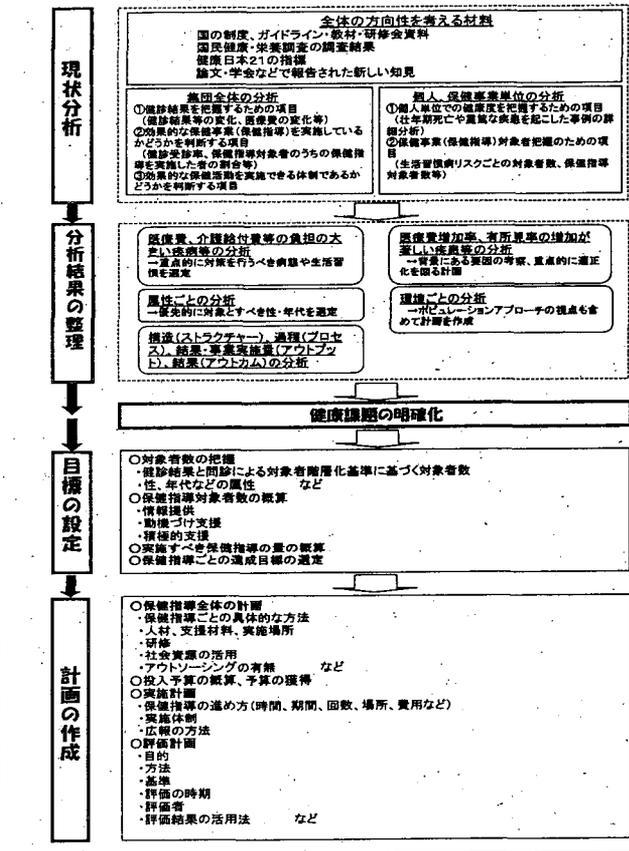
糖尿病等の生活習慣病の予備群等に対する保健指導の効果を明確に示していくためには、保健指導をPDCAサイクルで計画から見直し・改善までのプロセスを継続することによって、よりよい成果をあげていくことが期待できる。

このため、評価の目的、方法、基準、時期、評価者、評価結果の活用法について、計画の段階から明確にしておく。また、評価計画については、企画部門及び保健事業部門の両者で作成・共有化し、評価結果のうち、公表するものを明確にしておく。

アウトソーシングをする場合は、委託先にも評価計画を明示する。

第3編第2章2-1へ移動

図1 保健事業（保健指導）計画作成の進め方



第3編第2章2-1の下へ移動

第3章 保健指導の実施

(1) 基本的事項

1) 標準的な保健指導プログラムについて

糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することである。保健指導の重要な点は、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるように支援することであり、そのことによって、対象者が健康的な生活を維持できるよう支援することである。

保健指導の効果に関する研究は、エビデンスとして蓄積されつつあるものの、現時点では、保健指導の技術開発や基盤整備が期待される分野である。そのため、本プログラムでは、現段階で考えられる、最低限実施すべき保健指導と望ましい保健指導について記載する。

これら保健指導の要件については、高齢者医療確保法の施行後において、保健指導実施機関による多種多様な保健指導の実績・成果を蓄積・分析する中で、最低限実施すべき要件の評価を行うとともに、有効な保健指導の要件を整理していくこととする。

また、今後は保健指導を実施する機関が創意工夫することにより、より有効な保健指導の内容や実施形態等が明らかとなり、提供される保健指導にそれらが反映されることが期待される。

なお、本プログラムは、保健指導の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとする。

2) 対象者ごとの保健指導プログラムについて

保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性ごとに「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分されるが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要がある。

「情報提供」とは、対象者が生活習慣病や健診結果から自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果の提供にあわせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供することを行う。

「動機づけ支援」とは、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定し、医師、保健師、管理栄養士又は栄養指導若しくは運動指導に関する専門

第3章 保健指導の実施

3-1 基本的事項

(1) 標準的な保健指導プログラムについて

糖尿病等の生活習慣病の予備群等に対する保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援することである。保健指導の重要な点は、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるように支援することであり、そのことによって、対象者が健康的な生活を維持できるよう支援することである。

本プログラムでは、現段階で考えられる、最低限実施すべき保健指導と望ましい保健指導について記載する。

保健指導の要件については、引き続き、保健指導実施機関による多種多様な保健指導の実績・成果を蓄積・分析する中で、最低限実施すべき要件の評価を行うとともに、有効な保健指導の要件を整理していく。

また、保健指導を実施する機関の創意工夫により、より有効な保健指導の内容や実施形態等が明らかとなり、提供される保健指導にそれらが反映されることが期待される。

このため、本プログラムについても、保健指導の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを検討していく。

(2) 対象者ごとの保健指導プログラムについて

保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性に応じて、「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分されるが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要がある。

「情報提供」とは、対象者が生活習慣病や健診結果から自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果の提供にあわせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供することを行う。通常、健診の結果通知と同時にを行うが、重症化防止の観点から、後日改めて対面等により保健指導として実施することも考えられる。

「動機づけ支援」とは、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに、対象者が行動計画を策定し、医師、保健師、管理栄養士又は栄養指導若しくは運動指導に

<p>標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）</p> <p>的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣の改善のための取組に係る動機づけに関する支援を行うとともに、計画の策定を指導した者が、計画の実績評価（計画策定の日から6か月以上経過後に行う評価をいう。）を行う保健指導をいう。</p> <p>「積極的支援」とは、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定し、医師、保健師、管理栄養士又は栄養指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣の改善のための、対象者による主体的な取組に資する適切な働きかけを相当な期間継続して行うとともに、計画の策定を指導した者が、計画の進捗状況評価と計画の実績評価（計画策定の日から6か月以上経過後に行う評価をいう。）を行う。</p> <p>「積極的支援」の実施に関しては、対象者の保健指導の必要性に応じてさまざまな手段や内容を組み合わせながら支援プログラムを展開し、多職種・他機関が支援を行う場合には、適宜、保健指導実施者間で関係者会議を開催し、対象者の課題や目標を共有して支援を行う必要がある。</p> <p>また、支援プログラムの提供に際しては、既存の保健事業との組み合わせや社会資源の活用、地域又は職場で行われている健康づくりのためのポピュレーションアプローチとも関連づけていくことが重要である。</p> <p>なお、支援プログラムは、同じ対象者に毎年同じ内容を繰り返すのではなく、対象者の特性に合わせ、また有効な手法の抽出等により、常に改善に努めることが必要である。</p>

<p>標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）</p> <p>3) 保健指導の実施者</p> <p>保健指導は、医師、保健師、管理栄養士が中心となって担うこととする。</p> <p>「動機づけ支援」及び「積極的支援」において、①初回の面接、②対象者の行動目標・支援計画の作成、③保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。ただし、これまで医療保険者や事業者において看護師による保健事業がなされている現状を踏まえ、医師、保健師、管理栄養士の配置が確保することが期待される高齢者医療確保法の施行後5年間に限り、一定の保健指導の実務経験のある看護師も行うことができる。</p> <p>「動機づけ支援」及び「積極的支援」のプログラムのうち、食生活・運動に関する対象者の支援計画に基づく実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士、その他食生活、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者（健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士や事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導、産業栄養指導、産業保健指導担当者等）が実施する。また、それらの実践的指導においては、グループ支援をあわせて用いることが効果的であり、その場合は、地域内の種々の関係者の協力を得ることが重要である。</p> <p>保健指導において、禁煙指導を提供する場合には、禁煙指導には、禁煙補助剤の活用が有効であることから医師、薬剤師と連携するなど、保健指導の内容や対象者の心身などを考慮し、他職種との連携を図ることが望ましい。</p> <p>なお、医師に関しては、日本医師会認定健康スポーツ医等と連携することが望ましい。</p> <p>さらに、保健指導を実施する者は、保健指導のための一定の研修を修了していることが望ましい。</p> <p>4) 「情報提供」に活用するための質問票</p> <p>健診時に行う生活習慣に関する質問票は、「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の保健指導を実施する際に活用することができる。</p> <p>「情報提供」の内容を判断するための質問票としては、個別に食生活、運動習慣等の情報を提供するために必要な項目（例えば、第2編第2章3) 標準的な質問票了〜19番）が考えられる。</p> <p>なお、健診時の質問票は受診者全員に行うことから、できる限り科学的根拠のある項目数に絞り、また、簡潔な表現としている。</p> <p>5) 「動機づけ支援」「積極的支援」に必要な詳細な質問票</p> <p>「動機づけ支援」、「積極的支援」の実施に当たっては、保健指導対象者の生活習慣及び行動変容のステージ（準備状態）を把握し、どのような生活習慣の改善が必要なのかをアセスメントする必要があることから、詳細な質問票を実施することが望ましい。</p> <p>詳細な質問票は、対象者自身が自分の生活習慣を振り返るきっかけとする</p>
--

<p>関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣の改善のための取組に係る動機づけに関する支援を行うとともに、計画の策定を指導した者が、計画の実績評価（計画策定の日から6か月以上経過後に行う評価をいう。）を行う保健指導をいう。</p> <p>「積極的支援」とは、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようになることを目的として、医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定し、医師、保健師、管理栄養士又は栄養指導若しくは運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者が生活習慣の改善のための、対象者による主体的な取組に資する適切な働きかけを相当な期間継続して行うとともに、計画の策定を指導した者が、計画の進捗状況評価と計画の実績評価（計画策定の日から6か月以上経過後に行う評価をいう。）を行う。</p> <p>「積極的支援」の実施に関しては、対象者の保健指導の必要性に応じてさまざまな手段や内容を組み合わせながら支援プログラムを展開し、多職種・他機関が支援を行う場合には、適宜、保健指導実施者間で関係者会議を開催し、対象者の課題や目標を共有して支援を行う必要がある。</p> <p>また、支援プログラムの提供に際しては、既存の保健事業との組み合わせや社会資源の活用、地域又は職場で行われている健康づくりのためのポピュレーションアプローチとも関連づけていくことが重要である。</p> <p>なお、支援プログラムは、同じ対象者に毎年同じ内容を繰り返すのではなく、対象者の特性に合わせ、また有効な手法の抽出・適用・強化等により、常に改善に努めることが必要である。</p> <p>※1 栄養指導に関する専門的知識及び技術を有する者 【平成19年厚生労働省告示第10号、平成20年3月10日付け健発第0310007号・保発第0310001号】 ① 看護師、栄養士、歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士であって、告示に定める内容の食生活改善指導担当者研修を受講した者 ② 事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、以下「T.H.P.指針」という。）に基づく産業栄養指導担当者であって追加研修を受講した者又はT.H.P.指針に基づく産業保健指導担当者であって追加研修を受講した者</p> <p>※2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者 【平成19年厚生労働省告示第10号、平成20年3月10日付け健発第0310007号・保発第0310001号】 ① 看護師、栄養士、歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、理学療法士であって、告示に定める内容の運動指導担当者研修を受講した者 ② 財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士又は、T.H.P.指針に基づく運動指導担当者であって追加研修を受講した者</p>

<p>(3) 保健指導の実施者</p> <p>保健指導は、医師、保健師、管理栄養士が中心となって担うこととする。</p> <p>「動機づけ支援」及び「積極的支援」において、①初回の面接、②対象者の行動目標・支援計画の作成、③保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。ただし、これまで医療保険者や事業者において看護師による保健事業がなされてきた実態を踏まえ、平成25年度からの5年間に限っても、引き続き、一定の保健指導の実務経験のある看護師が行うことも可能とする。</p> <p>「動機づけ支援」及び「積極的支援」のプログラムのうち、食生活・運動に関する対象者の支援計画に基づく実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士、その他食生活の改善、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者（健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士や事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく運動指導、産業栄養指導、産業保健指導担当者等）が実施する。また、それらの実践的指導においては、グループ支援をあわせて用いることが効果的であり、その場合は、地域内の種々の関係者の協力を得ることが重要である。</p> <p>保健指導において、禁煙指導を提供する場合には、禁煙指導には、禁煙補助剤の活用が有効であることから医師、薬剤師と連携するなど、保健指導の内容や対象者の心身などを考慮し、他職種との連携を図ることが望ましい。</p> <p>なお、医師に関しては、日本医師会認定健康スポーツ医等と連携することが望ましい。</p> <p>さらに、保健指導を実施する者は、保健指導のための一定の研修（「健診・保健指導の研修ガイドライン」V 実践者育成研修プログラム）を修了していることが望ましい。</p> <p>(4) 「情報提供」に活用するための質問票</p> <p>健診時に行う生活習慣に関する質問票は、「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の保健指導を実施する際に活用することができる。</p> <p>「情報提供」の内容を判断するための質問票としては、個別に食生活、運動習慣等の情報を提供するために必要な項目（例えば、第2編第2章別紙3 標準的な質問票8番〜20番）が考えられる。</p> <p>なお、健診時の質問票は受診者全員に行うことから、できる限り科学的根拠のある項目数に絞り、また、簡潔な表現としている。</p> <p>(5) 「動機づけ支援」「積極的支援」に必要な詳細な質問票</p> <p>「動機づけ支援」、「積極的支援」の実施に当たっては、保健指導対象者の生活習慣及び行動変容のステージ（準備状態）を把握し、どのような生活習慣の改善が必要なのかをアセスメントする必要があることから、詳細な質問票を実施することが望ましい。</p> <p>詳細な質問票は、対象者自身が自分の生活習慣を振り返るきっかけとする</p>
--

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>ほか、対象者の生活習慣の変化が把握できることから、生活習慣改善の評価にも活用できる。</p> <p>詳細な質問票の例としては、次のような項目が考えられる。</p> <p>①食生活習慣 食事の内容、量及び間食や外食の習慣などを把握する。</p> <p>②身体活動状況 身体活動の種類・強度・時間・回数を把握する。</p> <p>③運動習慣 日常的に実施している運動の種類・頻度・1日当たりの実施時間等、運動習慣の有無と程度に関する情報を把握する。</p> <p>④休養・睡眠 休養の取り方、睡眠時間などの状況を把握する。</p> <p>⑤飲酒状況 飲酒量、頻度など飲酒の状況を把握する。</p> <p>⑥喫煙状況 過去の喫煙や禁煙状況を把握する。</p> <p>⑦健康意識 対象者の健康観を把握する。</p> <p>⑧生活習慣改善に関する行動変容のステージ（準備状態） 生活習慣に関する行動変容のステージ（準備状態）を把握する。</p> <p>⑨過去にとった保健行動 健康のために、過去に何か実施したことがあるか把握する。</p> <p>⑩その他 ストレスの有無や対処方法などについて把握する。</p>
<p>※ 行動変容ステージとは、行動変容に対する準備段階のことで、次の5つのステージに分けられる。ステージごとに支援方法を変え、ステージが改善していけるように支援する。</p> <p>無関心期：6ヶ月以内に行動変容に向けた行動を起こす意思がない時期 関心期：6ヶ月以内に行動変容に向けた行動を起こす意思がある時期 準備期：1ヶ月以内に行動変容に向けた行動を起こす意思がある時期 実行期：明確な行動変容が観察されるが、その持続がまだ6ヶ月未満である時期 維持期：明確な行動変容が観察され、その期間が6ヶ月以上続いている時期</p>

改訂案
<p>ほか、対象者の生活習慣の変化が把握できることから、生活習慣改善の評価にも活用できる。詳細な質問票の例としては、次のような項目が考えられる。</p> <p>① 食生活習慣 食事の時間帯、回数、内容、量及び間食や外食の習慣、<u>噛む習慣</u>などを把握する。</p> <p>② 身体活動状況 身体活動の種類、強度、時間、回数等を把握する。</p> <p>③ 運動習慣 日常的に実施している運動の種類、頻度、1日当たりの実施時間等、運動習慣の有無と程度に関する情報を把握する。</p> <p>④ 休養・睡眠 休養の取り方、睡眠の質、睡眠時間などの状況を把握する。</p> <p>⑤ 飲酒状況 飲酒量、頻度など飲酒の状況を把握する。</p> <p>⑥ 喫煙状況 <u>現在及び過去の喫煙や禁煙状況を把握する。</u></p> <p>⑦ 健康意識 対象者の健康観を把握する。</p> <p>⑧ 生活習慣改善に関する行動変容のステージ（準備状態） 生活習慣に関する行動変容のステージ（準備状態）を把握する。</p> <p>⑨ 過去にとった保健行動 健康のために、過去に何か実施したことがあるか把握する。</p> <p>⑩ <u>治療中の疾病</u> <u>標準的な質問票等で把握できない疾病の有無（既往歴含む）及び医師からの生活習慣に関する指示や制限を把握する。</u></p> <p>⑪ その他 仕事の内容、勤務時間、家族関係、ストレスの有無や対処方法などについて把握する。</p>
<p>※ 行動変容ステージとは、行動変容に対する準備段階のことで、次の5つのステージに分けられる。ステージごとに支援方法を変え、ステージが改善していけるように支援する。</p> <p>無関心期：6ヶ月以内に行動変容に向けた行動を起こす意思がない時期 関心期：6ヶ月以内に行動変容に向けた行動を起こす意思がある時期 準備期：1ヶ月以内に行動変容に向けた行動を起こす意思がある時期 実行期：明確な行動変容が観察されるが、その持続がまだ6ヶ月未満である時期 維持期：明確な行動変容が観察され、その期間が6ヶ月以上続いている時期</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>6) 保健指導の際に活用する支援材料(学習教材集・保健指導事例集)</p> <p>保健指導の実施にあたっては、支援のための材料、学習教材等を整備することが必要であるが、これらは、常に最新の知見、情報に基づいたものにしていくことが重要であり、常に改善が必要である。</p> <p>また、支援のための材料等は、対象者に対するもののみでなく、保健指導を担当する者に対するものも必要となる。さらに、それぞれ支援のための材料等は何をめざして使用するのかということをはっきりとさせていくことと、地域の実情や職域の状況に応じた工夫をしていくことが重要となる。</p> <p>①アセスメントに関する支援材料 対象者の課題の明確化のために、身体状況、生活習慣、健康に関する意識、家族の状況、仕事の状況等についてアセスメントを行うための材料である。</p> <p>②行動目標設定のための支援材料 行動目標を設定し、評価をしていくための材料である。</p> <p>③知識の提供・生活習慣改善のための支援材料(学習教材) 生活習慣病や内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に関する知識、生活習慣に係る意識啓発や実際に生活習慣を改善するための具体的な方法を提供するための材料である。</p> <p>④自己実践を支援するための支援材料(特に継続的に支援するための材料) 対象者が設定した行動目標の達成のために活用する実践状況の記録、通信による支援等のための材料である。</p> <p>⑤保健指導実施者用の材料 保健指導を担当する職員間で支援内容、実施内容、個別相談や集団教室の実施方法や実施状況の記録等に関する材料である。</p>
<p>7) 記録とデータ管理</p> <p>保健指導の記録の利点として、次の4点があげられる。</p> <p>a 対象者の状況が経時的に把握ができること b 経時的な結果から保健指導の評価ができること c 他の保健指導を担当する者と情報を共有できること(担当者が変更となっても継続的な支援が可能) d 対象者本人の要求があれば閲覧可能とすること</p> <p>内容は、個々の対象者ごとに目標、モニタリングすべき指標(検査データ、具体的な行動など)、個別支援やグループ支援等で提供したサービスと対象者の状況等が中心となるが、<u>以上に加えて、行動変容に対する本人の意欲(可能であれば本人の言葉で記録する)、本人が「支援者」に期待していること</u>な</p>

改訂案
<p>(6) 保健指導の際に活用する支援材料(学習教材集・保健指導事例集)</p> <p>保健指導の実施にあたっては、支援のための材料、学習教材等を整備することが必要であるが、これらは、<u>各学会のガイドライン等を踏まえた常に最新の知見、情報に基づいたものにしていくことが重要であり、常に改善が必要である。</u></p> <p>また、支援のための材料等は、対象者に対するもののみでなく、保健指導を担当する者に対するものも必要となる。さらに、それぞれ支援のための材料等は何を目指して使用するのかということをはっきりとさせていくことと、地域の実情や職域の状況に応じた工夫をしていくことが重要となる。</p> <p>① アセスメントに関する支援材料 対象者の課題の明確化のために、身体状況、生活習慣、生活環境、健康に関する意識、家族の状況、仕事の状況等についてアセスメントを行うための材料である。</p> <p>② 行動目標設定のための支援材料 行動目標を設定し、評価をしていくための材料である。</p> <p>③ 知識の提供・生活習慣改善のための支援材料(学習教材) 生活習慣病やメタボリックシンドロームに関する知識、生活習慣に係る意識啓発や実際に生活習慣を改善するための具体的な方法を提供するための材料である。</p> <p>④ 自己実践を支援するための支援材料(特に継続的に支援するための材料) 対象者が設定した行動目標の達成のために活用する実践状況の記録、通信による支援等のための材料である。</p> <p>⑤ 保健指導実施者用の材料 保健指導を担当する職員間で支援内容、実施内容、個別相談や集団教室の実施方法や実施状況の記録等に関する材料である。</p>
<p>(7) 記録とデータ管理</p> <p>保健指導の記録の意義として、次の4点があげられる。</p> <p>a 対象者の状況が経時的に把握ができること b 経時的な結果から保健指導の評価ができること c 他の保健指導を担当する者と情報を共有できること(担当者が変更となっても継続的な支援が可能) d 対象者本人の要求があれば閲覧可能とすること</p> <p>内容は、個々の対象者ごとに目標、モニタリングすべき指標(検査データ、具体的な行動など)、個別支援やグループ支援等で提供したサービスと対象者の状況等に加えて、<u>行動変容に対する本人の意欲(可能であれば本人の言葉で記録する)、本人が「支援者」に期待していること</u>の記録も必要である。</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>とも記録することが望ましい。</p> <p>なお、これらの内容には、定量的に記録する内容と定性的に記録する内容があるが、両者とも必要な内容であるため、定性的な記録の内容については、簡潔かつ明確に記載していくことが重要となる。</p> <p>保健指導の実施機関には対象者の個人情報を適切に管理する責務があるが、保健指導のアウトソーシングの状況によっては、個人の保健指導の情報が複数の実施機関の間でやりとりされることも想定される。そのため個々の対象者に対しては、他の関連する実施機関との間で必要なデータを共有することの了解を取ることや、共有する具体的な項目について明記する等、データの共有・やり取りに関する事項を記録することも必要である。</p> <p>健診結果及び保健指導の記録の管理にあたっては、管理すべきデータ、整理すべきデータを決定し、可能な限り、データベースを作成して管理することが望ましい。特定保健指導における保健指導結果の保存年限の基本的考え方、具体的な保存年限は、特定健診と同様とする。</p>

改訂案
<p>なお、これらの内容には、定量的に記録する内容と定性的に記録する内容があるが、両者とも必要な内容であるため、定性的な記録の内容については、簡潔かつ明確に記載していくことが重要となる。</p> <p>また、これらの記録は、保健指導の支援期間中だけでなく、翌年以降の保健指導や対象者選定にも活用されるものであり、経年的な管理体制を整えることが望ましい。</p> <p>保健指導の実施機関には対象者の個人情報を適切に管理する責務があるが、保健指導のアウトソーシングの状況によっては、個人の保健指導の情報が複数の実施機関の間でやりとりされることも想定される。そのため個々の対象者に対しては、他の関連する実施機関との間で必要なデータを共有することの了解を取ることや、共有する具体的な項目について明記する等、データの共有・やり取りに関する事項についての取り決めを行うことも必要である。</p> <p>健診結果及び保健指導の記録の管理にあたっては、管理すべきデータ、整理すべきデータを決定し、可能な限り、データベースを作成して管理することが望ましい。特定保健指導における保健指導結果の保存年限の基本的考え方、具体的な保存年限は、特定健診と同様である（第2編第5章（5）参照）。</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>(2) 「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の内容</p> <p>保健指導は健診受診者全員に対して行うが、健診結果の結果を判定し、保健指導の必要性（生活習慣病リスク）に応じて「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分して実施する。（※）</p> <p>これらの保健指導がめざすところは、対象者の行動変容とセルフケア（自己管理）ができるようになることであるが、それぞれの保健指導では、生活習慣改善の必要性や行動変容の準備状況等から、具体的な支援内容や方法・頻度等が異なっている。</p> <p>（※） 「情報提供」は高齢者医療確保法第24条の特定保健指導ではないが、同法第23条により保険者が結果通知を行う際に、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供することとする。</p> <p>(3) 支援の際の留意点</p> <p>対象者の保健行動が定着するよう一定の期間継続して支援を行うため、対象者が参加しやすい条件を整える。</p> <p>●対象者によっては、ICTなどを活用し、効率的な支援を工夫すると良い。</p> <p>●いくつかの支援手段（メニュー）を組み入れ、対象者の状況や要望に応じてメニューを選択できる等、柔軟な仕組みとすることを考える。</p> <p>●プログラムには、食生活や運動などの実習・講習会などを取り入れ、対象者が自分の生活習慣に気づき、改善できるものが有効である。</p> <p>●また、個別支援のみでなく、グループ支援により、参加者同士の交流をはかり、グループダイナミクスを活用して対象者の自己効力感を高めることも重要である。</p>

改訂案
<p>3-2 「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の区分について</p> <p>保健指導は健診受診者全員に対して行うが、健診の検査結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて階層化し、保健指導の必要性に応じて「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」に区分して実施する。（※）</p> <p>これらの保健指導がめざすところは、対象者の行動変容とセルフケア（自己管理）ができるようになることであるが、それぞれの保健指導では、生活習慣改善の必要性や行動変容のステージ（準備状態）等から、具体的な支援内容や方法・頻度等が異なっている。</p> <p>（※） 「情報提供」は、高齢者医療確保法第24条に基づく特定保健指導には該当しないが、同法第23条により保険者が健診結果の通知を行う際に、生活習慣を改善又は維持していくことの利益を感じ、対象者の行動変容を促す動機づけを目的として行うべきである。その上で、医療機関への受診や継続治療が必要な対象者には受診や服薬の重要性を認識させること、健診受診者全員に対し継続的に健診を受診する必要性を認識させることなどの情報が盛り込まれることが望ましい。</p> <p>3-3 支援の際の留意事項</p> <p>対象者の保健行動が定着するよう一定の期間継続して支援を行うため、対象者が参加しやすい条件を整える。</p> <p>○対象者によっては、ICTなどを活用し、効率的な支援を工夫すると良い。</p> <p>○いくつかの支援手段（メニュー）を組み入れ、対象者の状況や要望に応じてメニューを選択できる等、柔軟な仕組みとすることを考える。</p> <p>○プログラムには、食生活や運動などの実習・講習会などを取り入れ、対象者が自分の生活習慣に気づき、改善できるものが有効である。</p> <p>○また、個別支援のみでなく、グループ支援により、参加者同士の交流を回り、グループダイナミクスを活用して対象者の自己効力感を高めることも重要である。</p>

(4) 保健指導の実施要件

1) 「情報提供」

① 目的（めざすところ）

対象者が健診結果から、自らの進捗状況を認識すると共に、生活習慣を見直すきっかけとする。

② 対象者

健診受診者全員を対象とする。

③ 支援頻度・期間

年1回、健診結果と同時に実施する。

④ 支援内容

全員に画一的な情報を提供するのではなく、健診結果や健診時の質問票から対象者個人に合わせた情報を提供する必要がある。

健診結果や質問票から、特に問題とされることがない者に対しては、健診結果の見方や健康の保持増進に役立つ内容の情報を提供する。

a 健診結果

健診の意義（自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が健診結果に表れてくる等）や健診結果の見方（データの表す意味を自分の身体で起きていることと関連づけられる内容）を説明する。また、健診結果の経年変化をグラフでわかりやすく示す。

b 生活習慣

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や生活習慣病に関する基本的な知識と、対象者の行っているどのような生活習慣が生活習慣病を引き起こすかということや、食事バランスガイドや運動指針に基づいた食生活と運動習慣のバランス、料理や食品のエネルギー量や生活活動や運動によるエネルギー消費量等について、質問票から得られた対象者の状況にあわせて具体的な改善方法の例示などを情報提供する。対象者個人の健康状態や生活習慣から、重要度の高い情報を的確に提供することが望ましい。

3-4 保健指導の実施内容

(1) 「情報提供」

① 目的（めざすところ）

対象者が健診結果から、自らの身体状況を認識するとともに、生活習慣を見直すきっかけとする。

② 対象者

健診受診者全員を対象とする。

③ 支援期間・頻度

年1回、健診結果の通知と同時に実施する。

④ 支援内容

〇 全員に画一的な情報を提供するのではなく、健診結果や健診時の質問票から対象者個人に合わせた情報を提供する必要がある。

〇 対象者に対して、健診結果に基づいた生活習慣の改善について意識づけを行うことが重要である。健診結果に基づき、健診受診者全員に自らの病気のリスクを自分自身の問題として理解してもらうためのきめ細かな情報提供を行うことによって、自分の健康リスクを適切に認識している者の増加や、保健指導を拒否する者や医療機関を受診せずに放置する者の減少等、対象者のやる気を起こすことができたという研究結果が出ている。

〇 健診結果や質問票から、特に問題とされることがない者に対しては、健診結果の見方や健康の保持増進に役立つ内容の情報を提供するとともに、毎年の継続的な健診受診の重要性について、対象者のモチベーションを上げるように工夫しながら伝える。

a 健診結果

健診の意義（自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が健診結果に表れてくる等）や健診結果の見方（データの表す意味を自分の身体で起きていることと関連づけられる内容）を情報提供する。また、健診結果の経年変化をグラフ等によりわかりやすく示し、対象者が経年的な身体の変化を理解できるよう工夫する。

b 生活習慣

メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する基本的な知識と、対象者の行っているどのような生活習慣が生活習慣病を引き起こすかということや、食事バランスガイドや運動指針等に基づいた食生活と運動習慣のバランス、料理や食品のエネルギー量や生活活動や運動によるエネルギー消費量等について、質問票から得られた対象者の状況にあわせて具体的な改善方法の例示などを情報提供する。一方で、対象者個人の健康状態や生活習慣から、重要度が高く、取り組みやすい情報について、ポイントを絞って提供することが望ましい。

c 社会資源

対象者の身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂に関する情報なども提供し、活用する。

⑤ 支援形態

対象者や医療保険者の特性に合わせ、支援手段を選択する。主な手段としては、次のようなものが考えられる。

a 健診結果の送付に合わせて情報提供用紙を送付する。

b 職場等で日常的にICTが活用されている場合は、個人用情報提供画面を利用する。

c 結果説明会で情報提供用紙を配布する。

2) 「動機づけ支援」

① 目的（めざすところ）

対象者への個別支援又はグループ支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、保健指導終了後、対象者がすぐに実践（行動）に移り、その生活が継続できることをめざす。

② 対象者

健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された者で、生活習慣を変えるに当たって、意思決定の支援が必要な者を対象とする。

③ 支援期間・頻度

原則1回の支援とする。

④ 内容

c 社会資源

対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂に関する社会資源の情報なども提供する。

〇 医療機関への受診や継続治療が必要な対象者については、受診や服薬の重要性を認識させるよう工夫する。

⑤ 支援形態

対象者や医療保険者の特性に合わせ、支援手段を選択する。主な手段としては、次のようなものが考えられる。

a 健診結果を通知する際に情報提供用の資料を合わせて提供する。

b 職場等で日常的にICT等が活用されている場合は、個人用情報提供画面を利用する。

c 結果説明会で情報提供用の資料を配布する。

d 情報提供用の資料を用いて、個別に説明する。

⑥ 特定保健指導非対象者について

陰性化において特定保健指導の対象には該当せず、「情報提供」のみとなった対象者については、この機会が健康に関して動機づけを行う貴重な機会になることや、非肥満でも危険因子が重複すると肥満者と同様に脳卒中の発症リスクが高まること等に留意し、特に以下の場合には、生活習慣の改善指導など、必要な支援を直接行うことが望ましい。

a 検査データの異常はほとんどないが、喫煙や食事・運動習慣などに問題があり、体重が増加しつつあるもの

b 検査データでは保健指導判定値以上であるが、肥満ではないため特定保健指導の対象とはならないもの

c 受診動機がなされているにも関わらず、医療機関受診をしていないもの

d 服薬中であるがコントロール不良のもの

(2) 「動機づけ支援」

① 目的（めざすところ）

対象者への個別支援又はグループ支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、保健指導終了後、対象者がすぐに実践（行動）に移り、その生活が継続できることを目指す。

② 対象者

健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された者で、生活習慣を変えるに当たって、意思決定の支援が必要な者を対象とする。

③ 支援期間・頻度

原則1回の支援とする。

④ 内容

<p>標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）</p> <p>対象者本人が、自分の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に基づき、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とする。</p> <p>詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、対象者の生活習慣改善を動機づけるために次に示す支援を行う。</p> <p>a 面接による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響、生活習慣の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明する。 ●生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明する。 ●栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする。 ●対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ●体重・腹囲の計測方法について説明する。 ●生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について話し合う。 ●対象者とともに行動目標・行動計画を作成する。 <p>b 6か月後の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6か月後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。 ●設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。 ●必要に応じてより早期に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、保健指導実施者による評価を行う。 ●なお、評価項目は対象者自身が自己評価できるように設問を置く。 <p>⑤支援形態</p> <p>a 面接による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1人20分以上の個別支援、又は1グループ80分以上のグループ支援（1グループは8名以下とする）。 <p>b 6か月後の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6か月後の評価は、通信等を利用して行う。 <p>3) 「積極的支援」</p> <p>①目的（めざすところ）</p> <p>「動機づけ支援」に加えて、定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践（行動）に取り組みながら、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることをめざす。</p> <p>②対象者</p> <p>健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な者で、そのために専門</p>

<p>標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）</p> <p>職による継続的できめ細やかな支援が必要な者。</p> <p>③支援期間・頻度</p> <p>3ヶ月以上継続的に支援する。</p> <p>④内容</p> <p>詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、健診結果やその経年変化等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、対象者の健康に関する考えを受け止め、対象者が考える将来の生活像を明確にする。その上で、行動変容の必要性を突感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように支援する。具体的に達成可能な行動目標は何か（対象者にできること）優先順位をつけながら一緒に考え、対象者自身が選択できるように支援する。</p> <p>支援者は対象者の行動目標を達成するために必要な支援計画をたて、行動が継続できるように定期的・継続的に介入する。</p> <p>積極的支援期間を終了するときには、対象者が改善した行動を継続するように意識づけを行う必要がある。</p> <p>〈初回時の面接による支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動機づけ支援と同様の支援 <p>〈3か月以上の継続的な支援〉</p> <p>3か月以上の継続的な支援については、ポイント制を導入し、支援Aで160ポイント以上、支援Bで20ポイント以上での合計180ポイント以上の支援を実施することを必須とする。</p> <p>この場合、支援Aを支援日に、あるいは支援Bを支援Aに代えることはできないものとする。</p> <p>支援A（積極的関与タイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実施状況の確認に基づき、必要な支援を行う。 ●栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする。 ●取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、必要時、行動目標・計画の設定を行う。（中間評価） <p>支援B（励ましタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行動計画の実施状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。 <p>〈6か月後の評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6か月後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。 ●設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に

<p>改訂案</p> <p>対象者本人が、自分の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に基づき、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とする。</p> <p>詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、対象者の生活習慣改善を動機づけるために次に示す支援を行う。</p> <p>a 面接による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣と健診結果との関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得、生活習慣の振り返り等から、対象者本人が生活習慣改善の必要性に基づき、自分のこととして重要であることを理解できるように支援する。 ●対象者本人が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて理解できるように支援する。 ●栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ●対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、対象者が有効に活用できるように支援する。 ●体重・腹囲の計測方法について説明する。 ●生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について話し合う。 ●対象者が行動目標・行動計画を設定できるように支援する。 <p>b 6か月後の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6か月後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。 ●設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。 ●必要に応じてより早期に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、保健指導実施者による評価を行う。 ●なお、評価項目は対象者自身が自己評価できるように設定する。 <p>⑤ 支援形態</p> <p>a 面接による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1人20分以上の個別支援、又は1グループ80分以上のグループ支援（1グループは8名以下とする）。 <p>b 6か月後の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6か月後の評価は、面接あるいは通信等を利用して行う。 <p>(3) 「積極的支援」</p> <p>① 目的（めざすところ）</p> <p>「動機づけ支援」に加えて、定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践（行動）に取り組みながら、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることをめざす。</p> <p>② 対象者</p> <p>健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な者で、そのために専門</p>

<p>改訂案</p> <p>職による継続的できめ細やかな支援が必要な者。</p> <p>③ 支援期間・頻度</p> <p>3ヶ月以上継続的に支援する。</p> <p>④ 内容</p> <p>詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、健診結果やその経年変化等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、対象者の健康に関する考えを受け止め、対象者が考える将来の生活像を明確にする。その上で、行動変容の必要性を突感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように支援する。具体的に達成可能な行動目標（対象者にできること）は何かについて優先順位をつけながら一緒に考え、対象者自身が選択できるように支援する。</p> <p>支援者は対象者の行動目標を達成するために必要な支援計画をたて、行動が継続できるように定期的・継続的に介入する。</p> <p>積極的支援期間を終了するときには、対象者が改善した行動を継続するように意識づけを行う必要がある。</p> <p>〈初回時の面接による支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動機づけ支援と同様の支援 <p>〈3か月以上の継続的な支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3か月以上の継続的な支援については、支援A（積極的関与）及び支援B（励まし）によるポイント制とし、支援Aのみで180ポイント以上、又は支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施するものとする。 <p>支援A（積極的関与タイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行動計画の実施状況の確認を行い、栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導を行う。 ●中間評価として、取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、生活習慣の振り返りを行い、必要があると認めるときは、行動目標・計画の再設定を行う。 <p>支援B（励ましタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行動計画の実施状況の確認と行動計画に掲げた行動や取り組みを維持するために賞賛や励ましを行う。 <p>〈6か月後の評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6か月後の評価は、個別の対象者に対する保健指導の効果に関するものである。 ●設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>変化が見られたかについて評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じてより早期に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、保健指導実施者による評価を行う。 ●継続的な支援の最終回と一体的に実施しても構わない。
<p>⑤支援形態</p> <p>〈初回時の面接による支援形態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動機づけ支援と同様の支援 <p>〈3か月以上の継続的な支援〉</p> <p>支援A（積極的関与タイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個別支援A、グループ支援、電話A、e-mailA から選択して支援することとする（電話A、e-mailAとは、e-mail、FAX、手紙等により、初回面接支援の際に作成した特定保健指導支援計画及び実施報告書の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいた支援をいう）。 <p>支援B（励ましタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個別支援B、電話B、e-mailBから選択して支援することとする（電話B、e-mailBとは、e-mail、FAX、手紙等により、支援計画の実施状況の確認と励ましや賞賛をする支援をいう）。 <p>〈6か月後の評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●6か月後の評価は、通信等を利用して行う。 ●継続的な支援の最終回と一体的に実施しても構わない。
<p>⑥支援ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個別支援A <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分20ポイント 最低限の介入量：10分 ポイントの上限：1回30分以上実施した場合でも120ポイントまでのカウントとする。 ●個別支援B <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分10ポイント 最低限の介入量：5分 ポイントの上限：1回10分以上実施した場合でも20ポイントまで

改訂案
<p>変化が見られたかについて評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じてより早期に評価時期を設定し、対象者が自ら評価するとともに、保健指導実施者による評価を行う。 ●継続的な支援の最終回と一体的に実施しても差し支えない。 ●中間評価や6か月後の評価の実施者は、初回面接を行った者と同一の者であることを原則とするが、同一機関内であって、組織として統一的な実施計画及び報告書を用いるなど、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされているならば、初回面接を行った者以外の者が評価を実施しても差し支えない。
<p>⑤ 支援形態</p> <p>〈初回時の面接による支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動機づけ支援と同様の支援 <p>〈3か月以上の継続的な支援〉</p> <p>支援A（積極的関与タイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初回面接支援の際に作成した特定保健指導支援計画及び実施報告書の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基づいた支援を行う。 ● 個別支援A、グループ支援、電話A、e-mailA（e-mail、FAX、手紙等）から選択して支援する。 <p>支援B（励ましタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援計画の実施状況の確認と励ましや賞賛をする支援をいう。 ● 個別支援B、電話B、e-mailB（e-mail、FAX、手紙等）から選択して支援する。 <p>〈6か月後の評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 6か月後の評価は、面接又は通信等を利用して行う。
<p>⑥ 支援ポイント</p> <p>個別支援A</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分20ポイント 最低限の介入量：10分 ポイントの上限：1回30分以上実施した場合でも120ポイントまでのカウントとする。 <p>個別支援B</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分10ポイント 最低限の介入量：5分 ポイントの上限：1回10分以上実施した場合でも20ポイントまでのカウントとする。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>のカウントとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グループ支援 <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：10分10ポイント 最低限の介入量：40分 ポイントの上限：1回120分以上実施した場合でも120ポイントまでのカウントとする。 ●電話A <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分15ポイント 最低限の介入量：5分 ポイントの上限：1回20分以上実施した場合でも60ポイントまでのカウントとする。 ●電話B <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分10ポイント 最低限の介入量：5分 ポイントの上限：1回10分以上実施した場合でも20ポイントまでのカウントとする。 ●e-mailA <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：1往復40ポイント 最低限の介入量：1往復 ●e-mailB <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：1往復5ポイント 最低限の介入量：1往復
<p>⑦留意点</p> <p>（支援ポイントについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1日に1回の支援のみカウントする。同日に複数の支援を行った場合、最もポイントの高い支援形態のもののみをカウントする。 ●保健指導と直接関係のない情報のやりとり（保健指導に関する専門的知識・技術の必要ない情報：次の約束や雑談等）は含まない。 ●電話又はe-mailによる支援においては、双方向による情報のやり取り（一方的な情報の提供（ゲームやメーリングリストによる情報提供）は含まない）をカウントする。 ●電話又はe-mailのみで継続的な支援を行う場合には、e-mail、FAX、手紙等により、初回面接支援の際に作成した行動計画の実施状況について記載したものの提出を受けること。なお、当該行動計画書の提出や、作成を依頼するための電話又はe-mail等によるやり取りは、継続的な支援としてカウントしない。

改訂案
<p>グループ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：10分10ポイント 最低限の介入量：40分 ポイントの上限：1回120分以上実施した場合でも120ポイントまでのカウントとする。 <p>電話A</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分15ポイント 最低限の介入量：5分 ポイントの上限：1回20分以上実施した場合でも60ポイントまでのカウントとする。 <p>電話B</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：5分10ポイント 最低限の介入量：5分 ポイントの上限：1回10分以上実施した場合でも20ポイントまでのカウントとする。 <p>e-mailA（e-mail、FAX、手紙等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：1往復40ポイント 最低限の介入量：1往復 <p>e-mailB（e-mail、FAX、手紙等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的なポイント：1往復5ポイント 最低限の介入量：1往復
<p>⑦ 留意点</p> <p>（支援ポイントについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1日に1回の支援のみカウントすることとし、同日に複数の支援形態による支援を行った場合は、最もポイントの高い支援形態のもののみをカウントする。 ●保健指導と直接関係のない情報（保健指導に関する専門的知識・技術の必要ない情報：次の約束や雑談等）のやりとりは支援時間に含まない。 ●電話又はe-mailによる支援においては、双方向による情報のやり取り（一方的な情報の提供（ゲームやメーリングリストによる情報提供）は含まない）をカウントする。 ●電話又はe-mailのみで継続的な支援を行う場合には、e-mail、FAX、手紙等により、初回面接支援の際に作成した行動計画の実施状況について記載したものの提出を受けること。なお、当該行動計画書の提出や、作成を依頼するための電話又はe-mail等によるやり取りは、継続的な支援としてカウントしない。

表3-5

支援パターン2 (継続的な支援において個別支援を中心とした例)

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	個別支援	20				① 生活習慣と健康結果の相関の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得、生活習慣の振り返り等から、対象者本人が生活習慣改善の必要性に気づき、自分自身のこととしてその重要性を理解できるような支援する。 ② 対象者本人が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて理解できるように支援する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、対象者が有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ⑦ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	電話B	5	10		10	① 生活習慣の振り返りを行い、必要があると認められる場合は、行動目標・行動計画の再設定を行う。(中継期間)。栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ② 行動計画の実進状況の確認と行動計画に基いた行動の取組が継続するために賞賛や励ましを行う。
	3	1か月後	個別支援A(中継期間)	20	80	80		
	4		e-mail B	1	5		15	
	5	2か月後	個別支援A	20	80	160		
6	3か月後	e-mail B	1	5		20		
評価	7	6か月後						

表3-6

支援パターン3 (継続的な支援において個別支援と電話を組み合わせた例)

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	グループ支援	80				① 生活習慣と健康結果の相関の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得、生活習慣の振り返り等から、対象者本人が生活習慣改善の必要性に気づき、自分自身のこととしてその重要性を理解できるような支援する。 ② 対象者本人が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて理解できるように支援する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、対象者が有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期についてグループメンバーと話し合う。 ⑦ 対象者とともに1人ずつ行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	電話B	5	10		10	① 生活習慣の振り返りを行い、必要があると認められる場合は、行動目標・行動計画の再設定を行う。(中継期間)。栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ② 行動計画の実進状況の確認と行動計画に基いた行動の取組が継続するために賞賛や励ましを行う。
	3		電話A	20	60	60		
	4	1か月後	e-mail B	1	5		15	
	5	2か月後	電話A(中継期間)	20	60	120		
	6		e-mail B	1	5		20	
	7	3か月後	個別支援A	10	40	160		
	評価	8	6か月後					

32

33

④ 積極的支援の例

a. 支援パターン1 (継続的な支援において個別支援を中心とした例)

表3-4

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	個別支援	20				① 生活習慣と健康結果の相関の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響、生活習慣の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明する。 ② 生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ⑦ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	電話B	5	10		10	① 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実進状況の確認や必要に応じて支援をする。 ② 中継期間を行う。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 行動計画の実進状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。
	3	1か月後	個別支援(中継期間)	20	80	80		
	4		e-mail B	1	5		15	
	5	2か月後	個別支援A	20	80	160		
6	3か月後	e-mail B	1	5		20		
評価	7	6か月後					① 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。	

b. 支援パターン2 (継続的な支援において個別支援と電話を組み合わせた例)

表3-5

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	グループ支援	80				① 生活習慣と健康結果の相関の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響、生活習慣の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明する。 ② 生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期についてグループメンバーと話し合う。 ⑦ 対象者とともに1人ずつ行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	電話B	5	10		10	① 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実進状況の確認や必要に応じて支援をする。 ② 中継期間を行う。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 行動計画の実進状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。
	3		電話A	20	60	60		
	4	1か月後	e-mail B	1	5		15	
	5	2か月後	電話A(中継期間)	20	60	120		
	6		e-mail B	1	5		20	
	7	3か月後	個別支援A	10	40	160		
	評価	8	6か月後					

支援パターン4 (継続的な支援において電話、e-mailを中心とした例)

表3-7

○受診動向者に保健指導を優先して行う場合には、個別支援が必要であり、継続的な支援においてこのパターンを用いることは望ましくない。

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	個別支援	20				① 生活習慣と健康結果の関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に対する知識の習得、生活習慣の振り返り等から対象者本人が生活習慣改善の必要性を気づき、自分自身のこととしてその重要性を理解できるように支援する。 ② 対象者本人が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて理解できるように支援する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ⑦ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	e-mail B	1	5		5	① 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実現状況の確認や必要に応じた支援をする。 ② 中絶評価を行う。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 行動計画の実現状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。
	3	1か月後	電話A (15分程度)	20	60	60		
	4		e-mail B	1	5		10	
	5	2か月後	e-mail A	1	40	100		
	6		電話B	5	10		20	
7	3か月後	電話A	20	60	160			
評価	8	6か月後						① 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

改訂案

改訂案

c 支援パターン3 (継続的な支援において電話、e-mailを中心とした例)

表3-6

○受診動向者は、保健指導を優先することから、個別支援が必要であり、継続的な支援においてこのパターンを用いることはできない。

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	個別支援	20				① 生活習慣と健康結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に対する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響、生活習慣の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明する。 ② 生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ⑦ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	e-mail B	1	5		5	① 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実現状況の確認や必要に応じた支援をする。 ② 中絶評価を行う。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 行動計画の実現状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。
	3	1か月後	電話A (15分程度)	20	60	60		
	4		e-mail B	1	5		10	
	5	2か月後	e-mail A	1	40	100		
	6		電話B	5	10		20	
7	3か月後	電話A	20	60	160			
評価	8	6か月後						① 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

標準的な健診・保健指導プログラム(平成19年4月)

標準的な健診・保健指導プログラム(平成19年4月)

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	支援Aポイント	支援Bポイント	支援内容
初回面接	1	0	個別支援	20				① 生活習慣と健康結果の関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に対する知識の習得、生活習慣の振り返り等から対象者本人が生活習慣改善の必要性を気づき、自分自身のこととしてその重要性を理解できるように支援する。 ② 対象者本人が、生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて理解できるように支援する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ⑦ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	e-mail B	1	5		5	① 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実現状況の確認や必要に応じた支援をする。 ② 中絶評価を行う。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 行動計画の実現状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。
	3	1か月後	電話A (15分程度)	20	60	60		
	4		e-mail B	1	5		10	
	5	2か月後	e-mail A	1	40	100		
	6		電話B	5	10		20	
7	3か月後	電話A	20	60	160			
評価	8	6か月後						① 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	支援Aポイント	支援Bポイント	支援内容
初回面接	1	0	個別支援	20				① 生活習慣と健康結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に対する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響、生活習慣の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明する。 ② 生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明する。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ⑤ 体重・腹囲の計測方法について説明する。 ⑥ 生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ⑦ 対象者とともに行動目標・支援計画を作成する。
継続的な支援	2	2週間後	e-mail B	1	5		5	① 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実現状況の確認や必要に応じた支援をする。 ② 中絶評価を行う。 ③ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な支援をする。 ④ 行動計画の実現状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。
	3	1か月後	電話A (15分程度)	20	60	60		
	4		e-mail B	1	5		10	
	5	2か月後	e-mail A	1	40	100		
	6		電話B	5	10		20	
7	3か月後	電話A	20	60	160			
評価	8	6か月後						① 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

④行動計画を達成するためのチェックリストの具体的な内容

*対象者の行動計画に合わせてチェック項目を作成すること

月	天気	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	日(土)	日(日)
<p>①運動不足を解消する</p> <p>②体重を減らす</p> <p>③塩分摂取量を減らす</p> <p>④野菜・果物の摂取量を増やす</p> <p>⑤禁煙する</p> <p>⑥アルコール摂取量を減らす</p> <p>⑦ストレスを減らす</p> <p>⑧睡眠時間を確保する</p> <p>⑨家族や友人と交流する</p> <p>⑩健康診断を受ける</p>								

改訂案

④行動計画を達成するためのチェックリストの具体的な内容

*対象者の行動計画に合わせてチェック項目を作成すること

月	天気	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	日(土)	日(日)
<p>①運動不足を解消する</p> <p>②体重を減らす</p> <p>③塩分摂取量を減らす</p> <p>④野菜・果物の摂取量を増やす</p> <p>⑤禁煙する</p> <p>⑥アルコール摂取量を減らす</p> <p>⑦ストレスを減らす</p> <p>⑧睡眠時間を確保する</p> <p>⑨家族や友人と交流する</p> <p>⑩健康診断を受ける</p>								

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

4) 実施にあたっての留意事項

① プライバシーの保護について
保健指導の実施に当たっては、プライバシーの保護に努め、対象者が安心して自分のことを話せるような環境を整えること。

② 個人情報保護について
健診データ・保健指導記録は個人情報であるため、それらの管理方法は個人情報保護法や個人情報保護に関する条例等に基づき、適切に扱うこと。

③ フォローアップについて
支援終了後も、対象者からの相談に応じられる仕組みをつくること。

④ 積極的支援における保健指導実施者について
糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、個人の生活行動、行動の背景にある健康に対する認識、そして価値観に働きかける行為であり、保健指導実施者と保健指導対象者との十分な信頼関係が必要であることから、同職種が複数回にわたって行う場合は、できる限り同じ者が実施することが望ましい。

⑤ 保健指導の対象者について
糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、対象者の行動変容とセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とするものであり、保健指導を実施する際には、家族等代理人ではなく、対象者に直接行うこととする。

改訂案

(4) 実施にあたっての留意事項

① プライバシーの保護について
保健指導の実施に当たっては、プライバシーの保護に努め、対象者が安心して自分のことを話せるような環境を整えること。

② 個人情報保護について
健診データ・保健指導記録は個人情報であるため、それらの管理方法は個人情報保護法や個人情報保護に関する条例等に基づき、適切に扱うこと。

③ フォローアップについて
支援終了後も、対象者からの相談に応じられる仕組みをつくること。

④ 積極的支援における保健指導実施者について
糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、個人の生活行動、行動の背景にある健康に対する認識、そして価値観に働きかける行為であり、保健指導実施者と保健指導対象者との十分な信頼関係が必要であることから、同職種が複数回にわたって行う場合は、できる限り同じ者が実施することが望ましい。

⑤ 保健指導の対象者について
糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導は、対象者の行動変容とセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とするものであり、保健指導を実施する際には、家族等代理人ではなく、対象者に直接行うこととする。

⑥ 血圧、喫煙のリスクに着目した保健指導について
血圧、喫煙については、単一の循環器疾患の発症リスクとしても重要であることから、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」のいずれにおいても、血圧や喫煙のリスクに着目した保健指導を行うことが望ましい。また、対象者の行動変容をもちたすためには、早期に機会を捉えて実施することが望ましい。
具体的には、別添の〇〇【血圧に関する資料】、△△【喫煙に関する資料】も活用しつつ、特に、禁煙指導を行う場合には、健診の受診が禁煙の動機づけを促す機会となるよう、対象者の禁煙意向を踏まえ、禁煙したい喫煙者には禁煙外来、地域・職場で実施される禁煙指導等を紹介する等、喫煙者に禁煙の助言や情報提供を行うことが望ましい。

⑦ アルコールのリスクに着目した保健指導について
アルコールについては、過剰摂取が全身の様々な部分に影響を及ぼす可能性があることから、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」のいずれにおいても、アルコールのリスクに着目した保健指導を行うことが望ましい。
具体的には、別添のアルコールに関する資料も活用しつつ、特にアルコール依存症が疑われる場合には、専門医療機関の受診の必要性を繰り返し説明し、受診に結び付けていくことが重要である。

⑧ 健診当日の保健指導の実施について
人間ドック健診等、全ての健診結果が健診当日に判明している場合には、健診当日に初回面接としての対面での健診結果の説明、生活習慣の振り返りとともに過去の健診結果も活用しながら、行動目標・行動計画の策定をしてもよいこととする。

(5) 望ましい保健指導

前項は、効果的な保健指導の要件を今後整理していくにあたって、最低限実施すべき支援を整理したものであるが、参考例として、これまでの事例等から望ましいと考えられるパターンを以下に示す。

1) 「積極的支援」

- ① 支援期間
 - 6か月間の実施
- ② 支援形態
 - 初回面接
 - 対面による中間評価
 - 対面による6か月後の評価
 - 6か月後の評価まで、電話、e-mail を利用した月1回以上の支援
- ③ 支援内容
 - 生活習慣の振り返り
 - 行動目標及び支援計画の作成
 - 生活習慣改善状況の確認
 - 食生活及び運動に関して体験を通じた支援
 - 歩数計などのツールを使用した支援
- ④ 望ましい積極的支援の例
 - (1) 6か月にわたる継続した繰り返しの支援の例
 - (2) 健康増進施設(例：水中運動、ジム等)を活用した例

する。

3-5 望ましい保健指導

前項は、効果的な保健指導を実施するにあたって、最低限実施すべき支援を整理したものであるが、参考例として、これまでの事例等から「積極的支援」として望ましいと考えられるパターンを以下に示す。

(1) 「積極的支援」

- ① 支援期間
 - 6か月間の実施
- ② 支援形態
 - 初回面接
 - 対面による中間評価
 - 対面による6か月後の評価
 - 6か月後の評価まで、電話、e-mail 等を利用した月1回以上の支援
- ③ 支援内容
 - 生活習慣の振り返り
 - 行動目標及び支援計画の作成
 - 生活習慣改善状況の確認
 - 食生活及び運動に関して体験を通じた支援
 - 歩数計などのツールを使用した支援
- ④ 望ましい積極的支援の例
 - 1) 6か月にわたる継続した繰り返しの支援の例(表3-10)
 - 2) 健康増進施設(例：水中運動、ジム等)を活用した例(表3-11)

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

改訂案

(1) 6か月にわたる継続した繰り返しの支援の例

支援の回数	支援期間	支援形態	支援時間(分)	歩数	合計ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
初回	0	初回面接A	30							
1	2週間後	電話	10	20						
2	1か月後	初回面接A	30	120	120				20	
3	2か月後	e-mail A	1	40	160					
4	3か月後	グループ支援	90	90	250					
5	4か月後	e-mail A	1	40	290					
6	5か月後	e-mail B	1	5					25	
7	6か月後	初回面接A	30							
8										

① 継続結果と生活習慣の改善の状況
 ② 自らの生活習慣を振り返り、改善の必要性を理解する。
 ③ 体重・脂質、血圧、歩数等のセルフモニタリング。
 ④ 3か月の目標、行動目標を立てる。
 ⑤ 運動の振り返りを行い、行動計画の進捗状況を確認し、必要に応じて支援を受ける。
 ⑥ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な具体的な指導を受ける。
 ⑦ 行動計画の実進状況の確認と進められた行動を継続するための質問や励ましを行う。
 ⑧ 栄養・運動等に関する知識・実習。
 ⑨ 体重・脂質、血圧等を測定、測定結果の確認、目標設定。
 ⑩ 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実進状況の確認や必要に応じて支援を受ける。
 ⑪ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な具体的な指導を受ける。
 ⑫ 行動計画の実進状況の確認と進められた行動を継続するための質問や励ましを行う。
 ⑬ 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

1) 6か月にわたる継続した繰り返しの支援の例

支援の回数	支援期間	支援形態	支援時間(分)	歩数	合計ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
初回	0	初回面接	30							
1	2週間後	電話	10	20						
2	1か月後	初回面接A	30	120	120				20	
3	2か月後	e-mail A	1	40	160					
4	3か月後	グループ支援	90	90	250					
5	4か月後	e-mail A	1	40	290					
6	5か月後	e-mail B	1	5					25	
7	6か月後	初回面接	30							
8										

① 継続結果と生活習慣の改善の状況
 ② 自らの生活習慣を振り返り、改善の必要性を理解する。
 ③ 体重・脂質、血圧、歩数等のセルフモニタリング。
 ④ 3か月の目標、行動目標を立てる。
 ⑤ 運動の振り返りを行い、行動計画の進捗を確認し、必要に応じて支援を受ける。
 ⑥ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な具体的な指導を受ける。
 ⑦ 行動計画の実進状況の確認と進められた行動を継続するための質問や励ましを行う。
 ⑧ 栄養・運動等に関する知識・実習。
 ⑨ 体重・脂質、血圧等を測定、測定結果の確認、目標設定。
 ⑩ 生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実進状況の確認や必要に応じて支援を受ける。
 ⑪ 栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な具体的な指導を受ける。
 ⑫ 行動計画の実進状況の確認と進められた行動を継続するための質問や励ましを行う。
 ⑬ 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。

2) 健康増進施設（例：水中運動、ジム等）を活用した例
*運動実施時間は保健指導時間を含めていない

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	個別支援A	30				① 健診結果と生活習慣の関係の理解。 ② 自らの生活習慣を振り返り、改善の必要性を理解する。 ③ 体重・腹囲・血圧、歩数等のセルフモニタリング。 ④ 3か月の目標、行動目標を立てる。 ⑤ 運動実施計画をたて、健康増進施設との連携を図る。
継続的な支援	2	1週間後	運動指導・面談(グループ支援)	60	60	60		① 運動メニューの作成、運動実施方法の説明、体重測定、体調管理、疑問点の確認。
	3	2週間後	個別支援B	5	10		10	① 運動実施状況の確認、体重測定、励まし。
	4	3週間後	個別支援B	5	10		20	
	5	4週間後	グループ支援	60	60	120		③ 食事に関する講義・実習。 ④ 体重・腹囲・血圧等を測定、家庭実践記録の確認、目標修正。
	6	5週間後	個別支援B	5	10		30	① 運動実施状況の確認、体重測定、励まし。
	7	6週間後	個別支援B	5	10		40	
	8	7週間後	個別支援B	5	10		50	
	9	8週間後	個別支援A	20	80	200		① 体重・腹囲・血圧等を測定、実践記録の確認、目標の再確認。
	10	9週間後	個別支援B	5	10		60	① 運動実施状況の確認、体重測定、励まし。
	11	10週間後	個別支援B	5	10		70	
	12	11週間後	個別支援B	5	10		80	
	13	12週間後	個別支援A	20	80	280		① 実践状況確認、3か月後に向けた行動計画作成。
評価	14	6か月後					① 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。	

改訂案

2) 健康増進施設（例：水中運動、ジム等）を活用した例
*運動実施時間は保健指導時間を含めていない

支援の種類	回数	時期	支援形態	支援時間(分)	獲得ポイント	合計ポイント		支援内容
						支援Aポイント	支援Bポイント	
初回面接	1	0	個別支援	30				① 健診結果と生活習慣の関係の理解。 ② 自らの生活習慣を振り返り、改善の必要性を理解する。 ③ 体重・腹囲・血圧、歩数等のセルフモニタリング。 ④ 3か月の目標、行動目標を立てる。 ⑤ 運動実施計画をたて、健康増進施設との連携を図る。
継続的な支援	2	1週間後	運動指導・面談(グループ支援)	60	60	60		① 運動メニューの作成、運動実施方法の説明、体重測定、体調管理、疑問点の確認。
	3	2週間後	個別支援B	5	10		10	① 運動実施状況の確認、体重測定、励まし。
	4	3週間後	個別支援B	5	10		20	
	5	4週間後	グループ支援	60	60	120		① 食事に関する講義・実習。 ② 体重・腹囲・血圧等を測定、家庭実践記録の確認、目標修正。
	6	5週間後	個別支援B	5	10		30	① 運動実施状況の確認、体重測定、励まし。
	7	6週間後	個別支援B	5	10		40	
	8	7週間後	個別支援B	5	10		50	
	9	8週間後	個別支援A	20	80	200		① 体重・腹囲・血圧等を測定、実践記録の確認、目標の再確認。
	10	9週間後	個別支援B	5	10		60	① 運動実施状況の確認、体重測定、励まし。
	11	10週間後	個別支援B	5	10		70	
	12	11週間後	個別支援B	5	10		80	
	13	12週間後	個別支援A	20	80	280		① 実践状況確認、3か月後に向けた行動計画作成。
評価	14	6か月後					① 身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。	

(6) 保健指導のプロセスと必要な保健指導技術

保健指導のプロセスに沿って効果的な保健指導技術の展開例を示す。

- 保健指導の準備
 - 保健指導の環境整備
 - ・対象者のプライバシーの確保、話しやすい環境設定を心がけて、場を設定する。
 - ・対象者にとって都合の良い時間帯の設定に配慮する。
 - ・実習可能な1人あたりの時間を設定する。
 - 資料の確認
 - ・健診データ、質問票、前回までの保健指導記録等を確認。
 - 対象者に活用できる資源のリストの準備
 - ・教材、指導媒体、社会資源等のリストを準備する。
 - 保健指導担当者間の事前カンファレンス
 - ・担当者個人の判断による指導を避けるために、必要に応じて指導内容を担当者間で確認しておく。
- 対象との信頼関係の構築
 - 自己紹介
 - ・さわやかな挨拶をする。
 - ・保健指導実施者としての立場や役割、目的、タイムスケジュール等を説明する。
 - 話しやすい雰囲気づくり
 - ・非言語的アプローチを含め、ねざらんと感謝で迎えるなどの雰囲気づくりをする。
 - ・対象者の話すスピードや理解の度合いを把握し、そのペースを大切にしている。
 - ・緊張感等にも配慮しながら、必要に応じてユーモアを入れたり、具体的な例示等を盛り込んで、話しやすい環境に近づける。
- アセスメント（情報収集・判断）
 - 対象者の準備段階や理解力、意欲の確認
 - ・今回の健診結果とその推移を確認する。
 - ・健診結果のちつ意味を本人と一緒に確認する。
 - ・家族歴や家族の状況等を確認し、疾病や健康に対する関心を深めながら話す。
 - ・健診結果を活用し、データと病態との関連が理解出来るよう説明する。
 - ・その際、対象者の関心の度合いや理解度を考慮し、教材を選択し、給

改訂案

3-6 保健指導のプロセスと必要な保健指導技術

保健指導のプロセスに沿って効果的な保健指導技術の展開例を示す。

- 保健指導の準備
 - 保健指導の環境整備
 - ・対象者のプライバシーの確保、話しやすい環境設定を心がけて、場を設定する。
 - ・対象者にとって都合の良い時間帯の設定に配慮する。
 - ・実習可能な1人あたりの時間を設定する。
 - 資料の確認
 - ・健診データ、質問票、前回までの保健指導記録等の内容を確認する。
 - 対象者に活用できる資源のリストの準備
 - ・教材、指導媒体、社会資源等のリストを準備する。
 - 保健指導担当者間の事前カンファレンス
 - ・担当者個人の判断による指導を避けるために、必要に応じて支援内容を担当者間で確認しておく。
 - 対象との信頼関係の構築
 - 自己紹介
 - ・さわやかな挨拶をし、対象者の名前を確認する。
 - ・保健指導実施者としての立場や役割、目的、タイムスケジュール等を説明する。
 - 話しやすい雰囲気づくり
 - ・非言語的アプローチを含め、ねざらんと感謝で迎えるなどの雰囲気づくりをする。
 - ・対象者の話すスピードや理解の度合いを把握し、そのペースを大切にしている。
 - ・緊張感等にも配慮しながら、必要に応じてユーモアを入れたり、具体的な例示等を盛り込んで、話しやすい環境に近づける。
 - ・対象者の生活習慣や価値観に配慮した言葉かけを行う。
 - アセスメント（情報収集・判断）
 - 対象者の準備段階や理解力、意欲の確認
 - ・今回の健診結果とその推移を確認する。
 - ・健診結果のちつ意味を本人と一緒に確認する。
 - ・家族歴や家族の状況等を確認し、疾病や健康に対する関心を深めながら話す。
 - ・健診結果を活用し、データと病態との関連が自分のこととして理解出来るよう支援する。その際、対象者の関心の度合いや理解度を考慮し、教材

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>描くなどしてイメージを持たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の検査結果とも関連づけながら、予防に向けての関心や注意を促す。 <p>●これまでの生活習慣についての振り返りと現状の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者とこれまでの生活習慣を振り返り、生活習慣と健康や検査結果との関連について理解しているか、対象者の関心の有無等を把握する。 現在の生活習慣や健康状態の確認を行う。 対象者の行動変容のステージの段階を理解する。 対象者が考える現在の行動変容のステージについて尋ね、関心のあるところから話を始めていく。 生活に即した目標設定のために、職業だけでなく、職場と家庭との距離や職業以外の日常の運動量を確認する。また、習慣的な食事量や間食、飲酒等についても確認する。 <p>④気づきの促し</p> <p>●生活習慣を改善することで得られるメリットと、現在の生活を続けることのデメリットの理解の促し</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査データが悪化した時期の生活を確認する。 健診結果やこれまでの話の中から、生活習慣の改善の必要性を実感できるよう導く。 対象者の食習慣にあわせ、自分の食行動や食事量と改善目標とする食行動や食事量（例えば、間食や飲酒量など）との違いを確認できるように促す。 毎日実施することが難しそうな場合は、週に何回か実施することでもメリットがあることを説明する。 無関心期の人には、例えば目標設定まで至らなくても、日常生活に目を向けられるように促し、メタボリックの病態や予後についての意識づけを行う。 <p>●よい生活習慣と悪い生活習慣の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の身近な人での出来事など本人の気になる健康習慣や病態を伝える。 健康でいることの大きさを教えてくれた人の例を話す。 <p>●グループワークの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> グループワークの場合はグループダイナミクスを利用して、気づきが自分の生活状況の表現のきっかけになるようにする。 対象者が、グループワークでお互い共有できる部分があることを知ること、仲間とともに具体的な生活改善に取り組もうとする意欲を促す。

改訂案
<p>を選択し、絵を描くなどしてイメージを持たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の検査結果とも関連づけながら、予防に向けての関心や注意を促す。 <p>2) これまでの生活習慣についての振り返りと現状の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者とこれまでの生活習慣を振り返り、生活習慣と健康や検査結果との関連について理解しているか、対象者の関心の有無等を把握する。 現在の生活習慣や健康状態の確認を行う。 <u>本人の日常の努力や取り組みを確認し、評価する。</u> 対象者の行動変容のステージ（準備状態）の段階を理解する。 対象者が考える現在の行動変容のステージ（準備状態）について尋ね、関心のあるところから話を始めていく。 生活に即した目標設定のために、職業だけでなく、職場と家庭との距離や職業以外の日常の運動量を確認する。また、習慣的な食事時間や量、間食習慣、喫煙習慣、飲酒習慣等についても確認する。 <p>④ 気づきの促し</p> <p>1) 生活習慣を改善することで得られるメリットと、現在の生活を続けることのデメリットの理解の促し</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査データが悪化した時期の生活を確認する。 健診結果やこれまでの話の中から、生活習慣の改善の必要性を実感できるよう導く。 対象者の食習慣にあわせ、自分の食行動や食事量と改善目標とする食行動や食事量（例えば、間食や飲酒量など）との違いを確認できるように促す。 <u>生活習慣の改善により、すぐに得られる副次的効果が期待できることを伝える。</u> 毎日実施することが難しそうな場合は、週に何回か実施することでもメリットがあることを説明する。 無関心期の人には、例えば目標設定まで至らなくても、日常生活に目を向けられるように促し、メタボリックシンドロームの病態や予後についての意識づけを行う。 <p>2) よい生活習慣と悪い生活習慣の比較</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の身近な人での出来事など本人の気になる健康習慣や病態を伝える。 健康でいることの大きさを教えてくれた人の例を話す。 <p>3) グループワークの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> グループワークの場合はグループダイナミクスを利用して、気づきが自分の生活状況の表現のきっかけになるようにする。 対象者が、グループワークでお互い共有できる部分があることを知ること、仲間とともに具体的な生活改善に取り組もうとする意欲を促す。 <u>グループ内の他者の生活状況等から、対象者自身の生活習慣を振り返る</u>

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>⑤対象者の自己の健康行動と、科学的根拠のある方法の理解の促進及び教材の選定</p> <p>●対象者の行動変容を促すことができるような教材の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が体に起こっている変化を実感し、現在の健康状態を理解出来るような教材。 運動によるエネルギー消費量と、よく食べる料理・菓子・アルコール等のエネルギー量と一緒にみながら考えることが出来るような教材。 これまでの生活習慣について、何をどう変えたらよいのか、そしてこれなら出来そうだと実感できるために、1日あたりの生活に換算して示せるような教材。 習慣化している料理や食品などから、エネルギーの過剰に寄与し、かつ対象者が生活習慣の改善として受け入れやすい教材。例えば、調理法（揚げ物等）、菓子・嗜好飲料（ジュース、缶コーヒー、アルコール等）の量とエネルギー等との関係など。 <p>●教材と一緒に見ながら、生活習慣病に関する代謝のメカニズムや内臓脂肪と食事（エネルギーや栄養素等）の内容との関係について説明する。</p> <p>●現在の生活習慣における問題点への気づきが見られた際には、自らがその問題点について改善が必要であると自覚できるように、その問題点に関する加齢の影響などに関して専門的な指導を行う。</p> <p>●効果的な食事・運動の根拠について説明する。</p> <p>⑥目標設定</p> <p>●自己決定の促し</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々の生活の中で実行出来、また継続出来るよう、より具体的な目標を設定できるよう促す。 本人が考え、自己表現出来る時間を大切にす。 <p>●行動化への意識づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 立てた目標を見やすい場所に明示しておくなど、行動化への意識づけを促す。 立てた目標を家族や仲間と宣言する機会をつくる。 <p>●社会資源・媒体等の紹介</p>

改訂案
<p>きっかけになるよう支援する。</p> <p>⑤ 科学的根拠に基づく健康行動の理解促進及び教材の選定</p> <p>1) 対象者の行動変容を促すことができるような教材の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が体に起こっている変化を実感し、現在の健康状態を理解出来るような教材。 運動によるエネルギー消費量と、よく食べる料理・菓子・アルコール等のエネルギー量と一緒にみながら考えることが出来るような教材。 これまでの生活習慣について、何をどう変えたらよいのか、そしてこれなら出来そうだと実感できるために、1日あたりの生活に換算して示せるような教材。 習慣化している料理や食品などから、エネルギーの過剰に寄与し、かつ対象者が生活習慣の改善として受け入れやすい教材。例えば、調理法（揚げ物等）、菓子・嗜好飲料（ジュース、缶コーヒー、アルコール等）の量とエネルギー等との関係など。 <p>2) 教材と一緒に見ながら、生活習慣病に関する代謝のメカニズムや内臓脂肪と食事（エネルギーや栄養素等）の内容との関係について説明する。</p> <p>3) 現在の生活習慣における問題点への気づきが見られた際には、自らがその問題点について改善が必要であると自覚できるように、その問題点に関する加齢の影響などに関して専門的な支援を行う。</p> <p>4) 効果的な食事・運動の根拠について説明する。</p> <p>⑥ 目標設定</p> <p>1) 減量の数値目標の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>メタボリックシンドローム改善の場合、体重の4～5%の減量で効果が期待できること、いったん体重を減量した後は、その維持が大切であることを説明する。</u> <p>2) 自己決定の促し</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々の生活の中で実行出来、また継続出来るよう、より具体的な目標を設定できるよう促す。 本人が考え、自己表現出来る時間を大切にす。 <p>3) 行動化への意識づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>目標達成の自信を確認し、達成のために障害となる場合を想定した対処法を対象者とともに考える。</u> 設定した目標を見やすい場所に明示しておくなど、行動化への意識づけを促す。 設定した目標を家族や仲間と宣言する機会をつくる。 <u>セルフモニタリングの意味と効用を説明する。</u> <p>4) 社会資源・媒体等の紹介</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<ul style="list-style-type: none"> 具体的な指導媒体、記録表、歩数計などを紹介・提供する。 健康増進施設や地域のスポーツクラブ、教室等のプログラムを紹介する。 地域の散歩コースなどを消費エネルギーがわかるように距離・アップダウンを含めて提示する。 地域の教室や自主グループを紹介する。 <p>⑦継続フォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●継続フォローの重要性の説明と了解 失敗したとしても、やり直せることを伝える。 これからも支援していくという姿勢・こちらの思いを伝える。 ●支援形態の確認 面接、電話、e-mail、FAXなどの具体的な方法を確認する。 ●目標の再確認 1回設定した目標の達成度を確認する。 中間評価の時に自分の目標のところまで到達したことを話してもらえるような関係作りをしていく。 目標に対する到達点を対象者にも評価してもらう。 成果を目に見える形で対象者が感じられるように気づかせる。 <p>⑧評価（3～6ヶ月後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標達成の確認 これまでの目標達成状況、取り組みの満足度などを確認する。 期間中の保健指導が、対象者の生活にとってどうだったかを確認できるようにする。 今後の目標の提示を促す。

改訂案
<ul style="list-style-type: none"> 具体的な指導媒体、記録表、歩数計などを紹介し、可能であれば提供する。 健康増進施設や地域のスポーツクラブ、教室等のプログラムを紹介する。 地域の散歩コースなどを消費エネルギーがわかるように距離・アップダウンを含めて提示する。 地域の教室や自主グループなどを紹介する。 <p>⑦ 継続フォロー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 継続フォローの重要性の説明と了解 <ul style="list-style-type: none"> 継続したフォローを実施することで、対象者の状況を把握し、適切な行動姿勢を行う上で何か問題があれば、その都度解決策を図ることも可能であることを説明する。 対象者の負担とならない程度のフォロー頻度をあらかじめ確認し、設定しておく。 うまくいかない場合があっても、やり直せることを伝える。 これからも支援していくという姿勢・こちらの思いを伝える。 2) 支援形態の確認 <ul style="list-style-type: none"> 面接、電話、e-mail、FAXなどの具体的な方法を確認する。 3) 目標の再確認 <ul style="list-style-type: none"> 努力していること、達成感を感じていることを言語化してもらう。 1回設定した目標の達成度と、実行に当たって障壁がなかったかを確認する。 目標以外に実行したことを確認する。 中間評価の時に自分の目標のところまで到達したことを話してもらえるような関係作りをしていく。 目標に対する到達点を対象者にも評価してもらう。 成果を目に見える形で対象者が感じられるよう、数値や体調、気持ちの変化に気づかせる。 本人の努力を評価し、ほめる。 目標が達成できなかった場合は、現実にあわせた実行できる目標に修正していく。 <p>⑧ 評価（3～6ヶ月後）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目標達成の確認 <ul style="list-style-type: none"> これまでの努力を褒め、目標達成状況、取り組みの満足度などを確認する。 期間中の保健指導が、対象者の生活にとってどのような効果をもたらしたかを確認できるようにする。 具体的に身についた知識やスキルを確認し、今後の具体的な目標の提示を促す。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<ul style="list-style-type: none"> 支援レターを送付する。 今後の予定を説明する。 ●個人の健診データの評価 次の健診データ等を活用して、客観的な評価を行う。 <p>【指導実施における留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> *教材を使用する場合、その効果を確認し、教材の改善に繋げていく。 *保健指導の内容や相手の語ったエピソードなどを記録して次の保健指導に役立てるよう、事例を蓄積する。

改訂案
<ul style="list-style-type: none"> を促す。 今後、セルフケア（自己管理）を行っていくことへの意思を確認する。 留意した場合、リハウンドの予測と対応について助言する。 支援レターを送付する。 今後の予定を説明する。 2) 個人の健診データの評価 <ul style="list-style-type: none"> 毎年、必ず健診を受診するよう促し、次の健診データ等を活用して、客観的な評価を行う。 <p>【指導実施における留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> *教材を使用する場合、その効果を確認しながら、必要に応じて教材の改善につなげていく。 *保健指導の内容や相手の語ったエピソードなどを記録して次の保健指導に役立てるよう、事例を蓄積する。

(7) 保健指導の未実施者及び積極的支援の中断者への支援

保健指導実施率は高めることが望ましいことから、医療保険者及び保健指導実施者は連携し、全ての対象者が保健指導を受けられるように努力することが必要となる。

しかしながら、何らかの理由により動機づけ支援の対象者、積極的支援の対象者の中に、保健指導を受けない者、中断者がいることも想定される。その際には、例えば次のような支援が必要になると考えられる。

- 保健指導実施者は、対象者が保健指導を受けなかった場合、電話、e-mail、FAXなどにより実施予定日から1週間以内に連絡し、指導を受けるように促す。
- 保健指導実施者が連絡したにも関わらず、保健指導を受けない場合には、医療保険者に連絡し、医療保険者も保健指導を受けるように促す。
- 動機づけ支援及び積極的支援の初回時において、連絡したにもかかわらず保健指導対象者が保健指導を受けない場合は、「情報提供」支援は必ず実施することが必要である。
- 積極的支援においては、支援内容や方法、日時等について保健指導の計画を作成する際に十分な話し合いを行い、計画について対象者が十分に納得することにより、保健指導の終了まで継続的に支援できるように工夫することが必要である。
- 最終的に動機づけ支援や積極的支援において保健指導が未実施となった者、中断した者については、次年度の保健指導実施時に、保健指導を優先的に実施することが望ましい。
- 医療保険者は、保健指導の未実施者及び中断者からその理由を聞くことや、保健指導実施者と医療保険者が話し合いをすること等により、保健指導を受けない理由を明確にし、次年度以降の保健指導につなげることが必要である。
- 保健指導の実施においては、ポピュレーションアプローチや社会資源を有効に活用する必要がある。

3-7 保健指導の未実施者及び積極的支援の中断者への支援

保健指導実施率を高めるためには、医療保険者及び保健指導実施者が連携し、全ての対象者が確実に保健指導を受けるように努力することが必要である。

何らかの理由により動機づけ支援又は積極的支援の対象者の中に、保健指導を受けない者や中断者が発生している場合には、例えば次のような支援を行うことが考えられる。

- 保健指導実施者は、対象者が保健指導を受けなかった場合、電話、e-mail、FAXなどにより実施予定日から1週間以内に連絡し、指導を受けるように促す。
- 保健指導実施者が連絡したにも関わらず、対象者が保健指導を受けない場合には、医療保険者に連絡し、医療保険者からも保健指導を受けるように促す。
- 動機づけ支援及び積極的支援の初回時において、連絡したにもかかわらず保健指導対象者が保健指導を受けない場合は、情報提供支援は必ず実施することが必要である。
- 積極的支援においては、支援内容や方法、日時等について保健指導の計画を作成する際に十分な話し合いを行い、計画について対象者が十分に納得することにより、保健指導の終了まで継続的に支援できるように工夫することが必要である。
- 最終的に動機づけ支援や積極的支援において保健指導が未実施となった者、中断した者については、次年度の保健指導実施時に、保健指導を優先的に実施することが望ましい。
- 医療保険者は、保健指導の未実施者及び中断者からその理由を聞くことや、保健指導実施者と医療保険者が話し合いをすること等により、保健指導を受けない理由を明確にし、次年度以降の保健指導につなげることが必要である。
- 保健指導の実施においては、ポピュレーションアプローチや社会資源を有効に活用する必要がある。

(8) 「無関心期」「関心期」にある対象者への支援

行動変容のステージ（準備状態）が「無関心期」「関心期」にある対象者については、個別面接を中心とした支援を継続して行い、行動変容に対する意識の変化をめざす。行動目標を設定はするが、健診結果と健康状態との関連の理解・関心への促しや、日常生活の振り返りへの支援を確実にし、対象者に合わせたフォローアップを行う。

3-8 「無関心期」「関心期」にある対象者への支援

行動変容のステージ（準備状態）が「無関心期」「関心期」にある対象者については、個別面接を中心とした支援を継続して行い、行動変容に対する意識の変化をめざす。行動目標を設定はするが、健診結果と健康状態との関連の理解・関心への促しや、日常生活の振り返りへの支援を確実にし、対象者に合わせたフォローアップを行う。

3-9 2回目以降の対象者への支援

動機づけ支援や積極的支援を実施しても、保健指導の支援レベルが改善せず、保健指導対象者から離脱できない場合がある。同じ保健指導機関で実施する場合には、前年度の目標や達成状況、前年度からの検査データの変化、前年度の保健指導終了後からの取り組み状況、2回続けての保健指導利用に対する期待や不安などを確認することが望ましい。

2回目以降の対象者に対する支援としては、次の点に留意する。

- 保健指導実施者が同じ説明を繰り返すことに対して否定的な感情を持つ場合も少なくないことから、まずは1回目の支援で本人がどんな知識を得たのか、またどのような目標を立てて行動したのかを共に確認すること。
- 対象者が「頑張っただけけど続かなかったこと」「最初は減量できたのに、リバウンドしてしまった」など、自らの行動や体重変化を意識している分、1回目の支援よりも具体性、実践可能性をもった目標設定ができることから、本人がより主体的に目標設定に参画できるように促すこと。
- 減量等の目標を設定するに当たっては、前回までの目標値の達成状況を勘案して、無理のない目標設定を行うこと。
- 特に高齢者は、保健指導判定値を下回るほどの大幅な改善は難しいことから、保健指導判定値レベルで安定していれば良好と考える必要がある。
- 長期的な健康管理を継続して支援しているという信頼関係が得られるよう、保健指導の機会を活用することが重要である。

第4章 保健指導の評価

(1) 保健指導における評価の意義

保健指導の評価は、医療保険者が行った「健診・保健指導」事業の成果について評価を行うことであり、本事業の最終目的である糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少状況、また、医療費適正化の観点から評価を行っていくことになる。

このような「健診・保健指導」事業の最終評価は、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価されるものであるが、その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定される。そこで、最終評価のみではなく、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価ができる事項についても評価を行っていくことが必要である。

この評価方法としては3つの側面が考えられる。1点目は、「個人」を対象とした評価方法である。対象者個人を単位とした評価は、肥満度や検査データの改善度、また、行動目標の達成度、生活習慣の改善状況などから評価が可能である。この個人を単位とした評価は、保健指導方法をより効果的なものに改善することや保健指導の質を向上させることに活用できる。

2点目は、事業所単位や地域単位で、「集団」として評価する方法である。これは、健診結果の改善度や、禁煙や運動習慣などの生活習慣に関する改善度を集団として評価することである。このような評価により、集団間の比較ができ、また、対象特性（年齢別など）ごとに分析することにより、健診・保健指導の成果があがっている集団が判断でき、保健指導方法や事業の改善につなげることが可能となる。

3点目は、健診・保健指導の「事業」としての評価である。事業であるので、費用対効果や、対象者の満足度、対象者選定が適切であったか、プログラムの組み方は効果的であったか、「要医療」となった者の受診率や保健指導の継続性など、事業のプロセス（過程）を評価することができる。このことにより、効果的、効率的な事業が行われているかの判断が可能となり、改善につなげることが可能である。

このように保健指導の評価は、「個人」「集団」「事業」「最終評価」を対象として行うものであるが、それぞれについて評価を行うとともに、事業全体を総合的に評価することも重要である。

第4章 保健指導の評価

(1) 保健指導における評価の意義

保健指導の評価は、医療保険者が行った「健診・保健指導」事業の成果について評価を行うことであり、本事業の最終目的である糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少状況、また、医療費適正化の観点から評価を行っていくことになる。

このような「健診・保健指導」事業の最終評価は、生活習慣病の有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価されるものであるが、その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定される。そこで、最終評価のみではなく、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価ができる事項についても評価を行っていくことが必要である。

この評価方法としては3つの側面が考えられる。1点目は、「個人」を対象とした評価方法である。対象者個人を単位とした評価は、肥満度や検査データの改善度、また、行動目標の達成度、生活習慣の改善状況などから評価が可能である。この個人を単位とした評価は、保健指導方法をより効果的なものに改善することや保健指導の質を向上させることに活用できる。

2点目は、事業所単位や地域単位で、「集団」として評価する方法である。これは、健診結果の改善度や、禁煙や運動習慣などの生活習慣に関する改善度を集団として評価することである。このような評価により、集団間の比較ができ、また、対象特性（年齢別など）ごとに分析することにより、健診・保健指導の成果があがっている集団が判断でき、保健指導方法や事業の改善につなげることが可能となる。

3点目は、健診・保健指導の「事業」としての評価である。事業であるので、費用対効果や、対象者の満足度、対象者選定が適切であったか、プログラムの組み方は効果的であったか、受診勧奨された者の受診率や保健指導の継続性など、事業のプロセス（過程）を評価することができる。このことにより、効果的、効率的な事業が行われているかの判断が可能となり、改善につなげることが可能である。

このように保健指導の評価は、「個人」「集団」「事業」「最終評価」を対象として行うものであるが、それぞれについて評価を行うとともに、事業全体を総合的に評価することも重要である。

(2) 評価の観点

評価は、一般的に、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）の観点から行う。健診・保健指導の最終的な評価はアウトカム（結果）で評価されることになるが、結果のみでは問題点が明らかにできず、改善策が見出せない場合が多い。そこで、結果に至る「過程」を評価し、事業の基盤である「構造」について評価することが必要となる。また、最終目標のアウトカム（結果）評価は数値であるため、データを採るためには数年間かかることから、アウトプット（事業実施量）の観点から評価を行うこともある。

このような観点から評価を行うが、それぞれの評価を行うためには、評価指標、評価手段、評価時期、評価基準について、明確にしておくことが必要である。

①ストラクチャー（構造）

ストラクチャー（構造）は、保健事業を実施するための仕組みや体制を評価するものである。具体的な評価指標としては、保健指導に従事する職員（職種・職員数・職員の資質等）、保健指導の実施に係る予算・施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況などがある。

②プロセス（過程）

プロセス（過程）評価は、事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価するものである。具体的な評価指標としては、保健指導の実施過程、すなわち情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、保健指導実施者の態度、記録状況、対象者の満足度などがある。

③アウトプット（事業実施量）

目的・目標の達成のために行われる事業の結果に対する評価で、評価指標としては、健診受診率、保健指導実施率、保健指導の継続率などがある。

④アウトカム（結果）

アウトカム（結果）評価は、事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標に対する評価である。具体的な評価指標としては、肥満度や血液検査などの健診結果の変化、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群、死亡率、要介護率、医療費の変化などがある。また、職種では休業日数、長期休業率などがある。

(2) 評価の観点

評価は、一般的に、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の観点から行う。健診・保健指導の最終的な評価はアウトカム（結果）で評価されることになるが、結果のみでは問題点が明らかにできず、改善策が見出せない場合が多い。そこで、結果に至る「過程」を評価し、事業の基盤である「構造」について評価することが必要となる。また、最終目標のアウトカム（結果）評価は数値であるため、データを採るためには数年間かかることから、アウトプット（事業実施量）の観点から評価を行うこともある。

このような観点から評価を行うが、それぞれの評価を行うためには、評価指標、評価手段、評価時期、評価基準について、明確にしておくことが必要である。

①ストラクチャー（構造）

ストラクチャー（構造）評価は、保健事業を実施するための仕組みや体制を評価するものである。具体的な評価指標としては、保健指導に従事する職員（職種・職員数・職員の資質等）、保健指導の実施に係る予算・施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況などがある。

②プロセス（過程）

プロセス（過程）評価は、事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価するものである。具体的な評価指標としては、保健指導の実施過程、すなわち情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、保健指導実施者の態度、記録状況、対象者の満足度などがある。

③アウトプット（事業実施量）

アウトプット（事業実施量）評価は、目的・目標の達成のために行われる事業の結果を評価するものである。具体的な評価指標としては、健診受診率、保健指導実施率、保健指導の継続率などがある。

④アウトカム（結果）

アウトカム（結果）評価は、事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標を評価するものである。具体的な評価指標としては、肥満度や血液検査などの健診結果の変化、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群、死亡率、要介護率、医療費の変化などがある。また、職種では休業日数、長期休業率などがある。

(3) 具体的な評価方法

評価の対象ごとに区分した保健指導の評価方法は、以下のとおりであるが、評価指標、評価手段、評価時期等については、参考までに表 5 に整理している。

1) 「個人」に対する保健指導の評価

対象者個人の評価は、適切な手段を用いて保健指導が提供されているか（プロセス（過程）評価）、その結果、生活習慣に関して行動変容がみられたか、また健診結果に改善がみられたか（アウトカム（結果）評価）といった観点から行う。詳細な内容については、第 3 編第 3 章を参照されたい。

2) 「集団」に対する保健指導の評価

個人への保健指導の成果を、集団として集積して評価することにより、指導を受けた対象者全体に対する成果が確認できる。集団の単位としては、地域や事業所単位、また、年齢や性別などが考えられ、それぞれに区分して、生活習慣に関する行動変容の状況、健診結果の改善度、また、生活習慣病関連の医療費の評価も行う。

集団としての評価結果は、保健指導プログラムの改善や保健指導実施者の資質向上のための研修などにも活用する。

3) 「事業」に対する保健指導の評価

医療保険者が行う保健指導は、個人への保健指導を通して、集団全体の健康状態の改善を意図している。そのため医療保険者は、事業全体について評価を行う。事業の評価は、対象者把握、実施、評価の一連の過程について以下の 4 点から評価する。

- ・適切な資源を活用していたか（ストラクチャー（構造）評価）
- ・対象者を適切に選定し、適切な方法を用いていたか（プロセス（過程）評価）
- ・望ましい結果を出していたか（アウトカム（結果）評価）
- ・事業評価が適正に実施されているか

これらの評価は、保健指導プログラムごとに行い、問題点を明確にした上で改善を図っていく。

特に、保健指導を委託して実施している場合には、この事業としての評価は、医

(3) 具体的な評価方法

評価の対象ごとに区分した保健指導の評価方法は、以下のとおりであるが、評価指標、評価手段、評価時期等については、参考までに表 10 に整理している。

① 「個人」に対する保健指導の評価

対象者個人の評価は、適切な手段を用いて保健指導が提供されているか（プロセス（過程）評価）、その結果、生活習慣に関して行動変容が認められたか、また健診結果に改善がみられたか（アウトカム（結果）評価）といった観点から行う。詳細な内容については、第 3 章を参照されたい。

保健指導の効果に関する評価は、対象者個人に対する評価であるとともに、保健指導実施者の指導技術に対する評価にもなるため、結果を整理して指導方法の改善につなげることが大切である。

② 「集団」に対する保健指導の評価

個人への保健指導の成果を、集団として集積して評価することにより、指導を受けた対象者全体に対する成果が確認できる。集団の単位としては、地域や事業所単位、また、年齢や性別などが考えられ、それぞれに区分して、生活習慣に関する行動変容の状況、健診結果の改善度、また、生活習慣病関連の医療費の評価も行う。

保健指導を受けたグループと受けなかったグループの比較により、保健指導の効果を確認することができる。標準的な質問票の項目の変化をみることににより、性別・年代別に改善しやすい項目に着目した行動目標を設定し、保健指導の方法（教材）等に活用することができる。

集団としての評価結果は、保健指導プログラムの改善や保健指導実施者の資質向上のための研修などにも活用する。

③ 「事業」に対する保健指導の評価

医療保険者が行う保健指導は、個人への保健指導を通して、集団全体の健康状態の改善を意図している。そのため医療保険者は、事業全体について評価を行う。事業の評価は、対象者把握、実施、評価の一連の過程について以下の観点から評価する。

- ・望ましい結果を出していたか（アウトカム（結果）評価）
- ・対象者を適切に選定し、適切な健診・保健指導等の方法を用いていたか（プロセス（過程）評価）
- ・適切な資源を活用していたか（ストラクチャー（構造）評価）
- ・事業評価が適正に実施されているか

これらの評価は、保健指導プログラムごとに行い、問題点を明確にした上で改善を図っていく。

特に、保健指導を委託して実施している医療保険者は、この事業としての評価を

療保険者にとって重要である。

(4) 評価の実施責任者

個人に対する保健指導の評価は、実施した保健指導の質を点検し、必要な改善方策を見出し内容の充実を図ることを目的としているため、保健指導実施者（委託事業者を含む）が実施責任者となる。

集団に対する保健指導の評価は、保健指導を受けた個人を集団として集積し、全体的特徴を評価するため、保健指導実施者（委託先を含む）及び医療保険者が、評価の実施責任者となる。保健指導実施者に対する研修を行っている者もこの評価に対する責務を持つことになる。

事業としての保健指導の評価は、「健診・保健指導」事業を企画する立場にある医療保険者がその評価の責任を持つ。特に保健指導を委託する場合には、委託先が行う保健指導の質を評価する必要があり、事業の評価は医療保険者にとって重要である。医療保険者として事業評価を行うことにより、保健指導の運営体制の在り方や予算の見直しなど、体制面への改善にも評価結果を活かすことが必要である。

最終評価については、健診・保健指導の成果として、対象者全体における生活習慣病対策の評価（有病率、医療費等）を行うものであるから、医療保険者が実施責任者となる。

(5) 評価の根拠となる資料

保健指導の評価を根拠に基づいて、適切に行うためには、保健指導計画の作成段階で評価指標を決めておき、評価の根拠となる資料を、保健指導の実施過程で作成する必要がある。その資料は、保健指導の記録であり、また質問票・健診データである。それらの資料等が必要時、確実に取り出し、評価のための資料として活用できるように、データ入力及び管理の体制を整えておく必要がある。なお、保健指導の評価の根拠となる資料はいずれも個人情報であるため、その管理体制については、医療保険者が取り決め、責任をもって管理する必要がある。

丁寧に行い、効果的な保健指導の実施につなげていくことが重要である。

(4) 評価の実施責任者

個人に対する保健指導の評価は、実施した保健指導の質を点検し、必要な改善方策を見出し内容の充実を図ることを目的としているため、保健指導実施者（委託事業者を含む）が実施責任者となる。

集団に対する保健指導の評価は、保健指導を受けた個人を集団として集積し、全体的特徴を評価するため、保健指導実施者（委託先を含む）及び医療保険者が、評価の実施責任者となる。保健指導実施者に対する研修を行っている者もこの評価に対する責務を持つことになる。

事業としての保健指導の評価は、「健診・保健指導」事業を企画する立場にある医療保険者がその評価の責任を持つ。特に保健指導を委託する場合には、委託先が行う保健指導の質を評価する必要があり、事業の評価は医療保険者にとって重要である。医療保険者として事業評価を行うことにより、保健指導の運営体制の在り方や予算の見直しなど、体制面への改善にも評価結果を活かすことが必要である。

最終評価については、健診・保健指導の成果として、対象者全体における生活習慣病対策の評価（有病率、医療費等）を行うものであるから、医療保険者が実施責任者となる。

(5) 評価の根拠となる資料

保健指導の評価を根拠に基づいて、適切に行うためには、保健指導計画の作成段階で評価指標を決めておき、評価の根拠となる資料を、保健指導の実施過程で作成する必要がある。その資料は、保健指導の記録であり、また質問票・健診データである。それらの資料等が必要時、確実に取り出し、評価のための資料として活用できるように、データ入力及び管理の体制を整えておく必要がある。なお、保健指導の評価の根拠となる資料はいずれも個人情報であるため、その管理体制については、医療保険者が取り決め、責任をもって管理する必要がある。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

対象	評価項目 (S) ストラクチャー (P) プロセス (O) アウトカム	評価指標	評価手段 (機密資料)	評価時期	評価 責任者
個人	(P) 意欲向上 (P) 知識の獲得 (P) 運動・食事・喫煙、 飲酒等の行動変容 (P) 自己効力感	行動変容ステージ (準備状態)の変化 生活習慣改善状況	質問票、観察 自己管理シート	6ヶ月後、1年 後	保健指導 実施者 (委託先 を含む)
	(O) 健診データの改善	肥満度（BMI、 BMIなど）、血液検査 （糖化ヘモグロビン、 LDL-C、HDL-C）の改善 率	健診データ	1年後 積極的支援では 計画した経過観察 期間（3～6ヶ月 後）	
集団	(P) 運動・食事・喫煙、 飲酒等の行動変容	生活習慣改善度	質問票、観察 自己管理シート	1年後、3年後	保健指導 実施者 (委託先 を含む)
	(O) 対象者の健康状態の 改善	肥満度（BMI、 BMIなど）、血液検査 （糖化ヘモグロビン、 LDL-C、HDL-C）の改善 率、疾病 （糖尿病）休業日数、長期 休業率	健診データ 疾病統計	1年後、3年後、 5年後	保健指導 実施者 (委託先 を含む) 及び 医療保険 者
事業	(P) 対象者の生活習慣病 関連医療費	医療費	レセプト	3年後、5年後	
	(P) 保健指導のスキル (P) 保健指導に用いた支 援材料 (P) 保健指導の記録	生活習慣改善度	指導過程（記録） の振り返り カンファレンスビ デオ	指導終了後に カンファレンス をもつなどする	保健指導 実施者（委 託先を含 む）
最終 評価	(S) 社会資源を有効に効 率的に活用して、実施した か（委託の場合、委託先が 提供する資源が適切であ ったか）	社会資源（施設・人 材・財源等）の活用 状況 委託件数、委託率	社会資源の活用状 況 委託状況	1年後	医療保険 者
	(P) 対象者の満足は適切 であったか (P) 対象者に対する支援 方法の選択は適切であ ったか	受診者に対する保健 指導対象者の割合 目標達成率 満足度	質問票、観察、 アンケート	1年後	
	(P) 対象者の満足度 （委託の場合、委託先が行 う保健指導の実施が適切 であったか）	受診者に対する保健 指導対象者の割合 目標達成率 満足度	質問票、観察、 アンケート	1年後	
	(O) 各対象者に対する行 動目標は適切に設定され たか、積極的に健診・保健 指導を受ける	目標達成率 プログラム参加継続 率（脱落率） 健診受診率	質問票、観察、 アンケート	1年後	
最終 評価	(O) 全体の健康状態の改 善	死亡率、要介護率、 有病率、予備病、有 病見など	死亡、疾病統計、 健診データ	毎年 5年後、 10年後	医療保険 者
	(O) 医療費適正化効果	生活習慣病関連医療 費	レセプト		

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

第5章 地域・職場における保健指導

(1) 地域保健と職場保健の保健指導の特徴

1) 対象の生活の場に応じた保健指導

地域保健においては、地域住民を対象とした保健指導を展開している。地域の対象者の健康は、地域特性のある食生活や運動習慣などの生活環境や社会的要因などの影響を受けており、そのことに配慮した保健指導が求められる。

一方、職場保健では労働者を対象とした保健指導を展開している。職場では、対象者は一日の大半を職場で過ごしているため、対象者の健康は配置や作業状況など職場の環境に影響を受ける。そのため、対象者の健康問題と職場の環境や職場の健康課題を関連づけた保健指導が展開されている。

しかし、地域の対象の中には労働に従事している者もいることや、また労働者も職場を離れば地域の生活者でもある。

そのため、生活と労働の視点を併せて保健指導を展開していくことが必要である。

2) 組織体制に応じた保健指導

地域では、それぞれの市町村が、財政状況や人的資源、社会資源などが異なっているため、提供できるサービスやその方法は異なり、保健指導はそれぞれの体制、方法で展開している。市町村では、ポピュレーションアプローチは衛生部門で行うことになることから、健診・保健指導を効果的に実施するためには、関係部門と衛生部門が十分な連携を取って保健指導を展開する必要がある。

一方、職場でも財政状況や人的資源、社会資源などが異なるため、保健指導はそれぞれの体制、方法で展開されている。加えて、職場では特に労働者の健康について、事業主によりその展開は異なる。効果的な生活習慣病予防の保健指導の展開には、事業者（人事労務担当者、職場管理職等）が労働者の健康を価値あるものと考えることが重要であり、それらの者と連携し、職場における健康支援の意識や就業時間内の実施等への理解を得る必要がある。

改訂案

第5章 地域・職場における保健指導

5-1 地域保健と職場保健の保健指導の特徴

(1) 対象の生活の場に応じた保健指導

地域保健においては、地域住民を対象とした保健指導を展開している。地域の対象者の健康は、地域特性のある食生活や運動習慣などの生活環境や社会的要因などの影響を受けており、そのことに配慮した保健指導が求められる。

一方、職場保健では労働者を対象とした保健指導を展開している。職場では、対象者は一日の大半を職場で過ごしているため、対象者の健康は配置や作業状況など職場の環境に影響を受ける。そのため、対象者の健康問題と職場の環境や職場の健康課題を関連づけた保健指導が展開されている。

しかし、地域の対象の中には労働に従事している者もいることや、また労働者も職場を離れば地域の生活者でもある。退職後には地域住民として関係対象者となっていくが、高齢期に発症する生活習慣病は、就労年齢における生活習慣にその端を発していることが多い。

そのため、生活と労働の視点を併せて保健指導を展開していくことが必要である。

(2) 組織体制に応じた保健指導

地域では、それぞれの市町村が、財政状況や人的資源、社会資源などが異なっているため、提供できるサービスやその方法は異なり、保健指導はそれぞれの体制、方法で展開している。市町村では、ポピュレーションアプローチは衛生部門で行うことになることから、健診・保健指導を効果的に実施するためには、関係部門と衛生部門が十分な連携を取って互いに協力しながら保健指導等を展開することが非常に重要である。また、高齢期の要介護状態と生活習慣病との関連も深く、介護部門との連携により健康課題の明確化と住民への訴求性を高めることができる。

一方、職場でも財政状況や人的資源、社会資源などが異なるため、保健指導はそれぞれの体制、方法で展開されており、加えて、事業主によりその展開は異なる。効果的な生活習慣病予防対策は、事業所の活性化、企業のCSR（企業の社会的責任）にも関係するものである。保健指導の展開には、事業者（人事労務担当者、職場管理職等）が労働者の健康を価値あるものと考えることが重要であり、それらの者と連携し、職場における健康支援の意識や就業時間内の実施等への理解を得る必要がある。

3) 対象者に対するアクセス

地域では、健診後の保健指導については、対象が地域住民であるが、労働に従事している者もあり、健診とは別の機会に健診の結果説明会を計画しても、保健指導が必要な対象者が集まりにくく、時間、場所などを考慮する必要がある。また、未受診者については、職場と比較して対応が困難な場合が多い。地域では、未受診者に対する確実な対応として最も効果的と考えられる家庭訪問は、人的資源の観点から訪問できる対象者が限られ、また効率性の問題もあり、未受診者に十分な対応が行われにくいという特徴がある。

一方、職場では対象者が職場に存在する場合もあるが、業種によっては、一定の場所に集まっているわけではなく、また、業務に従事しているため保健指導を受けにくい状況もある。健診・保健指導の実施前から質問票を配布し、健診当日に的確な保健指導、さらには健康教育につなげることができる場合もあるが、すべての労働者に保健指導が実施できない場合もあり、状況に応じて複数年度での対応や未受診者への対応など、職場ごとの保健指導の実施体制を考慮した効果的な保健指導を行う必要がある。さらに、データを経年的に管理し、過去の推移を考慮した指導を展開することや、健診前に質問票を配布・回収し、より個別的で具体的な指導を展開することを工夫すれば、効果的な保健指導を展開していくことが可能である。

今後、医療保険者が健診・保健指導を行うことから未受診者や保健指導を受けない者の把握は容易になるが、地域・職場いずれにおいてもアクセスの問題が残ることになる。

4) 保健指導の評価

地域では、地域住民全体を対象として評価を行ってきたが、今後は医療保険者が健診・保健指導を実施し、データも医療保険者が管理することとなる。このことにより、市町村単位で地域住民の健康課題を分析・評価するためには、市町村と医療保険者の連携が重要となる。

一方、職場が実施する保健指導は、就労上の配慮等に重点が置かれており、かつ職住地域が異なるため、地域における生活習慣病予防に関する健康課題とのつながりが持ちにくく、地域特性を含めて評価する視点が欠けることもある。今後は、保険者協議会や地域・職場連携推進協議会の活動を進め、県単位、地域単位での評価を行う必要がある。

(3) 対象者に対するアクセス

地域では、健診後の保健指導については、対象は地域住民であるが、労働に従事している者もあり、健診とは別の機会に健診の結果説明会を計画しても、保健指導が必要な対象者が集まりにくく、時間、場所などを考慮する必要がある。そのため、保健指導に出来ない理由を把握したり、家族等の協力を得たりしながら、確実に保健指導につなげる。また、未受診者に対する確実な対応として最も効果的と考えられる家庭訪問は、人的資源の観点から訪問できる対象者が限られ、また効率性の問題もあり、未受診者に十分な対応が行われにくいという特徴がある。

一方、職場では対象者が職場に存在する場合もあるが、業種によっては、一定の場所に集まっているわけではなく、また、業務に従事しているため保健指導を受けにくい状況もある。健診・保健指導の実施前から質問票を配布し、健診当日に的確な保健指導、さらには健康教育につなげることができる場合もあるが、すべての労働者に保健指導が実施できない場合もあり、状況に応じて複数年度での対応や未受診者への対応など、職場ごとの保健指導の実施体制を考慮した効果的な保健指導を行う必要がある。さらに、データを経年的に管理し、過去の推移を考慮した指導を展開することや、健診前に質問票を配布・回収し、より個別的で具体的な指導を展開することを工夫すれば、効果的な保健指導を展開していくことが可能である。

医療保険者が健診・保健指導を行うことから、未受診者や保健指導を受けない者の把握をした上で、複数年にわたって健診を受診していない者や、保健指導レベルに該当しても利用につながらなかった対象者を特定し、重点的にアプローチするなどの戦略が考えられる。

(4) 保健指導の評価

地域では、医療保険者が健診・保健指導を実施し、データも医療保険者が管理していることから、市町村単位で地域住民の健康課題を分析・評価するためには、市町村と医療保険者の連携が重要となる。

一方、職場が実施する保健指導は、就労上の配慮等に重点が置かれており、かつ職住地域が異なるため、地域における生活習慣病予防に関する健康課題を認識し、地域特性を含めて評価する視点が持ちにくい。今後は、保険者協議会や地域・職場連携推進協議会の活動を進め、県単位、地域単位での評価を行う必要がある。

地域・職場連携推進協議会、保険者協議会等で、地域・職場のデータを共同分析して全国や地域別データと比較しながら評価を行ったり、人材育成や良好なアウトソーシング先についての情報交換を行ったりなら、ストラクチャー（構造）の改善に努めている事例も出現してきている。今後、連携の一層の推進が期待される。

5) ポピュレーションアプローチと社会資源の活用による支援

保健指導をより効果的に行うためには、先に述べた地域特性との関連で支援することはもちろん、ポピュレーションアプローチを併用させ複合的に行うことや、社会資源を医師、保健師、管理栄養士等の地域の団体とも連携し、効果的に活用することが必要であり、地域では比較的容易に併用、または活用することができる。

職場では、対象者が職場に存在することからポピュレーションアプローチの取り組みは容易であるが、職場内の活用できる資源に限られることから、効果的な実施が困難な場合もある。近年、保健指導後のフォローアップが必要であり、それぞれの事業所での社会資源が不十分な場合には、対象者が生活している地域の社会資源の活用も考慮されるようになってきている。しかし、労働者の就業時間などの観点からは、地域の社会資源が現実的に活用しにくいことも多い。今後は、地域と有機的な連携をとりながら社会資源を効率的に活用していくことが必要である。

(5) ポピュレーションアプローチと社会資源の活用による支援

保健指導をより効果的に行うためには、地域における健康課題に応じて支援することはもちろん、ポピュレーションアプローチを併用させ複合的に行うことや、社会資源を医師、保健師、管理栄養士等の地域の団体とも連携し、効果的に活用することが必要であり、地域では比較的容易に併用、または活用することができる。

職場では、対象者が職場に存在することからポピュレーションアプローチの取り組みが比較的容易な場合もある一方で、労働者の健康に対する事業主の考え方や職場内の活用できる資源に限られること、職種や業種による時間的制限等から、効果的な実施が困難な場合もある。保健指導後のフォローアップが必要であるが、それぞれの事業所での社会資源が不十分な場合には、対象者が生活している地域の社会資源の活用も考慮する必要がある。しかし、労働者の就業時間などの観点からは、地域の社会資源が現実的に活用しにくいことも多い。今後は、地域と有機的な連携をとりながら社会資源を効率的に活用していくことが重要である。

(2) 地域・領域連携による効果

1) 健診・保健指導における地域・領域連携の効果

地域と領域はそれぞれの資源の範囲の中で保健指導を展開してきた。しかし、今後は保健指導に利用できる資源を地域と領域が共有することにより、利用できるサービスの選択を拡大させることも必要である。

これまで、地域と領域は定年を区切りそれぞれが展開してきた。しかし、連携することにより、対象者は退職後にも軽年のな変化を理解してもらい、一貫した保健指導を受けることができる。

2) 健診・保健指導における地域・領域連携のための方策

今後は、健診・保健指導において有機的な連携が必要となる。地域と領域それぞれが健診・保健指導に関して、対象となる集団の生活習慣病予防に関する課題を明確にし、活動計画を立案した上で、実際の展開で共有できる部分と協力できる部分、独自で行うことがよい部分について情報交換の機会をもち、進めていくことが必要であり、保険者協議会、都道府県や二次医療圏の地域・領域連携推進協議会を活用することも有効である。

3) 地域・領域連携推進協議会と保険者協議会との連携

平成20年度から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられ、内臓脂肪症候群に着目したハイリスクアプローチが被保険者・被扶養者に提供される。この医療保険者によるハイリスクアプローチと、地域・領域連携推進協議会が地域・領域全体で取り組むポピュレーションアプローチとを一体的に提供していくことが期待される。

地域・領域連携推進協議会と保険者協議会の主な役割は、図のとおりである。地域・領域連携推進協議会においては、保険者協議会における医療費等の分析や特定健診・特定保健指導に関する実施体制、結果等から得られた現状や課題について情報提供を受け、地域全体として取り組む健康課題を明らかにし、保健医療資源を相互に活用、又は保健事業を共同で実施することにより、地域・領域連携推進事業を進めていくことが望まれる。

5-2 地域・領域連携による効果

(1) 健診・保健指導における地域・領域連携の効果

地域と領域はそれぞれの資源の範囲の中で保健指導を展開してきた。しかし、今後は保健指導に利用できる資源を地域と領域が共有することにより、利用できるサービスの選択を拡大させることも必要である。

これまで、地域と領域は定年を区切りそれぞれが展開してきた。しかし、地域と領域が健診データを共有し、連携することにより、対象者は退職前後の軽年のな変化を理解しながら、一貫した保健指導を受けることができる。

(2) 健診・保健指導における地域・領域連携のための方策

今後は、健診・保健指導において有機的な連携が必要となる。地域と領域それぞれが健診・保健指導に関して、対象となる集団の生活習慣病予防に関する課題を明確にし、活動計画を立案した上で、実際の展開で共有できる部分と協力できる部分、独自で行うことがよい部分について情報交換の機会をもち、進めていくことが必要であり、保険者協議会、都道府県や二次医療圏の地域・領域連携推進協議会を活用することも有効である。

(3) 地域・領域連携推進協議会と保険者協議会との連携

平成20年度から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられ、メタボリックシンドロームに着目したハイリスクアプローチが被保険者・被扶養者に提供されている。この医療保険者によるハイリスクアプローチと、地域・領域連携推進協議会が地域・領域全体で取り組むポピュレーションアプローチとを一体的に提供していくことが期待される。

地域・領域連携推進協議会と保険者協議会の主な役割は、図〇〇のとおりである。地域・領域連携推進協議会においては、保険者協議会における医療費等の分析や特定健診・特定保健指導に関する実施体制、結果等から得られた現状や課題について情報提供を受け、地域全体として取り組む健康課題を明らかにし、保健医療資源を相互に活用、又は保健事業を共同で実施することにより、地域・領域連携推進事業を進めていくことが望まれる。

図：地域・領域連携推進協議会と保険者協議会の主な具体的役割

- <都道府県協議会の主な具体的役割>
○ 各関係者（医療保険者・市町村衛生部門・事業者、関係団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
○ 都道府県における健康課題の明確化
○ 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
○ 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施
○ ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連携方策
○ 生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防、性差に着目した対策等、他の施策との連携方策
○ 科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する連携方策
○ 研修会の共同実施、各種施設等の共同利用
○ 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討
○ 特定健診・特定保健指導等の従事者などの育成方策
○ 特定健診・特定保健指導等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策
○ 被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策
○ 協議会の取組の広報、啓発



- <保険者協議会の主な具体的役割>
○ 保険者間における意見調整
○ 各都道府県ごとの医療費の調査、分析、評価
○ 被保険者に対する教育や普及啓発等をはじめとする保健事業、保健事業の実施者の育成・研修等の共同実施
○ 各保険者の独自の保健事業や、運営等についての情報交換
○ 物的・人的資源のデータベース化及び共同活用
○ 特定健診・特定保健指導等の実施体制の確保
○ 集合契約等に関する各種調整、情報共有等
○ 特定健診・特定保健指導等のアウトソーシング先の民間事業者の評価
○ 事業者等に関する情報の収集や提供
○ 事業者の評価手法の検討、評価の実施
○ 評価結果の決定（契約更新の適否、機関番号停止等の判断等）、共有

図〇：地域・領域連携推進協議会と保険者協議会の主な具体的役割

- <都道府県協議会の主な具体的役割>
○ 各関係者（医療保険者・市町村衛生部門・事業者、関係団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
○ 都道府県における健康課題の明確化
○ 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
○ 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施
○ ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連携方策
○ 生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防、性差に着目した対策等、他の施策との連携方策
○ 科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する連携方策
○ 研修会の共同実施、各種施設等の共同利用
○ 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討
○ 特定健診・特定保健指導等の従事者などの育成方策
○ 特定健診・特定保健指導等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策
○ 被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策
○ 協議会の取組の広報、啓発



- <保険者協議会の主な具体的役割>
○ 保険者間における意見調整
○ 各都道府県ごとの医療費の調査、分析、評価
○ 被保険者に対する教育や普及啓発等をはじめとする保健事業、保健事業の実施者の育成・研修等の共同実施
○ 各保険者の独自の保健事業や、運営等についての情報交換
○ 物的・人的資源のデータベース化及び共同活用
○ 特定健診・特定保健指導等の実施体制の確保
○ 集合契約等に関する各種調整、情報共有等
○ 特定健診・特定保健指導等のアウトソーシング先の民間事業者の評価
○ 事業者等に関する情報の収集や提供
○ 事業者の評価手法の検討、評価の実施
○ 評価結果の決定（契約更新の適否、機関番号停止等の判断等）、共有

第6章 保健指導の実施に関するアウトソーシング

(1) 基本的事項

1) 保健指導アウトソーシングの必要性

これまでの健診・保健指導は、健診の受診率を上げることに重点が置かれ、健診後の保健指導は付加的なサービスという位置づけであったが、今後は内臓脂肪症候群のリスクを有する者に対する保健指導、すなわち個人の生活習慣の改善を支援する保健指導の実施が重要となる。このような保健指導は、老人保健事業の個別健康教育や国保ヘルスアップ事業で実施されてきたところであるが、これらの事業には人的資源が相当必要であることが明らかとなっている。また、健診・保健指導は医療保険者が実施することから、保健指導が必要な対象者が確実に把握され、実際に保健指導を受ける者がかなり多くなることも予測される。

一方、内臓脂肪症候群のリスクを有する者に生活習慣の改善を促すためには、保健師・管理栄養士等には高い専門性が求められ、保健指導の実績を積み重ね、研鑽を重ねて保健指導の技術を高度化していくことが求められる。また、IT産業などが開発する生活習慣改善支援機器を活用した保健指導方法の導入や、対象者のニーズを踏まえた多様な保健指導の実施体制が求められている。

市町村や事業所・健保組合などで健診後の保健指導に従事している現在の保健師、管理栄養士等の実施体制のみでは、増大する保健指導業務に十分に対応できないことが想定され、また、これらの機関で大幅な増員をすることが困難であることから、健診後の保健指導を行う事業者を育成し、このような需要に対応できる保健師、管理栄養士等を確保し、保健指導のアウトソーシングを行っていく方向性が示されたところである。

医療保険者は、アウトソーシングに当たって、健診・保健指導業務全体の目的を明確にし、事業計画を立案、そして評価を行うことが重要である。

2) アウトソーシングの目的

保健指導のアウトソーシングは、内臓脂肪症候群のリスクを有する者に対して、個人のニーズに基づいた生活習慣の改善を支援する保健指導の提供体制を整備することが当面の目的であるが、将来的には、保健指導の量が確保されることにより保健指導の質の向上につながっていくことが期待され、効率的かつ質の高い保健指導を実現する体制をめざすものである。

第6章 保健指導の実施に関するアウトソーシング

6-1 基本的事項

(1) 保健指導アウトソーシングの必要性

平成20年度以降は、メタボリックシンドロームのリスクを有する者に対する保健指導、すなわち個人の生活習慣の改善を支援する保健指導の実施が重要となっている。このような保健指導は、老人保健事業の個別健康教育や国保ヘルスアップ事業で実施されてきたところであるが、これらの事業には人的資源が相当必要であることが明らかとなっている。また、健診・保健指導は医療保険者が実施することから、保健指導が必要な対象者が確実に把握され、実際に保健指導を受ける者がかなり多くなることも考えられる。

一方、メタボリックシンドロームのリスクを有する者に生活習慣の改善を促すためには、保健師・管理栄養士等に対する高い専門性が求められ、保健指導の実績を積み重ね、研鑽を重ねて保健指導の技術を高度化していくことが求められる。また、IT産業などが開発する生活習慣改善支援機器を活用した保健指導方法の導入や、対象者のニーズを踏まえた多様な保健指導の実施体制が求められている。

市町村や事業所・健保組合などで健診後の保健指導に従事している現在の保健師、管理栄養士等の実施体制のみでは、増大する保健指導業務に十分に対応できないことが想定され、また、これらの機関で大幅な増員をすることが困難であることから、健診後の保健指導を行う事業者を育成し、このような需要に対応できる保健師、管理栄養士等を確保し、保健指導のアウトソーシングを行っていく方向性が示されている。

医療保険者は、アウトソーシングに当たって、健診・保健指導業務全体の目的を明確にし、事業計画を立案、そして評価し、質の担保を行うことが重要である。

(2) アウトソーシングの目的

保健指導のアウトソーシングは、メタボリックシンドロームのリスクを有する者に対して、個人のニーズに基づいた生活習慣の改善を支援する保健指導の提供体制を整備することが、保健指導の量が確保されることにより保健指導の質の向上につながっていくことが期待され、効率的かつ質の高い保健指導を実現する体制をめざすものである。

(2) アウトソーシングの対象となる保健指導業務

保健指導業務の範囲を健診後の保健指導、すなわち「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」に限定して考えると、アウトソーシングができる業務は、それぞれの保健指導の一部の業務を事業者へ委託すること（部分委託）や、保健指導業務をそれぞれ又はすべてを一括して委託すること（全面委託）が考えられる。また、どのような範囲の業務委託であっても、健診・保健指導の事業の企画及び評価については医療保険者自らが行うものである。

なお、純然たる保健指導業務以外の健診受診者のデータ処理、保健指導対象者の選定、保健指導結果の処理などについては、ここでは触れないこととする。

1) 全面委託、部分委託のメリット、デメリット

保健指導業務の委託の考え方として、全面委託をする場合は、事業者の数が増え様々な工夫や効率化が図られることになるが、一方で、保健指導業務の評価には年数がかかることから、成果の出る保健指導が行われているかの判断が遅れるというリスクを医療保険者は抱えることになる。また、医療保険者に所属する保健師・管理栄養士等の保健指導技術の低下が危惧され、事業の企画及び評価の実施に問題がでる可能性もある。

他方、部分委託の場合は、委託された業務の効率化はあまり望めないが、医療保険者に業務の実施が残ることから、ここに所属する保健師・管理栄養士等の技術の向上や生活習慣病対策への熱意を維持することが期待できる。また、医療保険者の保健師、管理栄養士等が直接、対象者の保健指導を行うことで、対象者の問題や課題を早期に把握でき、改善に向けた事業の企画が可能になる。

2) 「情報提供」のアウトソーシング

「情報提供」については、健診結果と質問票の内容に基づき、対象者全員に個別に行うことから、委託をする場合は、健診機関から直接データをもらい、結果表を作成し対象者に提供するという業務となる。全面委託は、これら一連の業務を事業者が行うことになり、医療保険者は情報提供を行ったという結果が事業者から連絡される。

一方、部分委託の例としては、健診結果と質問票の内容について結果表作成までを委託し、対象者に提供する役割は医療保険者自身が行う方法である。健診結果を渡す時を保健指導の重要な機会と捉え、健診結果と生活習慣に関する情報を保健師・管理栄養士等が直接説明をする方式をとる場合は、このような部分委託となる。

6-2 アウトソーシングの対象となる保健指導業務

保健指導業務の範囲を健診後の保健指導、すなわち「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」に限定して考えると、アウトソーシングができる業務は、それぞれの保健指導の一部の業務を事業者へ委託すること（部分委託）や、保健指導業務をそれぞれ又はすべてを一括して委託すること（全面委託）が考えられる。また、どのような範囲の業務委託であっても、健診・保健指導の事業の企画及び評価については医療保険者自らが行うものである。

なお、純然たる保健指導業務以外の健診受診者のデータ処理、保健指導対象者の選定、保健指導結果の処理などについては、ここでは触れないこととする。

(1) 全面委託、部分委託のメリット、デメリット

保健指導業務の委託の考え方として、全面委託をする場合は、事業者の数が増え様々な工夫や効率化が図られることになるが、一方で、保健指導業務の評価には年数がかかることから、成果の出る保健指導が行われているかの判断が遅れるというリスクを医療保険者は抱えることになる。また、医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等の保健指導技術の低下が危惧され、事業の企画及び評価の実施に問題がでる可能性もある。

他方、部分委託の場合は、委託された業務の効率化はあまり望めないが、医療保険者に業務の実施が残ることから、ここに所属する保健師・管理栄養士等の技術の向上や生活習慣病対策への熱意を維持することが期待できる。また、医療保険者の医師、保健師、管理栄養士等が直接、対象者の保健指導を行うことで、対象者の問題や課題を早期に把握でき、改善に向けた事業の企画が可能になる。

(2) 「情報提供」のアウトソーシング

「情報提供」については、健診結果と質問票の内容に基づき、対象者全員に個別に行うことから、委託をする場合は、健診機関から直接データをもらい、結果表を作成し対象者に提供するという業務となる。全面委託は、これら一連の業務を事業者が行うことになり、医療保険者は情報提供を行ったという結果が事業者から連絡される。

一方、部分委託の例としては、健診結果と質問票の内容について結果表作成までを委託し、対象者に提供する役割は医療保険者自身が行う方法等がある。健診結果を渡す時を保健指導の重要な機会と捉え、健診結果と生活習慣に関する情報を保健師・管理栄養士等が直接説明をする方式をとる場合は、このような部分委託となる。

いずれの場合にも、事業目的の共有化、対象者の選定方法と保健指導内容の整合性を保つこと、情報提供の結果を評価すること等、委託元が事業全体を管理することが必要である。

3) 「動機づけ支援」のアウトソーシング

「動機づけ支援」については、どのような保健指導の方法を採用するかによって異なるが、たとえば個別面接や、グループ面接を組む場合には、このような支援全体を委託する場合は全面委託となる。動機づけ支援の対象者の職場を訪ねて面接指導を委託する場合や、公民館等に動機づけ支援の対象者に集まってもらって面接指導する業務をすべて委託するような場合も、これに該当する。

一方、部分委託の例としては、1回の支援のうち運動指導の部分のみを委託する場合や、電話やメールで6ヶ月後の評価を行う部分のみを委託する場合が考えられる。

4) 「積極的支援」のアウトソーシング

「積極的支援」については、3ヶ月から6ヶ月程度の支援プログラムを組んで行うものであるため、全面委託の場合は、初回面接から継続支援の実施、中間評価、6ヶ月後の評価の一連の業務を委託することになる。

一方、部分委託は、多くの例が考えられる。例えば、初回面接から支援計画の作成、中間評価、6ヶ月後の評価などは医療保険者の保健師、管理栄養士等が行い、施設を使って行う食生活指導や運動指導のような対象者が自ら実践するような事業については委託する場合や、評価のみ医療保険者が行い、支援の計画作成から実施までを委託する場合も考えられる。

また、詳細な質問票から行動変容のステージ（準備段階）を把握することが可能となるが、無関心期の対象者に対する保健指導は画一的な支援プログラムで支援することは困難であるため、このような対象者は医療保険者の保健師、管理栄養士等が支援することも考えられる。

どのような保健指導業務を委託するかの判断は、保健指導の目的とする生活習慣の改善が図られる体制の在り方をまず考え、医療保険者が有する人的資源、委託できる事業者の有無等から総合的に判断し、委託の範囲を決めるべきであろう。

(3) 保健指導アウトソーシングの留意事項

健診後の保健指導は、付加的なサービスという位置づけであったことに加え、特に地域においては、保健活動は公共サービスの一つとして行政が直接実施してきた歴史があることから、この分野において、民間事業者の参入はほとんど行われてこなかった。このため、保健指導のアウトソーシングは、民間事業者の育成を図りつつ実施されていくことになる。このような状況であるため、委託元となる医療保険者、特に市町村国保、そして委託先となる民間事業者は手探りの中でアウトソーシングを進め、関係性を築いていくことになる。そこで、民間事業者への委託が進んでいる分野の事例を参考として、アウトソーシングにあたっての留意事項を整理した。

(3) 「動機づけ支援」のアウトソーシング

「動機づけ支援」については、どのような保健指導の方法を採用するかによって異なるが、たとえば個別面接や、グループ面接を組む場合には、このような支援全体を委託する場合は全面委託となる。動機づけ支援の対象者の職場を訪ねて面接指導を委託する場合や、公民館等に動機づけ支援の対象者に集まってもらって面接指導する業務をすべて委託するような場合も、これに該当する。

一方、部分委託の例としては、動機づけ支援の効果を高めるために、経過中に付加的な支援を計画して運動指導の部分のみを委託する場合などが考えられる。

(4) 「積極的支援」のアウトソーシング

「積極的支援」については、3ヶ月から6ヶ月程度の支援プログラムを組んで行うものであるため、全面委託の場合は、初回面接から継続支援の実施、中間評価、6ヶ月後の評価、事業全体の評価等の一連の業務を委託することになる。

一方、部分委託は、多くの例が考えられる。例えば、初回面接から支援計画の作成、中間評価、6ヶ月後の評価などは医療保険者の医師、保健師、管理栄養士等が行い、施設を使って行う食生活指導や運動指導のような対象者が自ら実践するような事業については委託する場合や、事業評価のみ医療保険者が行い、支援の計画作成から実施、個人の6ヶ月後評価までを委託する場合も考えられる。

また、詳細な質問票から行動変容のステージ（準備状態）を把握することが可能となるが、無関心期の対象者に対する保健指導は画一的な支援プログラムで支援することは困難であるため、このような対象者は医療保険者の医師、保健師、管理栄養士等が支援することも考えられる。

どのような保健指導業務を委託するかの判断は、保健指導の目的とする生活習慣の改善が図られる体制の在り方をまず考え、医療保険者が有する人的資源、委託できる事業者の有無等から総合的に判断し、委託の範囲を決めるべきであろう。

6-3 保健指導アウトソーシングの留意事項

健診後の保健指導は、過去においては付加的なサービスという位置づけであったことに加え、特に地域においては、保健活動は公共サービスの一つとして行政が直接実施してきた歴史があることから、この分野において、民間事業者の参入はほとんど行われてこなかった。このため、保健指導のアウトソーシングは、民間事業者の育成を図りつつ実施されていくことになる。以下に、アウトソーシングにあたっての留意事項を整理した。

1) 委託する業務の目的の明確化

医療保険者は、業務を委託する前に、健診・保健指導業務全体の目的、理念を明確にし、実施体制を考え、その中からどのような業務を委託するかを決めていくが、委託する業務はどのような理念に基づき、その目的は何かを明確にし、それを委託先の事業者に伝えることが重要である。

具体的には、委託に際して作成する基準などに理念や目的が表現されることになるが、このことによって、適切な事業者を選定することができる。また、委託後に事業者と事業の目的を共有することができ、このことで協働する関係が構築でき、効果的、効率的な事業の実施につながる。

2) 保健指導の質の評価

委託に当たって、保健指導の質を確保する仕組みを導入することが必要である。1つ目は、事業者の選定に際して、保健指導の質を基準とすることである。保健指導の質は、サービスの技術と熱意が関係することから、選定時にサービス提供者の技術の程度（資格及び研修体制、マニュアルの有無、指導成果の実績等）を医療保険者に所属する専門職の目を通して確認することが重要である。

2つ目は、保健指導業務の終了後に、その評価を行うことである。例えば、対象者の満足度調査を行う、次年度の健診結果や対象者の生活習慣の改善度をみる、そして健診結果とレセプトの突合による保健指導の効果を見るなどの方法が考えられる。その結果により、事業者に対して保健指導の質の改善を促すことや、改善の見込みがない場合には、契約を更新するかについて検討する必要がある。

3つ目は、委託業務に関する情報交換と情報公開である。これは、各都道府県に設置されている保険者協議会などを活用して、事業者の資質に関する情報交換等を行い、他の医療保険者の目を通した評価を行うことも必要であろう。

3) 委託した業務と生活習慣病対策全体の連動

保健指導業務の委託には、前述したように様々な委託方法があるが、どのような委託を行ってもその業務は生活習慣病対策の一部であり、ポピュレーションアプローチをきめた対策全体といかに連動させていくかが重要である。

事業者が地域や事業所で行われているポピュレーションアプローチを理解し、このような社会資源を個々の対象者に対する保健指導に活用することを、委託業務の中に位置づけることが必要である。このためには、医療保険者は、事業者と十分な情報交換を行うとともに、地域や事業所で行われているポピュレーションアプローチ

(1) 委託する業務の目的の明確化

医療保険者は、業務を委託する前に、健診・保健指導業務全体の目的、理念を明確にし、実施体制を考え、その中からどのような業務を委託するかを決めていくが、委託する業務はどのような理念に基づき、その目的は何かを明確にし、それを委託先の事業者に伝えることが重要である。

具体的には、委託に際して作成する基準などに理念や目的が表現されることになるが、このことによって、適切な事業者を選定することができる。また、医療保険者は委託後に事業者と事業の目的を共有し、事業を協働する関係を構築することで、効果的、効率的な事業の実施につながる。

(2) 保健指導の質の評価

委託に当たって、保健指導の質を確保する仕組みを導入することが必要である。1つ目は、事業者の選定に際して、保健指導の質を基準とすることである。保健指導の質は、保健指導実施者の保健指導技術の程度を資格及び研修体制、研修実績、マニュアルの有無、質の評価システムの策定及び過去の実績・成果（支援実施規模、初回面接実施者の継続状況、6ヶ月後の体重・腹囲の減少状況等）により、医療保険者に所属する専門職の目を通して確認することが重要である。

2つ目は、保健指導業務の終了後に、その評価を行うことである。例えば、対象者の保健指導利用率、初回面接実施者の継続率、6ヶ月後の体重・腹囲の減少率、満足度、次年度の健診結果における保健指導レベルの改善率や対象者の生活習慣の改善度をみる、そして健診結果とレセプトの突合による保健指導の効果を見るなどの方法が考えられる。その結果により、事業者に対して保健指導の質の改善を促すことや、改善の見込みがない場合には、契約を更新するかどうかが検討する必要がある。

3つ目は、委託業務に関する情報交換と情報公開である。これは、各都道府県に設置されている保険者協議会などを活用して、事業者の資質に関する情報交換等を行い、他の医療保険者の目を通した評価を行うことも必要であろう。

(3) 委託した業務と生活習慣病対策全体の連動

保健指導業務の委託には、前述したように様々な委託方法があるが、どのような委託を行ってもその業務は生活習慣病対策の一部であり、ポピュレーションアプローチをきめた対策全体といかに連動させていくかが重要である。

事業者が地域や事業所で行われているポピュレーションアプローチを理解し、このような社会資源を個々の対象者に対する保健指導に活用することについて、委託業務の中に位置づけることが必要である。このためには、医療保険者は、事業者と十分な情報交換を行うとともに、地域や事業所で行われているポピュレーションアプローチ

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

に関する活動を提示することが必要となる。そして、医療保険者は、常に生活習慣病対策全体を視野に入れて、事業の運営に当たることが重要である。

4) 医療保険者の専門職の技術の維持・向上

医療保険者に所属する保健師・管理栄養士等の役割は、事業者へのアウトソーシングを含めた保健指導プログラムの企画や実施機関間の調整、そして委託した事業者の保健指導の質を評価することである。これらの業務を行うためには、保健指導に関する技術を維持・向上させることが前提となる。このためには、医療保険者の保健師・管理栄養士等が、業務を委託した場合であっても、保健指導業務に直接従事できる体制を整備しておくことを考慮する必要がある。例えば、対象者に対する保健指導業務の一部（個別面接、指導計画作成、評価）を医療保険者の保健師、管理栄養士等の業務とすることや、支援プログラムに乗りにくい「無関心期」の対象者の保健指導を医療保険者が直接に実施することなどが考えられる。

5) モニター³、苦情処理

医療保険者は事業の実施責任者として、委託した業務の実績や支援プログラムの進行状況、保健指導を受けない者に対する対処状況、事業所の保健師・管理栄養士等のサービス提供者の変更や研修の状況など、適切な保健指導が行われているのかについて、適宜報告を求めることが必要である。

そして、対象者から出される保健指導サービスに対する不満や苦情を受け止める窓口を設置するとともに、これらの情報に対して、早期に適切に対処することが求められる。

6) 保健指導の価格の設定

健診後の保健指導業務は、付加的な存在であったことから、現状では価格が設定されていないことが多いが、今後、保健指導業務をアウトソーシングしていく際には、前述した事業者の選定方法を参考に、価格が決まっていくものと見られる。しかし、保健指導は、外形的には1対1で面接をしている場面が主であり、面接による支援は対象者に合わせて行うものであることから、対象者からはサービスを受けたいという受益を感じることが難しい場合もある。このため、医療保険者、対象者ともに、保健指導の価値がわかりにくく、保健指導内容の良し悪しの判断は難しいものである。このことは、医療サービスも同様である。

このため、保健指導の質の評価を十分行えない状態で価格競争が始まると、必要以上に安価な価格となり、保健指導業務全体の質の低下につながる懸念される。

改訂案

ローチに関する活動を提示することが必要となる。そして、医療保険者は、常に生活習慣病対策全体を視野に入れて、事業の運営に当たることが重要である。

(4) 医療保険者に所属する専門職の技術の維持・向上

医療保険者に所属する保健師・管理栄養士等の役割は、事業者へのアウトソーシングを含めた保健指導プログラムの企画や実施機関間の調整、そして委託した事業者の保健指導の質を評価することである。これらの業務を行うためには、自らの保健指導に関する技術を維持・向上させることが前提となる。このためには、業務を委託した場合であっても、医療保険者の保健師・管理栄養士等が、保健指導業務に直接従事できる体制を整備しておくことを考慮する必要がある。例えば、対象者に対する保健指導業務の一部（個別面接、指導計画作成、評価）を医療保険者の医師、保健師、管理栄養士等の業務とすることや、支援プログラムに乗りにくい「無関心期」の対象者の保健指導を医療保険者が直接に実施することなどが考えられる。

(5) モニタリング及び苦情処理

医療保険者は事業の実施責任者として、委託した業務の実績や支援プログラムの進行状況、保健指導を受けない者に対する対処状況、事業所の保健師・管理栄養士等の保健指導実施者の変更や研修の状況など、適切な保健指導が行われているのかについて、適宜報告を求めることが必要である。

そして、対象者から出される保健指導サービスに対する不満や苦情を受け止める窓口を設置するとともに、これらの情報に対して、早期に適切に対処することが求められる。

(6) 保健指導のアウトソーシング先を選定する際の留意事項

保健指導のアウトソーシングにあたり、保健指導の質を問うことなく、価格を主な判断指標として事業者が選定されることとなると、必要以上に価格競争が促進され、保健指導業務全体の質の低下が進むことが懸念される。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

³モニター：現状把握及び対象者の意見、要望、批評等を収集すること。

保健指導のアウトソーシングに当たっては、サービスの質の評価を踏ま合わせた価格の設定を行うことや、医療保険者が保健指導の成果を評価し、それを価格に反映させていくことが必要である。

7) 委託基準の作成、委託方法の透明化

保健指導のアウトソーシングに際して、医療保険者は委託基準を作成することになるが、この場合、委託する保健指導業務の目的を明確に示すこと、また、保健指導の質が判断できる項目を設定することが重要である。

そして、事業者の選定に当たっては、選定の手順を透明化することが重要である。

8) 個人情報の管理

保健指導は対象者の生活そのものを把握することになり、その情報は個人として知られたい情報であることもある。このため、保健指導を行った場合の記録の漏洩防止や、保健指導実施者に守秘義務をかけるなど、個人情報の管理が重要である。アウトソーシングを行う場合は、事業者がこのような規定を有しているか確認するとともに、情報の管理状況を定期的に確認する必要がある。

9) 収益事業との区分の明確化

事業者の中には、収益事業を行っている者も想定され、様々な健康に関する商品（健康食品、器具等）の販売を保健指導業務の委託と合わせて行う事業者に対しては、収益事業との区別を明確にし、保健指導と同時に行うことがないよう、医療保険者の委託基準に明記しておくことが必要である。また、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売（例えば、商品等を保健指導対象者の誤解を招く方法で勧めること）等を行わないことが必要である。

改訂案

このため、保健指導のアウトソーシングに当たっては、サービスの質の評価等を勘案した価格の設定を行うことや、医療保険者が保健指導の成果を評価し、それを価格に反映させていくことが必要である。

(7) 委託基準の作成及び委託方法の透明化

保健指導のアウトソーシングに際して、医療保険者は委託基準を作成することになるが、この場合、委託する保健指導業務の目的を明確に示すこと、また、保健指導の質が判断できる項目を設定することが重要である。

そして、事業者の選定に当たっては、選定の手順を透明化することが重要である。

(8) 個人情報の管理

保健指導は、対象者の身体状況や生活習慣等に関する重要な個人情報を取り扱う業務であり、事業実施にあたっては、万全の安全管理体制が求められる。アウトソーシングを行う場合は、事業者が個人情報の漏洩を防止し、適切かつ安全に利用及び管理が行われているか、保険者の責任のもと、情報の管理状況を定期的に確認する必要がある。

(9) 収益事業との区分の明確化

事業者の中には、収益事業を行っている者も想定され、様々な健康に関する商品（健康食品、器具等）の販売を保健指導業務の委託と合わせて行う事業者に対しては、収益事業との区別を明確にし、保健指導と同時に行うことがないよう、医療保険者の委託基準に明記しておくことが必要である。また、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売（例えば、商品等を保健指導対象者の誤解を招く方法で勧めること）等を行ってはならない。

(4) 委託基準

1) 基本的考え方

- アウトソーシングを推進することにより、利用者の利便性に配慮した保健指導（例えば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が可能となるなど、多様な事業者による競争により保健指導のサービスの質の向上が図られる。一方で、効果的な保健指導が行われないなど保健指導の質が考慮されない価格競争となり、質の低下に繋がることがないよう委託先における保健指導の質の確保は不可欠である。
- 医療保険者が事業者等へ保健指導の実施を委託する場合には、当該医療保険者との役割分担、責任が詳細にわたって明確にされた上で、委託基準を作成し、本プログラムに定める内容の保健指導が適切に実施される事業者を選定する必要がある。なお、健診・保健指導の事業の企画及び評価については医療保険者自らが行う。
- 医療保険者は、委託契約期間中には、保健指導が適切に実施されているかについてモニタリングを行うことが重要である。
- 委託契約の終了時には、保健指導の成果について外部の人間も含め複数の観点から評価を行うことが重要である。その際には、保健指導の専門的知識を有する者の意見を聴くことが重要である。
- 個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適切に取り扱われなければならない。特に、医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」等において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つとされており、委託先の事業者は個人情報を適切に取り扱わなければならない。なお、保健指導の記録等の情報を取り扱う業務のみを委託する場合にも、委託先の事業者は(2)④に定める保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準を遵守することが求められる。
- 医療保険者が基準を満たしている委託先を選定しやすいようにするため、保険者協議会等においてホームページを作成し、事業者の申告に基づき、事業者の各種情報を掲載するなどの方策を検討する必要がある。
- なお、巡回型・移動型で保健指導を行う場合も、委託先の事業者の施設で行う基準と同じとする必要がある。

6-4 委託基準

(1) 基本的考え方

- アウトソーシングを推進することにより、利用者の利便性に配慮した保健指導（例えば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が可能となるなど、多様な事業者による競争により保健指導のサービスの質の向上が図られる。一方で、効果的な保健指導が行われないなど保健指導の質が考慮されない価格競争となり、質の低下に繋がることがないよう委託先における保健指導の質の確保は不可欠である。
- 医療保険者が事業者等へ保健指導の実施を委託する場合には、当該医療保険者との役割分担、責任が詳細にわたって明確にされた上で、委託基準を作成し、本プログラムに定める内容の保健指導が適切に実施される事業者を選定する必要がある。なお、健診・保健指導の事業の企画及び評価については医療保険者自らが行う。
- 医療保険者は、委託契約期間中には、保健指導が適切に実施されているかについてモニタリングを行うことが重要である。
- 委託契約の終了時には、保健指導の成果について外部の人間も含め複数の観点から評価を行うことが重要である。その際には、保健指導の専門的知識を有する者の意見を聴くことが重要である。
- 個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適切に取り扱われなければならない。特に、医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)等において、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つとされており、委託先の事業者は個人情報を適切に取り扱わなければならない。なお、保健指導の記録等の情報を取り扱う業務のみを委託する場合にも、委託先の事業者は(2)④に定める保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準を遵守することが求められる。
- 医療保険者が基準を満たしている委託先を選定しやすいようにするため、保険者協議会等においてホームページを作成し、事業者の申告に基づき、事業者の各種情報を掲載するなどの方策を検討する必要がある。
- なお、巡回型・移動型で保健指導を行う場合も、施設内で行う場合と同じ基準とする必要がある。

- 事業者：医療保険者から保健指導業務の委託を受けて保健指導を実施する事業者をいう。
 - 医療保険者自らが実施する場合も同じ基準を満たす必要がある。
- 保健指導対象者が勤務する事業者に保健指導業務を委託する場合は、その事業者の産業医が中心的な役割を担い保健指導を実施することが考えられる。
- また、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者に対しては、日頃から、地域産業保健センターに登録された産業医等が中心的に産業保健サービスを提供していることから、こうした産業医が勤務する医療機関等が、小規模事業場の労働者等に対して、特定保健指導を実施できるようにすることが望まれる。
- 保健指導として運動を提供する施設については、日本医師会認定健康スポーツ医を配置、あるいは勤務する医療機関と連携するなど、安全の確保に努めることが必要である。

2) 具体的な基準

① 人員に関する基準

- a 保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師、管理栄養士であること。
また、常勤の管理者が置かれていること。ただし、管理上支障が無い場合は、保健指導機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- b 「動機づけ支援」や「積極的支援」において、①初回の面接、②対象者の行動目標・支援計画の作成、③保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師、管理栄養士であること。ただし高齢者医療確保法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実務経験のある看護師も行うことができる。
- c 対象者ごとに支援計画（対象者の保健指導計画の作成、対象者の行動姿勢の状況の把握、評価、評価に基づいた計画の変更等）の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること。
- d 「動機づけ支援」、「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者（事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく産業栄養指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。

- 医療保険者自らが実施する場合も同じ基準を満たす必要がある。
- 保健指導対象者が勤務する事業者に保健指導業務を委託する場合は、その事業者の産業医が中心的な役割を担い保健指導を実施することが考えられる。
- また、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者に対しては、日頃から、地域産業保健センターに登録された産業医等が中心的に産業保健サービスを提供していることから、こうした産業医が勤務する医療機関等が、特定保健指導を実施できるようにすることが望まれる。
- 保健指導として運動を提供する施設については、日本医師会認定健康スポーツ医を配置、あるいは勤務する医療機関と連携するなど、安全の確保に努めることが必要である。

(2) 具体的な基準

- 特定保健指導で外部委託を行う際に求められる基準に関しては、平成20年厚生労働省告示第11号（外部委託基準）及び142号（施設等に関する基準）を参照すること。なお、特定保健指導以外の保健指導について外部委託する場合も、この告示に準拠することが望ましい。

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

- と。
 - また、食生活に関する保健指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者を必要数雇用していることが望ましい。
 - e 「動機づけ支援」「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者（健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士や事業場における労働者の健康保持推進のための指針に基づく運動指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。
 - また、運動に関する保健指導を自ら提供する場合には運動に関する専門的知識及び技術を有する者を必要数雇用していることが望ましい。
 - f 保健指導プログラムに応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
 - g 保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。
 - h 保健指導対象者が治療中の場合には、cに掲げる者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。
- ②施設又は設備等に関する基準
- a 本プログラムに定める内容の保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。
 - b 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。
 - c 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急処置のための設備を有していること。
 - d 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関については、患者の特性に配慮すること）。
- ③保健指導の内容に関する基準
- a 本プログラムに準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職場の特性を考慮したものであること。
 - b 具体的な保健指導のプログラム（支援のための材料、学習教材等をさむ）は、医療保険者に提示され、医療保険者の了解が得られたものであること。
 - c 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
 - d 個別指導を行う場合はプライバシーが保護される場で行われること。
 - e 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった

まとめて前ページの記述に替える

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）

- 場合は、事業者は相談に応じること。
 - f 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者の対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
- ④保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- a 本プログラムにおいて定める電子標準様式により、医療保険者に対して保健指導対象者の保健指導レベル、効果（健脚、体重）等を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出すること。
 - b 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保存・管理されていること。
 - c 正当な理由がなく、その業務上知り得た保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。
 - d 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。
 - e 医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
 - f インターネットを利用した保健指導を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の6.9 外部と個人情報をさむ医療情報を交換する場合の安全管理に規定されているとおり、①秘匿性の確保のための適切な暗号化、②通信の起点・終点識別のための認証、③リモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。さらに、①インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、健診データを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、健診データを含むページにアクセスする場合には本人にしか知りえない質問形式のパスワードとする等）、②インターネット上で健診データを入力できるサービスを受けるとして必ず本人の同意を得ること、③当該同意を得られない者の健診データは、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること等により、外部への情報漏洩、不正アクセス及びコンピュータ・ウイルスの侵入等の防止のための安全管理を徹底すること。
 - g 保健指導結果の分析等を行うため、医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限り提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

まとめて前ページの記述に替える

⑤運営等に関する基準

- a 対象者にとって保健指導が受けやすくなるよう、利用者の利便性に配慮した保健指導（例えば、土日祝日・夜間に行うなど）を実施するなど保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- b 医療保険者の求めに応じ、医療保険者が適切な保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- c 保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこととともに、保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売（例えば、商品等を保健指導対象者の勧誘を招く方法で勧めること）等を行わないこと。
- d 保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該保健指導実施者の資質の向上に努めていること。
- e 本プログラムに定める内容の保健指導を適切かつ継続的に実施することができ、財務基盤を有すること。
- f 医療保険者から受託した業務の一部の再委託が行われる場合には、医療保険者が委託先と委託契約を締結するに当たり、当該委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
- g 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、医療保険者及び受託者が前もって確認できる方法（ホームページ上での掲載等）を通じて、幅広く周知すること。
 - 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 統括者の氏名及び職種
 - 三 従業者の職種及び員数
 - 四 保健指導実施日及び実施時間
 - 五 保健指導の内容及び価格その他費用の額
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 緊急時における対応
 - 八 その他運営に関する重要事項
- h 保健指導実施者に身分を証する書類を提示させ、保健指導対象者から求められたときは、これを提示すること。
- i 保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。
- j 保健指導機関について、虚偽または誇大な広告を行わないこと。
- k 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- l 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

まとめて前ページの記述に替える

(5) 国、都道府県、市町村、医療保険者の役割

1) 国の役割

国は、保健指導の標準的なプログラムを示すとともに、これを基にした保健指導の委託基準を示す。
また、都道府県において、事業者の指導ができるよう、保健指導に関する情報を都道府県に報告する規定を設けるなど、情報の公開に努める。

2) 都道府県の役割

地域・職域連携推進協議会を活用して、生活習慣病対策に取り組む関係者間（事業者を含む）の総合調整を行い、体制整備を行う。
また、保険者協議会などを活用して、委託する事業者に関する情報交換を行い、適切な委託契約が行えるよう支援する。
市町村、医療保険者、事業者が行う保健指導の質を向上させることができるよう、保健師、管理栄養士等に対する研修等を行い、質の高い事業者を育成する。また、保健指導に関するデータの収集及び分析を行い、市町村や医療保険者に提供し、事業者の選定に資する。
また、医療保険者の違いによる保健指導の実施に格差が生じた場合には、都道府県の地域・職域連携協議会等を通じて、その調整を行う。

3) 市町村（一般行政）の役割

地域住民からの健診・保健指導に関する様々な相談に応じる体制をつくる。

4) 医療保険者の役割

保健指導に関する計画を策定し、効果的な保健指導が提供できるよう、予算の確保、実施体制の整備を行う。
その中で、地域・職域の特性を考慮に入れた保健指導の理念と生活習慣病対策全体における保健指導の位置づけを明確にするとともに、アウトソーシングする業務の範囲や考え方を定め、質の高い事業者を選定する。
アウトソーシングの目的に合致した委託基準を作成し、適切な事業者を選定する

6-5 国、都道府県、市町村、医療保険者の役割

(1) 国の役割

国は、保健指導の標準的なプログラムを示すとともに、これを基にした保健指導の委託基準を示す。
また、都道府県において、事業者の指導ができるよう、保健指導に関する情報を都道府県に報告する規定を設けるなど、情報の公開に努める。

(2) 都道府県の役割

地域・職域連携推進協議会を活用して、生活習慣病対策に取り組む関係者間（事業者を含む）の総合調整を行い、体制整備を行う。
また、保険者協議会などを活用して、委託する事業者に関する情報交換を行い、適切な委託契約が行えるよう支援する。
市町村、医療保険者、事業者が行う保健指導の質を向上させることができるよう、保健師、管理栄養士等に対する研修等を行い、質の高い事業者を育成する。また、保健指導に関するデータの収集及び分析を行い、事業者の選定に資するようその結果を市町村や医療保険者に提供する。
また、医療保険者の違いによる保健指導の実施に格差が生じた場合には、都道府県の地域・職域連携協議会等を通じて、その調整を行う。

(3) 市町村（一般行政）の役割

市町村全体の健康課題の分析と対策を立案・実施する。
21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））と特定保健指導との調和的推進、ポピュレーションアプローチの推進、特定保健指導対象者以外の保健指導、高齢者においては介護予防との運動など、組織横断的な対策の調整と効果的な事業運営を工夫する。地域住民からの健診・保健指導に関する様々な相談に応じる体制をつくる。

(4) 医療保険者の役割

保健指導に関する計画を策定し、効果的な保健指導が提供できるよう、予算の確保、実施体制の整備を行う。
その中で、地域・職域の特性を考慮に入れた保健指導の理念と生活習慣病対策全体における保健指導の位置づけを明確にするとともに、アウトソーシングする業務の範囲や考え方を定め、質の高い事業者を選定する。
アウトソーシングの目的に合致した委託基準を作成し、適切な事業者を選定する

標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)(平成19年4月)
<p>とともに、契約内容についてモニタリングを行い、問題がある場合には適宜改善を求める。</p> <p>また、委託した事業者から提出された事業の結果報告以外に、対象者から直接的な評価、また、費用対効果を評価し、効率的でかつ質の高い保健指導の実施に努める。</p>

改訂案
<p>とともに、契約内容についてモニタリングを行い、問題がある場合には適宜改善を求める。</p> <p>また、委託した事業者から提出された事業の結果報告以外に、対象者からの直接的な評価や費用対効果の評価等により、効率的でかつ質の高い保健指導の実施に努める。</p>

資料 2 - 4
健診・保健指導検討会
H24.12.12

標準的な健診・保健指導プログラム 新旧対照表

【第4編 体制・基盤整備、総合評価】

標準的な健診・保健指導プログラム(確定版) (平成19年4月)	改訂案
<p>第4編 体制・基盤整備、総合評価</p> <p>第1章 人材育成体制の整備</p> <p>第2章 最新の知見を反映した健診・保健指導内容の見直しのための体制整備</p> <p>第3章 健診・保健指導の実施・評価のためのデータ分析とデータ管理</p>	<p>第4編 体制・基盤整備、総合評価</p> <p>第1章 人材育成体制の整備</p> <p>第2章 最新の知見を反映した健診・保健指導内容の見直しのための体制整備</p> <p>第3章 健診・保健指導の実施・評価のためのデータ分析とデータ管理</p>

第1章 人材育成体制の整備

(1) 基本的考え方

- 健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価が本プログラムに基づき適切に実施されるよう、これらの業務を行う者は、都道府県等が実施する研修に積極的に参加するとともに、常に自己研鑽に努める必要がある。
- 国、都道府県、市町村、医療保険者、医療関係団体等は、健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価の業務を行う者に対し、最新の科学的知見に基づいた効果的な保健指導の知識・技術を修得するための研修や、具体的な保健指導の事例の情報提供など人材育成の機会を提供する必要がある。

(2) 国の役割

国は、全国において一定レベル以上の人材の質が確保されるよう、健診・保健指導に関する人材育成の体系や研修に関するガイドラインを作成し、都道府県等に示すとともに、都道府県等が研修を行う際に使用することができる学習教材等を作成・提供する。

また、国は、国立保健医療科学院において都道府県の指導者（健診・保健指導に関する研修を企画立案する者）等に対する研修を行う。

(3) 都道府県の役割

都道府県は、国が示した健診・保健指導に関する人材育成の体系や研修に関するガイドラインを踏まえ、健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価の業務を行う者を対象に、①企画立案・評価に関する知識・技術、②最新の科学的知見に基づいた効果的な保健指導の知識・技術、③ポピュレーションアプローチとの効果的な組合せ等に関する研修を実施する。

また、これらの研修を実施するため、都道府県は、地域の医療関係団体、教育機関等の協力を得て、研修を行う講師等を確保するとともに、都道府県が実施する研修会と医療関係団体等が実施する研修の開催日時が重なったり、同じ内容となったりしないよう、都道府県が中心となって、研修を行う団体間の調整を行う。

さらに、都道府県は、当該都道府県内において健診・保健指導を行う人材の確保が困難な地域が発生しないように、市町村の求めに応じて、当該市町村に研修を行う講師等を派遣し、研修を実施するなど各都道府県内で研修の実施体制が確保できるよう配慮する。

第1章 人材育成体制の整備

(1) 基本的考え方

- 健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価が本プログラムに基づき適切に実施されるよう、これらの業務を行う者は、都道府県等が実施する研修に積極的に参加するとともに、常に自己研鑽に努める必要がある。
- 国、都道府県、市町村、医療保険者、医療関係団体等は、健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価の業務を行う者に対し、最新の科学的知見に基づいた効果的な保健指導の知識・技術を修得するための研修や、具体的な保健指導の事例の情報提供など人材育成の機会を提供する必要がある。

(2) 国の役割

国は、全国において一定レベル以上の人材の質が確保されるよう、健診・保健指導に関する人材育成の体系や研修に関するガイドラインを作成し、都道府県等に示すとともに、都道府県等が研修を行う際に使用することができる学習教材等を作成・提供する。

また、国は、国立保健医療科学院において都道府県の指導者（健診・保健指導に関する研修を企画立案する者）等に対する研修を行う。

(3) 都道府県の役割

都道府県は、国が示した健診・保健指導に関する人材育成の体系や研修に関するガイドラインを踏まえ、健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価の業務を行う者を対象に、①企画立案・評価に関する知識・技術、②最新の科学的知見に基づいた効果的な保健指導の知識・技術、③ポピュレーションアプローチとの効果的な組合せ等に関する研修を実施する。

また、これらの研修を実施するため、都道府県は、地域の医療関係団体、教育機関等の協力を得て、研修を行う講師等を確保するとともに、都道府県が実施する研修会と医療関係団体等が実施する研修の開催日時が重なったり、同じ内容となったりしないよう、都道府県が中心となって、研修を行う団体間の調整を行う。

なお、医療保険者やアウトソーシング機関を対象とした研修等を実施する際には、もれなく周知できるような体制整備が必要である。

さらに、都道府県は、当該都道府県内において健診・保健指導を行う人材の確保が困難な地域が発生しないように、市町村の求めに応じて、当該市町村に研修を行う講師等を派遣し、研修を実施するなど各都道府県内で研修の実施体制が確保できるよう配慮する。

(4) 市町村の役割

市町村は、保健事業（①医療保険者としての健診・保健指導、②住民に対する生活習慣病予防のためのポピュレーションアプローチ）に従事する保健師、管理栄養士等に対して、市町村自らが研修を行うことに加え、都道府県、医療関係団体等が実施する研修を受けさせることが必要である。

また、医療保険部門と衛生部門のジョブローテーション¹により、健診・保健指導とポピュレーションアプローチとの効果的な組合せを企画立案できる人材の育成を行うことや、健診・保健指導の経験を有する者を都道府県等が実施する研修の講師とする等の協力を行うことも必要である。

さらに、市町村は、これまで健康づくりに関するボランティアを育成してきたところであるが、生活習慣病対策の充実・強化を図る観点から、引き続き健康づくりを推進するボランティア育成のための研修を実施することが必要である。

(5) 医療保険者の役割

医療保険者は、健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価の業務を行う者に対して、医療保険者自らが研修を行うことに加え、都道府県、医療関係団体等が実施する研修を受けさせることが必要である。

また、医療保険者の団体は、最新の科学的知見に基づいた効果的な健診・保健指導が実施されるよう、医療関係団体、教育機関等の協力を得て、資質の向上を継続的に図られるよう団体所属の医療保険者に対し、医療保険者が研修を行う際に使用することができる学習教材等を作成・提供することや、医療保険者団体自ら研修を実施するなど医療保険者が行う人材育成を支援していくことが必要である。

(6) 医療関係団体の役割

日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等の医療関係団体及び当該団体の都道府県支部は、保健指導を実施する者の資質の向上を図るため、積極的に研修会を行うことが求められる。研修会の実施に際しては、複数の医療関係団体が協力し、共同で実施することや、日本歯科医師会や日本薬剤師会等の医療関係団体及び当該団体の都道府県支部から講師を紹介してもらうことなど、複数の職種で構成されるチームによる保健指導に繋がるような配慮も必要である。

また、保健指導に従事する医師等については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入した保健指導に関する知識・技術を有することが必須

(4) 市町村の役割

市町村は、保健事業（①医療保険者としての健診・保健指導、②住民に対する生活習慣病予防のためのポピュレーションアプローチ）に従事する医師、保健師、管理栄養士等に対して、市町村自らが研修を行うことに加え、都道府県、医療関係団体等が実施する研修を受けさせることが必要である。

また、医療部門と衛生部門のジョブローテーション¹により、健診・保健指導とポピュレーションアプローチとの効果的な組合せを企画立案できる人材の育成を行うことや、健診・保健指導の経験を有する者を都道府県等が実施する研修の講師とする等の協力を行うことも必要である。

さらに、市町村は、これまで健康づくりに関するボランティアを育成してきたところであるが、これらのボランティア等による活動は、健診受診率の向上や住民自らの生活習慣の改善に有効であることから、これらの活動をポピュレーションアプローチの重要な手法と位置づけ、地域で自主的に健康づくりを推進するボランティア育成のための研修を実施することが必要である。また、健康は、社会経済環境の影響を受けるため、個人の取組みだけで解決するには限界がある。よって、地域において個人の健康を支え、守るための社会環境整備が求められていることから、地域のつながりを強化し、家庭・自治組織・企業・学校・ボランティア等が一体となった健康づくりを推進することが必要である。

(5) 医療保険者の役割

医療保険者は、健診・保健指導事業の企画立案・実施・評価の業務を行う者に対して、医療保険者自らが研修を行うことに加え、都道府県、医療関係団体等が実施する研修を受けさせることが必要である。

また、医療保険者の中央団体は、最新の科学的知見に基づいた効果的な健診・保健指導が実施されるよう、医療関係団体、教育機関等の協力を得て、資質の向上を継続的に図られるよう団体所属の医療保険者に対し、医療保険者が研修を行う際に使用することができる学習教材等を作成・提供することや、医療保険者団体自ら研修を実施するなど医療保険者が行う人材育成を支援していくことが必要である。

(6) 医療関係団体の役割

日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等の医療関係団体及び当該団体の都道府県支部は、保健指導を実施する者の資質の向上を図るため、積極的に研修会を行うことが求められる。研修会の実施に際しては、複数の医療関係団体が協力し、共同で実施することや、日本歯科医師会や日本薬剤師会等の医療関係団体及び当該団体の都道府県支部から講師を紹介してもらうことなど、複数の職種で構成されるチームによる保健指導に繋がるような配慮も必要である。

また、保健指導に従事する医師、保健師、管理栄養士等については、メタボリックシンドロームの概念を導入した保健指導に関する知識・技術を有することが必須

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
あることから、関係団体、学会等が保健指導に関連し、特に認定する既存の資格（日本医師会認定健康スポーツ医など）の養成課程においても、そのような観点からの研修内容の見直しの検討が求められる。
資質向上のため、人材育成計画に基づいて、職務の異動を行うこと。
第2章 最新の知見を反映した 健診・保健指導内容の見直しのための体制整備
(1) 基本的考え方
○ どのような健診項目等を設定し、保健指導を実施すれば、効果的・効率的に被保険者の生活習慣病予防が図られるのかを評価するため、各医療保険者は、健診・保健指導に関するデータを継続的に蓄積することが必要となる。
○ 各医療保険者が蓄積したデータについては、個人情報の保護に十分留意しつつ、国において分析・評価し、その結果を健診・保健指導プログラムに反映することが必要である。
(2) 国の役割
国は、医療保険者の協力を得て、健診・保健指導データを統計的に処理・分析するために収集し、関係学会等の協力を得て評価を行う。その評価結果を踏まえ、医療保険者による効果的・効率的な健診・保健指導の実施のために必要な場合には、健診項目、保健指導の内容等を見直ししていく必要がある。なお、政府の「IT新改革戦略」においては、「個人が生涯を通じて健康情報を活用できる基盤づくり」*をめざし、個人情報の保護に十分留意しつつ、健診結果を電子データとして継続的に収集し、適切に管理するための仕組みや、疾病予防の推進のため、健康情報を収集・活用する方策を確立することとされている。
また、国は、健診・保健指導データの評価を踏まえ、保健指導に用いる学習教材等の作成を行う。このような学習教材の作成に際しては、独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究成果や調査結果の活用について協力を得ながら、国立保健医療科学院が中心となり、学習教材を作成していくことが必要となる。さらに、国立保健医療科学院においては、保健指導を行う際の支援材料、学習教材等をインターネットで公開し、自由にダウンロードできるシステムを構築すべきである。
また、国立保健医療科学院においては、健診・保健指導内容の科学的根拠を継続的に収集し、評価するため、健診・保健指導データ等を分析する機能・役割が必要となる。
さらに、国は、最新の知見を反映した健診・保健指導を確実に行うために、保健師、管理栄養士等の基礎教育において必要な知識・技術を習得させる必要があり、これらの養成カリキュラムの見直しの検討を行うことも必要である。

改訂案
あることから、関係団体、学会等が保健指導に関連し、特に認定する既存の資格（日本医師会認定健康スポーツ医など）の養成課程においても、そのような観点からの研修内容の見直しの検討が求められる。
資質向上のため、人材育成計画に基づいて、職務の異動を行うこと。
第2章 最新の知見を反映した 健診・保健指導内容の見直しのための体制整備
(1) 基本的考え方
○ どのような健診項目等を設定し、保健指導を実施すれば、効果的・効率的に被保険者の生活習慣病予防が図られるのかを評価するため、各医療保険者は、健診・保健指導に関するデータを継続的に蓄積することが必要となる。
○ 各医療保険者が蓄積したデータについては、個人情報の保護に十分留意しつつ、国において分析・評価し、その結果を健診・保健指導プログラムに反映することが必要である。
(2) 国の役割
国は、健診・保健指導データの評価を踏まえ、保健指導に用いる学習教材等の作成を行う。このような学習教材の作成に際しては、独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究成果や調査結果の活用について協力を得ながら、国立保健医療科学院が中心となり、学習教材を作成していくことが必要となる。さらに、国立保健医療科学院においては、保健指導を行う際の支援材料、学習教材等をインターネットで公開し、自由にダウンロードできるシステムを構築する。
また、国立保健医療科学院においては、健診・保健指導内容の科学的根拠を継続的に収集し、評価するため、健診・保健指導データ等を分析する機能・役割が必要となる。
さらに、国は、最新の知見を反映した健診・保健指導を効果的に行うために、医師、保健師、管理栄養士等の基礎教育において必要な知識・技術を習得させる必要があり、これらの養成カリキュラムの見直しの検討を行うことも必要である。

過去の状況に関する記述のため削除

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
※ IT新改革戦略（平成18年1月19日、IT戦略本部（本部長 内閣総理大臣））（P13より抜粋） （個人が生涯を通じて健康情報を活用できる基盤づくり） 1. 生涯にわたる健診結果を電子データとして継続的に収集し、適切に管理するための仕組み（収集すべき健診項目、標準的なデータ形式、管理運営方法等）を2007年度までに確立する。 2. 電子データとして収集される健診結果等の健康情報を個人、保険者が活用するための基盤（健康情報を管理するデータベース、ICカードを活用した個人による自らの健康情報への健康機能等）の整備を2008年度までに開始し、2010年度までにその普及を推進する。 3. 疾病予防の推進等に向け、収集された健康情報の活用方策を2010年度までに確立する。
(3) 関係学会の役割
関係学会は、国が行う健診・保健指導データの分析・評価について協力し、学会における最新の知見などの議論を踏まえ、健診・保健指導プログラムの見直しを行う必要性やその内容について国に対し協力をすることが望まれる。
(4) 都道府県の役割
都道府県においては、医療保険者や地域の大学・研究機関等の協力を得て、健診・保健指導データを統計的に処理・分析し、評価を行うことにより、都道府県における健康づくり施策や都道府県が実施する研修内容へ反映させるとともに、各地域の保険者協議会と地域・職域連携推進協議会等との健診・保健指導の効果の評価、研修内容の相互評価、委託先の事業者のサービスの質の相互評価を図る場を提供することが必要である。
(5) 市町村の役割
市町村においては、保健事業（①医療保険者としての健診・保健指導、②住民に対する生活習慣病予防のためのポピュレーションアプローチ）を総合的に実施するため、衛生部門の医師、保健師、管理栄養士等がレセプトや保健指導データ等を活用（医療保険者としての個人情報保護に抵触しない方法での利用が前提）することにより地域ごとの課題を明確にした上で、ポピュレーションアプローチを効果的・効率的に実施していくことが必要である。
(6) その他
今後、健診・保健指導データの蓄積が進むにつれ、医療保険者自らが実施する場合も含め、健診・保健指導の質の管理・評価を行うための第三者評価の仕組みが必要となると考えられるため、都道府県地域・職域連携協議会の活用等を含め、第三者機能評価の在り方について検討を進める必要がある。

改訂案
あることから、関係団体、学会等が保健指導に関連し、特に認定する既存の資格（日本医師会認定健康スポーツ医など）の養成課程においても、そのような観点からの研修内容の見直しの検討が求められる。
資質向上のため、人材育成計画に基づいて、職務の異動を行うこと。
第2章 最新の知見を反映した 健診・保健指導内容の見直しのための体制整備
(3) 関係学会の役割
関係学会は、国が行う健診・保健指導データの分析・評価について協力し、学会における最新の知見などの議論を踏まえ、健診・保健指導プログラムの見直しを行う必要性やその内容について国に対し協力をすることが望まれる。
(4) 都道府県の役割
都道府県においては、医療保険者や地域の大学・研究機関等の協力を得て、健診・保健指導データを統計的に処理・分析し、評価を行うことにより、都道府県における健康づくり施策や都道府県が実施する研修内容へ反映させるとともに、保険者協議会や各地域の地域・職域連携推進協議会等に対し、健診・保健指導の効果の評価、研修内容の相互評価、委託先の事業者のサービスの質の相互評価を図る場を提供することが必要である。
(5) 市町村の役割
市町村においては、保健事業（①医療保険者としての健診・保健指導、②住民に対する生活習慣病予防のためのポピュレーションアプローチ）を総合的に実施するため、衛生部門や介護部門の医師、保健師、管理栄養士等がレセプトや保健指導データ等を活用（医療保険者としての個人情報保護に抵触しない方法での利用が前提）することにより地域ごとの課題を明確にした上で、ポピュレーションアプローチを効果的・効率的に実施していくことが必要である。
(6) その他
今後、健診・保健指導データの蓄積が進むにつれ、医療保険者自らが実施する場合も含め、健診・保健指導の質の管理・評価を行うための仕組みが必要となると考えられるため、第三者機能評価の在り方について検討を進める必要がある。

過去の状況に関する記述のため削除

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>第3章 健診・保健指導の実施・評価のためのデータ分析とデータ管理</p> <p>(1) 健診・保健指導の実施・評価のための指標・項目</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の目標（平成27年度に平成20年と比べて糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を25%減少させる）の達成のためには、不健康な生活習慣の蓄積から、生活習慣病の予備群、生活習慣病への進展さらに重症化・合併症へと悪化する者を減少させること、あるいは、生活習慣病から予備群さらには健康な状態へ改善する者を増加させることが必要である（別紙1）。 ○ 医療保険者には、健診・保健指導データとレセプトが集まることになるため、電子化された健診・保健指導データとレセプトを突合したデータの分析を行うことにより、この分析結果を基にして、前年度の保健指導による予防の効果を評価することや、健診結果が「受診勧奨」となった者の受療状況の確認をすることが可能となる。 ○ 突合データを用いて、個人や対象集団ごとに、健診・保健指導プログラムの評価を客観的に行うためには、どのような健診・保健指導の指標・項目等を抽出すれば良いか整理する必要がある。 ○ 医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等は健診・保健指導データとレセプトから、どの部分に焦点を絞って、疾病予防・重症化予防を行うのが効果的かを検討することが必要である。 ○ また、医療保険者に医師、保健師、管理栄養士等が所属していない場合には、地域・職域の医師、保健師、管理栄養士等の協力を受けて評価する必要がある。例えば、市町村国保においては衛生部門と、健保等では職域の産業医、保健師等の協力を得ることが想定される。さらに、小規模な健保等については、保健所・健康科学センター等の協力を得ることも想定される。 ○ 健診・保健指導の実施・評価の際には、対象集団の母集団となる行政単位の人ロ動態統計（死因統計）、患者調査、国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査（国民健康・栄養調査）、医療費データ、介護保険データなどから確認しうる地域集団の健康課題の特徴を把握するとともに、対象集団の健診結果や生活習慣の知識・態度・行動に影響を及ぼす要因を把握することが必要である。

改訂案
<p>第3章 健診・保健指導の実施・評価のためのデータ分析とデータ管理</p> <p>3-1 健診・保健指導の実施・評価のための指標・項目</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の目標（平成27年度に平成20年と比べて糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を25%減少させる）の達成のためには、不健康な生活習慣の蓄積から、生活習慣病の予備群、生活習慣病への進展さらに重症化・合併症へと悪化する者を減少させること、あるいは、生活習慣病から予備群さらには健康な状態へ改善する者を増加させることが必要である（別紙1）。 ○ 医療保険者には、健診・保健指導データとレセプトが集まることになるため、電子化された健診・保健指導データとレセプトを突合したデータの分析を行うことにより、この分析結果を基にして、前年度の保健指導による予防の効果を評価することや、健診結果が「受診勧奨」となった者の受療状況の確認をすることが可能となる。 ○ 突合データを用いて、個人や対象集団ごとに、健診・保健指導プログラムの評価を客観的に行うためには、どのような健診・保健指導の指標・項目等を抽出すれば良いか整理する必要がある。 ○ 医療保険者に所属する医師、保健師、管理栄養士等は健診・保健指導データとレセプトから、どの部分に焦点を絞って、疾病予防・重症化予防を行うのが効果的かを検討することが必要である。 ○ また、医療保険者に医師、保健師、管理栄養士等が所属していない場合には、地域・職域の医師、保健師、管理栄養士等の協力を受けて評価する必要がある。例えば、市町村国保においては衛生部門、健保等では職域の産業医、保健師等の協力を得ることが想定される。さらに、小規模な健保等については、保健所・衛生研究所・健康科学センター等の協力を得ることも想定される。 ○ 健診・保健指導の実施・評価の際には、対象集団の母集団となる行政単位の人ロ動態統計（死因統計）、患者調査、国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査（国民健康・栄養調査）、医療費データ、介護保険データなどから確認しうる地域集団の健康課題の特徴を把握するとともに、対象集団の健診結果や生活習慣の知識・態度・行動に影響を及ぼす要因を把握することが必要である。

5

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が策定する医療計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画等の基礎資料としても有益な指標・項目であることが必要である。 <p>2) 具体的な健診・保健指導を評価するための指標・項目</p> <p>① 個人の評価のための指標・項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 受療状況 ・ 健診受診状況 ・ 各健診項目（測定値） ・ 各健診項目判定結果 ○ 保健指導の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣改善状況 ・ 行動変容ステージの変化 ・ 介護保険の利用状況 ○ レセプト <ul style="list-style-type: none"> ・ 受療状況の有無 （健診の結果、「受診勧奨」となったにもかかわらず、受診がなされていないの ではないか、糖尿病で受診中断がないのか等の確認ができる。） <p>② 集団の評価のための指標・項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診受診者数、内訳 ・ 各健診項目判定結果 ○ 保健指導の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導階層化判定 ・ 生活習慣改善状況 ○ レセプト <ul style="list-style-type: none"> ・ 受療状況の有無 ・ 医療費 <p>③ 事業評価のための指標・項目</p> <p>※母集団（対象集団）の把握が重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診の指標・項目（当該年度） ○ 保健指導の指標・項目（当該年度） ○ レセプト ○ 事業を評価するための関連情報

改訂案
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が策定する医療計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画等の基礎資料としても有益な指標・項目であることが必要である。 <p>(2) 具体的な健診・保健指導を評価するための指標・項目</p> <p>① 個人の評価のための指標・項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 受療状況 ・ 健診受診状況 ・ 各健診項目（測定値） ・ 各健診項目判定結果 ○ 保健指導の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣改善状況 ・ 行動変容ステージ（準備状態）の変化 ・ 介護保険の利用状況 ○ レセプト <ul style="list-style-type: none"> ・ 受療状況の有無 （健診の結果、「受診勧奨」となったにもかかわらず、受診がなされていないの ではないか、糖尿病で受診中断がないのか等の確認ができる。） <p>② 集団の評価のための指標・項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診受診者数、内訳 ・ 各健診項目判定結果 ○ 保健指導の指標・項目（当該年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導階層化判定 ・ 生活習慣改善状況 ○ レセプト <ul style="list-style-type: none"> ・ 受療状況の有無 ・ 医療費 <p>③ 事業評価のための指標・項目</p> <p>※母集団（対象集団）の把握が重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診の指標・項目（当該年度） ○ 保健指導の指標・項目（当該年度） ○ レセプト ○ 事業を評価するための関連情報

6

(2) 医療保険者における健診・保健指導の実施・評価

1) 基本的考え方

- 医療保険者は、全ての40歳から74歳の被保険者に対し、健診の受診を促すとともに、健診結果のデータを有効に活用し、必要な保健指導（情報提供・動機づけ支援・積極的支援）を受ける者を確実に選定し、被保険者の生活習慣改善の取組を支援する。また、対象集団（医療保険者）における健診・保健指導プログラムが有効であったかどうかについて、ICD-10¹に基づいて分類される疾病の受療状況についてレセプトなどを活用する方法により評価を行う。
- 医療保険者は、レセプトを活用した分析を実施し、健診・保健指導の計画、評価を行い、保健指導内容の改善、アウトソーシング先の選定の参考とするなど、健診・保健指導事業の改善を行うことが可能である。
- 医療保険者は、事業者から健診データが円滑に移行されるよう、事業者との連携を密に図り、効果的・効率的な健診・保健指導実施計画を策定し、事業を実施すべきである。
- 医療保険者は、特定健診・保健指導の実施状況や、レセプトのオンライン化の進展状況、医療保険者における評価・改善に関する知見の集積状況や習熟度等の動向を踏まえ、健診・保健指導の評価に取組む必要がある。

2) 具体的な健診・保健指導の実施・評価の手順（例）

医療保険者において、健診・保健指導関連データとレセプトを突合したデータを用いて健診・保健指導の評価を行うため、医師、保健師、管理栄養士等は、生活習慣病は予防可能であることを理解し、予防するために何が必要かを考えることが重要である。また、予防ができなかったケースのデータから、なぜ予防できなかったのかについて分析することも重要である。

¹ International Classification of Diseases 国際疾病分類。疾病の国際比較を可能にするためWHO（世界保健機関）が作成。

3-2 医療保険者における健診・保健指導の実施・評価

(1) 基本的考え方

- 医療保険者は、全ての40歳から74歳の被保険者に対し、健診の受診を促すとともに、健診結果のデータを有効に活用し、必要な保健指導（情報提供・動機づけ支援・積極的支援）対象者を確実に選定し、被保険者の生活習慣改善の取組を支援する。また、対象集団（医療保険者）における健診・保健指導プログラムが有効であったかどうかについて、ICD-10¹に基づいて分類される疾病の受療状況についてレセプトなどを活用する方法により評価を行う。
- 医療保険者は、レセプトを活用した分析を実施し、健診・保健指導の計画、評価を行い、保健指導内容の改善、アウトソーシング先の選定の参考とするなど、健診・保健指導事業の改善を行うことが可能である。
- 医療保険者は、委託先の事業者から健診データが円滑に移行されるよう、事業者との連携を密に図り、効果的・効率的な健診・保健指導実施計画を策定し、事業を実施すべきである。
- 医療保険者は、特定健診・保健指導の実施状況や、レセプトデータの状況、医療保険者における評価・改善に関する知見の集積状況や習熟度等の動向を踏まえ、健診・保健指導の評価に取組む必要がある。

(2) 具体的な健診・保健指導の実施・評価の手順（例）

医療保険者において、健診・保健指導関連データとレセプトを突合したデータを用いて健診・保健指導の評価を行うため、医師、保健師、管理栄養士等は、生活習慣病は予防可能であることを理解し、予防するために何が必要かを考えることが重要である。また、予防ができなかったケースのデータから、なぜ予防できなかったのかについて分析し、次の事業に反映させることも重要である。

¹ International Classification of Diseases 国際疾病分類。疾病の国際比較を可能にするためWHO（世界保健機関）が作成。

〔評価手順の一例〕

①利用するレセプトの抽出

- 利用するレセプトは、生活習慣病に關係する病名により抽出（別紙2）。
- レセプトの病名は主傷病と副傷病に分かれているが、両方とも拾う。さらに、生活習慣病に關係する病名が主傷病か副傷病かを分類するため、主傷病が分かるようにデータを抽出する。
- 将来的にレセプトがオンライン化されれば電子データからの変換が可能となるが、それまでは、健診データにレセプト病名コードを追加することにより対応する。
- 病名コードは、ICD分類に基づくものとする。

②集団の疾患特徴の把握

（高額レセプト、長期レセプト、重複疾病の抽出による突合分析）

- 高額なレセプト（例：1ヶ月200万円以上など）を分析することにより、どのような疾患が高額になっているかを調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするか考える（様式1-1、2）。
- 高額なレセプトだけでなく、長期に治療が継続することにより結果的に医療費が高額になる疾患についても調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするかについても考える（様式2-1～3）。
- 被保険者集団の特徴や健康課題を把握するため、複数の生活習慣病の罹患状況を調べ、糖尿病、高血圧症、高脂血症、虚血性心疾患、脳卒中、人工透析を要する慢性腎不全等の疾病毎に分析を行う（様式3-1～7）。
- 全国又は都道府県のデータと比較することにより、被保険者集団の疾患分布等の特徴を把握するための資料を収集・作成する（様式4-1～6）。
- 健診・保健指導の効果の評価するため、レセプト分析により、保健指導による重症化予防、合併症予防の成果を確認する（様式5-1～14）。

③集団の健康状況の把握（健診・保健指導結果による経年的なアウトカム評価）

- 被保険者集団全体の健康状況を把握するため、健診所見者状況、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）のリスクの重複状況、健診受診率、支援別保健指導実施率等の健診・保健指導実施結果の特徴を、経年的データを用いて分析する（様式6-1～11）。

④健診・保健指導の総合的評価に関するデータ

- 健診・保健指導の評価を行う上では、内臓脂肪症候群、糖尿病等の生活習慣病の増減等を評価する必要がある（様式7）。
- 毎年の健診・保健指導事業の評価を行うためには生活習慣病の有病者・予備群への移行者数の減少以外にも、補足的な評価項目が必要である。
- 補足的な評価項目としては、有病者又は予備群のままであったとしても、リ

〔評価手順の一例〕

①利用するレセプトの抽出

- 利用するレセプトは、生活習慣病に關係する病名により抽出（別紙2）。
- レセプトの病名は主傷病と副傷病に分かれているが、両方とも拾う。さらに、生活習慣病に關係する病名が主傷病か副傷病かを分類するため、主傷病が分かるようにデータを抽出する。
- 将来的にレセプトがオンライン化されれば電子データからの変換が可能となるが、それまでは、健診データにレセプト病名コードを追加することにより対応する。
- 病名コードは、ICD分類に基づくものとする。

②集団の疾患特徴の把握

（高額レセプト、長期レセプト、重複疾病の抽出による突合分析）

- 高額なレセプト（例：1ヶ月200万円以上など）を分析することにより、どのような疾患が高額になっているかを調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするか考える（様式1-1、2）。
- 高額なレセプトだけでなく、長期に治療が継続することにより結果的に医療費が高額になる疾患についても調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするかについても考える（様式2-1～3）。
- 被保険者集団の特徴や健康課題を把握するため、複数の生活習慣病の罹患状況を調べ、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳卒中、人工透析を要する慢性腎不全等の疾病毎に分析を行う（様式3-1～7）。
- 全国又は都道府県のデータと比較することにより、被保険者集団の疾患分布等の特徴を把握するための資料を収集・作成する（様式4-1～6）。
- 健診・保健指導の効果の評価するため、レセプト分析により、保健指導による重症化予防、合併症予防の成果を確認する（様式5-1～14）。

③集団の健康状況の把握（健診・保健指導結果による経年的なアウトカム評価）

- 被保険者集団全体の健康状況を把握するため、健診所見者状況、メタボリックシンドロームのリスクの重複状況、健診受診率、支援別保健指導実施率等の健診・保健指導実施結果の特徴を、経年的データを用いて分析する（様式6-1～11）。

④健診・保健指導の総合的評価に関するデータ

- 健診・保健指導の評価を行う上では、メタボリックシンドローム、糖尿病等の生活習慣病の増減等を評価する必要がある（様式7）。
- 毎年の健診・保健指導事業の評価を行うためには生活習慣病の有病者・予備群への移行者数の減少以外にも、補足的な評価項目が必要である。
- 補足的な評価項目としては、有病者又は予備群のままであったとしても、リ

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>スク数の減少などが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診・保健指導の費用と医療費の削減効果が比較できる仕組みが必要である。 ○ 医療保険者は、被保険者に対して健診・保健指導の総合的評価を情報提供することが必要である。 <p>⑤健診受診者個人の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診受診者ごとの腹囲、体重、血圧等の改善も評価すべきである。 ○ 腹囲の増加、体重の増加等が認められないこと、追加リスクがないこと（現状維持）も評価すべきである。また、追加リスクがある場合であっても腹囲等が減少したことを評価すべきである。 ○ 動機づけ支援、積極的支援の対象者については、生活習慣の変化（食事、運動、喫煙等）、行動実容の準備段階（ステージ）の変化、設定目標の達成状況についても評価すべきである。 <p>注）詳細な手順等については、厚生労働科学研究費補助金による研究事業において、「健診データ・レセプト分析から見る生活習慣病管理」が取りまとめられる予定。</p>

改訂案
<p>スク数の減少などが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診・保健指導の費用と医療費の削減効果が比較できる仕組みが必要である。 ○ 医療保険者は、被保険者に対して健診・保健指導の総合的評価を情報提供することが必要である。 <p>⑤健診受診者個人の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診受診者ごとの腹囲、体重、血圧等の改善も評価すべきである。 ○ 腹囲の増加、体重の増加等が認められないこと、追加リスクがないこと（現状維持）も評価すべきである。また、追加リスクがある場合であっても腹囲等が減少したことを評価すべきである。 ○ 動機づけ支援、積極的支援の対象者については、生活習慣（食事、運動、喫煙等）の変化、行動実容のステージ（準備状態）の変化、設定目標の達成状況についても評価すべきである。 <p>注）詳細な手順等については、厚生労働科学研究費補助金による研究事業において、「健診データ・レセプト分析から見る生活習慣病管理」（平成18年度）が取りまとめられている。</p>

9

標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）（平成19年4月）
<p>（3）健診・保健指導計画作成及び評価のためのデータ管理</p> <p>1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診・保健指導のデータは個人の健康情報が入っているので、あらかじめ医療保険者により定められた責任者において管理することが望ましい。 ○ また、健診・保健指導のデータ管理を外部委託する場合は、本プログラム第2編第6章（2）④及び第3編第6章（4）2）④に定める基準を遵守する必要がある。 ○ 医療保険者は被保険者に対して、健診・保健指導結果を管理するとともに、その情報を各個人が保存しやすい形で提供することが必要である。 <p>※健診結果の様式の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 A4 型1枚に収納される様式であること。 ・特定健診の標準的な健診項目全てについて検査値及び結果とその判定について記載されていること。 ・できる限り、経年的な結果、データを視覚的に表現し、受診者が理解しやすい体裁を有すること。 <p>なお、具体的なイメージ案は、別紙4参照。</p>

改訂案
<p>3-3 健診・保健指導計画作成及び評価のためのデータ管理</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健診・保健指導のデータは個人の健康情報が入っているので、あらかじめ医療保険者により定められた責任者において管理することが望ましい。 ○ また、健診・保健指導のデータ管理を外部委託する場合は、本プログラム第2編第6章（2）④及び第3編第6章（4）2）④に定める基準を遵守する必要がある。 ○ 医療保険者は被保険者に対して、健診・保健指導結果を管理するとともに、その情報を各個人が保存しやすい形で提供することが必要である。 <p>※健診結果の様式の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格 A4 型1枚に収納される様式であること。 ・特定健診の標準的な健診項目全てについて検査値及び結果とその判定について記載されていること。 ・できる限り、経年的な結果、データを視覚的に表現し、受診者が理解しやすい体裁を有すること。 <p>なお、具体的なイメージ案は、別紙3参照。</p>

(4) 個人情報の保護とデータの利用に関する方針

1) 基本的考え方

医療保険者は、健診・保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行う。その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集された個人情報を有効に利用することが必要である。

2) 具体的な個人情報の保護とデータの利活用方法

○ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。

○ 健診・保健指導データの電子媒体による保存等については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

○ 医療保険者は、健診・保健指導データを都道府県に提出する場合には、健診・保健指導データのうち、氏名等の情報ははすし、何らかの整理番号を付番する等により、匿名化されたデータを作成すること。

○ 上記の個人情報の保護に係る一定のルールを満たした上で、収集・蓄積された健診・保健指導に係るデータについては、健診・保健指導の実施に係る者が、国・都道府県レベルで利用することができるような仕組みが望ましい。

○ 国により都道府県毎に分類され、都道府県へ提供された健診・保健指導に係るデータについては、医療保険者による医療費適正化の一環として、保険者協議会等の場において、生活習慣病対策の企画立案・評価のために利活用されることが望ましい。

3-4 個人情報の保護とデータの利用に関する方針

(1) 基本的考え方

医療保険者は、健診・保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行う。その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集された個人情報を有効に利用することが必要である。

(2) 具体的な個人情報の保護とデータの利活用方法

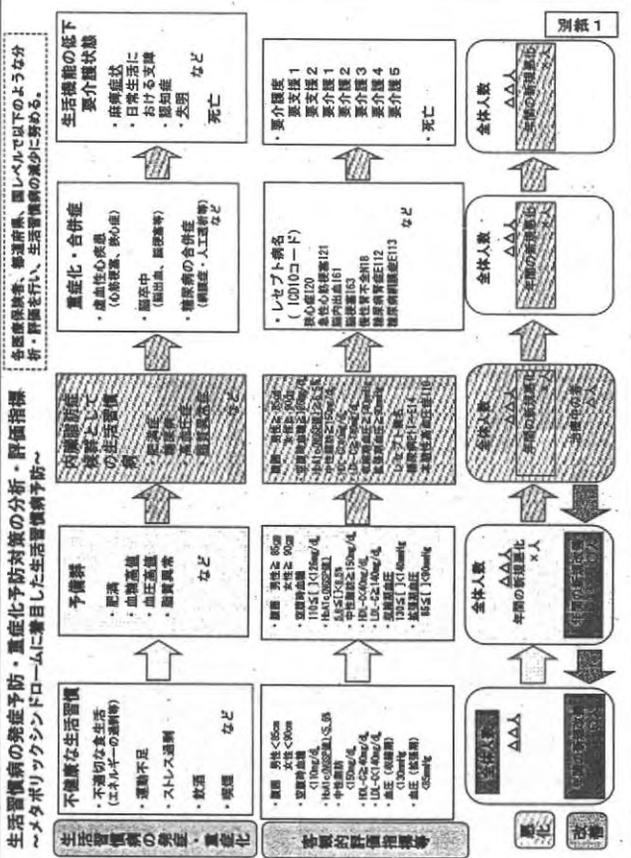
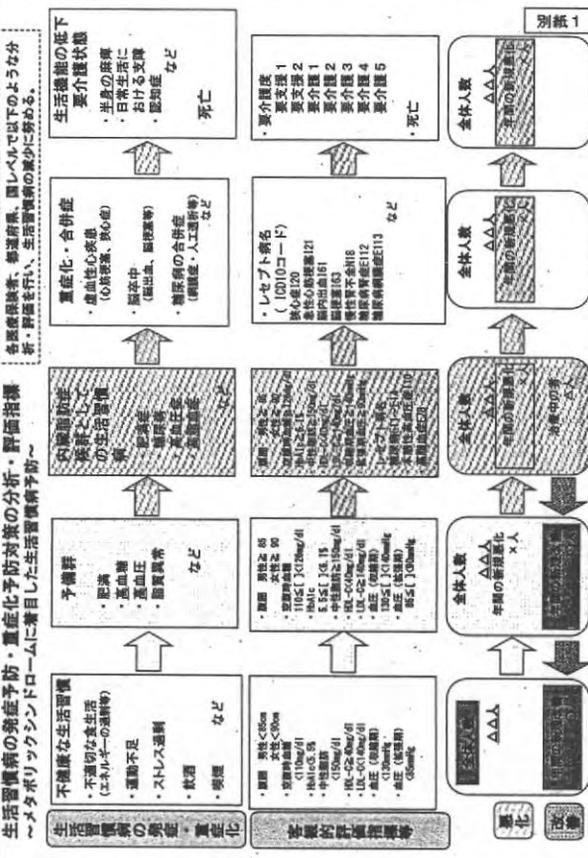
○ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月27日厚生労働省）、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成17年4月1日厚生労働省）等）等を遵守すること。

○ 健診・保健指導データの電子媒体による保存等については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）の最新版を遵守すること。

○ 医療保険者は、健診・保健指導データを都道府県に提出する場合には、健診・保健指導データのうち、氏名等の情報ははすし、何らかの整理番号を付番する等により、匿名化されたデータを作成すること（第2編第6章）。

○ 上記の個人情報の保護に係る一定のルールを満たした上で、収集・蓄積された健診・保健指導に係るデータについては、健診・保健指導の実施に係る者が、国・都道府県レベルで利用することができるような仕組みが望ましい。

○ 国により都道府県毎に分類され、都道府県へ提供された健診・保健指導に係るデータについては、医療保険者による医療費適正化の一環として、保険者協議会等の場において、生活習慣病対策の企画立案・評価のために利活用されることが望ましい。



特定保健指導におけるICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談について

1 制度の現状

- 特定保健指導の「動機付け支援」「積極的支援」は、初回時に医師、保健師又は管理栄養士の面接（個別又はグループ）による直接の指導の下に行動計画を策定することとされており、ICT（情報通信技術）を活用して、インターネット等を介して指導を受けることは想定されていない。
- 「積極的支援」の継続支援の1単位（5分間の支援）あたりのポイント数は、例えば個別支援（直接面談）Aで20ポイント（上限120ポイント）、電話支援Aで15ポイント（上限60ポイント）として算定され、テレビ電話による支援は電話支援として扱われている。

2 規制・制度改革の要望内容

- ① 特定保健指導の初回面談について、ICTを活用した遠隔面談を可能とすべき。
- ② 「継続的な支援」において遠隔面談を直接面談と同じポイントとすべき。

3 閣議決定経緯

- H22.6.18 規制・制度改革に係る対処方針【閣議決定】
特定健診に基づく保健指導におけるICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する<平成23年度中に結論>
- H24.11.30 日本再生加速プログラム【閣議決定】
特定健診に基づく保健指導においてICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談を可能とするよう制度の見直しを行う。<平成24年結論、平成24年度措置>

4 見直しの方向性【案】について

- 特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」の初回時の支援は、対象者を生活習慣改善に向けた行動に向かわせるための鍵となる重要な機会であるため、引き続き保健指導実施者が直接対象者と対面して実施することを原則とする。
- その一方、一定の条件の下でICTの活用による遠隔保健指導により初回時の支援（個別支援に限る。）を行うことを認め、その上で、遠隔保健指導の効果検証に資するため、その結果について報告を徴収、蓄積し、分析を行うこととする。

健康局及び保険局における特定健診・保健指導に関する検討会のとりまとめ内容について

項目	【健診・保健指導の在り方に関する検討会(健康局)】 今後の特定健診・保健指導の在り方について(健診・保健指導の在り方に関する検討会中間とりまとめ) <平成24年4月13日>	【保険者による健診・保健指導等に関する検討会(保険局)】 第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健診・保健指導の実施について(とりまとめ) <平成24年7月13日>
腹囲の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの研究から、内臓脂肪型肥満に着目した現行制度の下、腹囲を第一基準とした階層化によって選別された対象者への特定保健指導が生活習慣改善の効果をあげている可能性があることが分かった。 ○ 一方で①循環器疾患の発症リスク、②健診受診率の向上、③国際的な動向といった観点から、現在の特定健診・保健指導の枠組み、特に、腹囲を特定保健指導対象者を選別するための第一基準として用いていることに関し、早急な意見直しを求め、見も含めて様々な意見が出された。 ○ しかしながら、知見やデータの蓄積等の状況が、内臓脂肪型肥満に着目した特定健診・保健指導制度の枠組みを方向変換するといった明確な結論づけを行うには不十分であることから、今後、腹囲基準を含めた制度の在り方について、国際的な動向も踏まえ、客観的なデータや明確な知見に基づいた議論が行えるよう、データの蓄積を進めるとともに、計画的に研究・調査を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行では特定保健指導の対象となっていない非肥満者について、保健指導等の何らかの対応が必要との意見があった。一方で、法的な義務を負った事業者として内臓脂肪型肥満への対策を考えると、特定保健指導対象者の第一基準である腹囲は堅持していくべき、といった意見や、自ら測ることができず、腹囲基準は国民運動としての観点からも重要、といった意見もあった。 ○ また、科学的な見地からの検討を行った「健診・保健指導の在り方に関する検討会」においても、腹囲基準を含めた現行制度の在り方について議論するためには、まずはエビデンスの蓄積等を行うこととされた。 ○ こうしたことから、腹囲を、特定保健指導対象者選定の第一基準とすることの適否については、別途、科学的な見地からの検討を行った上で、改めて検討することとし、第二期特定健診等実施計画の期間においては、保険者による特定健診・保健指導としては、生活習慣病の要因としての内臓脂肪型肥満に着目した現行の特定保健指導対象者選定の基準を維持することとする。

項目	【健診・保健指導の在り方に関する検討会(健康局)】 今後の特定健診・保健指導の在り方について(健診・保健指導の在り方に関する検討会中間とりまとめ)＜平成24年4月13日＞	【保険者による健診・保健指導等に関する検討会(保険局)】 第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健診・保健指導の実施について(とりまとめ)＜平成24年7月13日＞
特定保健指導非対象者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在特定保健指導の対象となっていない者への個々のリスク(血圧、血糖、脂質、喫煙)に着目した対応の必要性について検討会で共通認識が得られたことを踏まえ、当面の方策として、対応すべきリスクを放置してはならないとの認識の下、<u>特定保健指導の非対象者への対応が一定の考え方に沿って適切に行われるよう、できる限りの定型化を図った上で、これを指針として標準プログラムに示す。</u> ○ 具体的には、各学会のガイドライン等に基づいて、健診結果に基づくリスクの大きさも勘案して整理した表を参考として盛り込むとともに、次のような考え方を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険者、事業者、市町村等は、特定保健指導の対象とならない者についても、各ガイドラインや別表を参考にして、保健指導の実施や医療機関に確実に受診させるなど、健診で明らかとなった対応すべきリスクの程度に応じて、きめ細かく適切な対応を行う。 ○ なお、表については、別途有識者による検討を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非肥満でリスク(血圧、血糖及び脂質が基準値を超えていること並びに喫煙歴があることを指す。以下同じ)がある者については、その態様に応じて保健指導を行う必要性や特に非肥満で受診勧奨判定値以上の者に適切に健診結果の情報提供を行うことの重要性をしっかりと意識すべき、といった意見があった。一方で、保険者の事業として行う場合には、保健指導の定型化されたプログラムの策定が必要との意見もあった。 ○ 保険者の取組みとしては、腹囲を基準としたリスクのある者への対応が重要であるが、一方で、特定保健指導対象とならないがリスクのある者への対応の必要性も認められるところである。こうした者への対応は、<u>特定保健指導とはしないものの、保健指導の標準的な方法や医療機関への受診勧奨などの望ましい措置について記載される見込みである「標準的な健診・保健指導プログラム」(以下「標準プログラム」という。)</u>の内容について関係者への周知に努めることとする。
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健診受診者に対する、いわゆる「情報提供」の実施方法や支援内容については、現行標準プログラムで考え方が示されているものの、保険者によっては画一的な健診結果の提供のみに終わっているものもあるとの指摘も踏まえ、<u>標準プログラムにおいて情報提供の重要性を強調するとともに、医療保険者等に具体的な取組みの例を示す。</u> ○ すなわち、情報提供については、対象者に対して健診結果に基づいた生活習慣の改善についての意識づけを行うこと、医療機関への受診や継続治療が必要な対象者には受診や服薬の重要性を認識させること、健診受診者全員に対し継続的に健診を受診する必要性を認識させることなどの目的を有することを再認識させると共に、これらを満たす内容であるべきことを示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診の受診者全体に対して行う情報提供については、特定健診受診者が自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善又は維持していくことの利点を感じ、動機付けの契機となるよう、よりきめ細かな情報提供が保険者からなされる必要がある。このため保険者等における好事例を調査し、<u>その知見を他の保険者において共有できるようにするとともに、その考え方について、手引きの見直しを行い、周知に努める。</u>その他、特定健診・保健指導の実施率を向上させるための方策についても好事例を調査し、周知に努める。

項目	【健診・保健指導の在り方に関する検討会(健康局)】 今後の特定健診・保健指導の在り方について(健診・保健指導の在り方に関する検討会中間とりまとめ)＜平成24年4月13日＞	【保険者による健診・保健指導等に関する検討会(保険局)】 第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健診・保健指導の実施について(とりまとめ)＜平成24年7月13日＞
受診勧奨の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準プログラムでは、医療機関への未受診者や治療中断者に対して受診や治療継続の必要性を指導することの重要性について示しているが、さらに、<u>受診勧奨後の医療機関への受診状況の確認を含めて指導を徹底し、必要な対象者を確実に医療につなぐことが重要であることを示す。</u> ○ 特に、現在特定保健指導の対象とならない者のうち、受診勧奨レベルにある者に対しては、医療機関への受療行動に確実に結びつくような情報提供が必要であることから、通知等の送付だけにとどめるのではなく、面接等により受診を促すこと、またその後の受診確認を行い、必要に応じて継続的に支援することが重要であることの考え方も示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の者については、医療機関への適切な受診勧奨がなされることが必要であることから、今後、<u>標準プログラムに記されることとなる医療機関への受診勧奨の考え方などを踏まえ、手引き等を見直した上で、関係者への周知に努める。</u>
健診項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診の健診項目として、<u>血清クレアチニン検査を追加することが望ましいとの結論に至ったことを踏まえ、どのような対応が可能か、今後、国において、特定健診の実施主体たる保険者などとの協議調整に努めることを求めるものとする。</u> ○ また、あわせて、尿蛋白に加えて血清クレアチニン検査を行うことによる心血管イベント抑制・人工透析低減・国民医療費抑制等の効果、血清クレアチニン検査における保健指導判定値、受診勧奨値、保健指導を行う上での留意点等、尿蛋白検査に係る受診勧奨・保健指導値の設定の要否等についても更に検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ CKD(慢性腎臓病)の病期の状況把握といった医学的な見地からなされた検討の結果は、血清クレアチニン検査を、健診項目として追加することが望ましいとの内容であったが、保険者の事業としての観点からは、内臓脂肪型肥満との関連性や特定保健指導による改善可能性、事業主健診に盛り込まれるか否か、といった点が課題として提示された。 ○ これらを踏まえ、<u>血清クレアチニン検査の有用性については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(以下「手引き」という。)</u>等で周知を図るとともに、<u>特定健診の項目に加えるか否かについては、上記の課題への対応状況を踏まえ、将来、第三期特定健診等実施計画の計画期間の初年度である平成30年度に向けて、関係者との調整を行い、特定健診受診の翌年に必要に応じて受診する特定健診の詳細健診の項目とすることも含め、改めて検討する。</u>

「健診・保健指導の在り方に関する検討会 中間とりまとめ」で
「当面の対応」とされた事項の対応状況について

「当面の対応」とされた事項	対応状況
(1) 現在の特定健診・保健指導の枠組み及び腹囲の基準について	平成25年度厚生労働科学研究費の公募課題として設定
(2) 特定保健指導非対象者への対応について	
(3) 情報提供の在り方について	「標準的な健診・保健指導プログラム」改訂案の第2編2-2に反映 (資料4-2参照)
(4) 受診勧奨の徹底について	
(5) 健診項目の見直しについて	平成25年度厚生労働科学研究費の公募課題として設定
(6) 特定保健指導の在り方について	
①ポイント制について	「標準的な健診・保健指導プログラム」改訂案の第3編3-4(3)に反映
②初回面接と6ヶ月後に評価を行う者との同一性について	「標準的な健診・保健指導プログラム」改訂案の第3編3-4(3)に反映
③血圧・喫煙のリスクに着目した初回面接の在り方について	「標準的な健診・保健指導プログラム」改訂案の第3編3-4(4)⑤に一部反映 ※残りの部分については「実務担当者による特定健診・保健指導に関するワーキンググループ」における検討結果を踏まえ、記述内容を検討

項目	【健診・保健指導の在り方に関する検討会(健康局)】 今後の特定健診・保健指導の在り方について(健診・保健指導の在り方に関する検討会中間とりまとめ)＜平成24年4月13日＞	【保険者による健診・保健指導等に関する検討会(保険局)】 第二期特定健康診査等実施計画期間に向けての特定健診・保健指導の実施について(とりまとめ)＜平成24年7月13日＞
ポイント制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的支援における3ヶ月以上の継続的な支援についてはポイント制を維持する。 ○ 保健指導の柔軟性を高めるために、支援A(160ポイント以上)、支援B(20ポイント以上)を必須とし合計180ポイント以上としている取扱いについては、支援Bは励ましや共感として重要な支援であることを踏まえつつ、支援Bを必須条件から外し、支援Aのみで180ポイントを達成してもよいこととする。 ○ また、保健指導のさまざまな手法について、事例集や研修を通して周知を図るとともに、今後も引き続き、特定保健指導とポイント制の効果についての検証を行い、ポピュレーションアプローチの効果を含めたアウトカム評価の可能性などについて検討を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定保健指導を実施する現場の創意工夫をより重視する観点から、積極的支援について、現行の180ポイントのポイント制は維持することとした上で、現在、支援A(計画の進捗状況の確認等)と支援B(励ましや賞賛)に分かれているプログラムについて、支援Aのみで180ポイントを達成してもよいこととする。また、今後、特定保健指導の効果についてエビデンスを蓄積した上で、成果に着目した評価の可能性も含め、将来的な在り方を検討していく。
初回面接者と6か月後に評価を行う者との同一性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者との信頼関係の形成や保健指導のプロセス評価等の観点から、初回面接と6ヶ月後の評価は同一者とするを原則とする考えを示した上で、保健指導実施者間で十分に情報共有ができ、チーム・組織としての統一的な評価方法が構築されているなどの環境が整備されている場合には、初回面接を行った者以外の者が評価を行ってもよいこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定保健指導の実施率向上の観点から、健診受診日に初回面接を開始することを推進するために初回面接者と6ヶ月後評価者が同一人でない場合を認めることも有効と考えられる。 ○ この実施にあたっては、チーム・組織としての統一的な評価方法が確保されていることが必要なため、基本的には同一機関内において、十分な情報共有が行われているなどの一定の要件の下に、初回面接と6ヶ月後の評価は同一者でなくてもよいこととし、情報共有の方法等については、今後、実務担当者によるワーキンググループで検討を行うこととする。
血圧・喫煙のリスクに着目した初回面接の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 血圧、喫煙は循環器疾患の発症リスクとして重要であることから、健診当日からの対応を含め、特定保健指導における取組を強化する。 ○ また、血圧、喫煙に対する保健指導を充実させることと併せ、保健指導の効果的・効率的な実施の観点から、これまで以上に特定保健指導を受けた経験がある者の2年目以降の初回面接についての考え方を見直すこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として特定保健指導を保険者が直営で行っている場合について、健診受診日に血液検査の結果がない2年目の特定保健指導対象者(前年度の特定保健指導利用者であって、当該年度に継続して特定保健指導対象者となった者)への特定保健指導の実施について、一定の柔軟化を行うこととし、その実施方法の詳細については、実務担当者によるワーキンググループにおいて検討を行うこととする。

【参考】平成 25 年度 厚生労働科学研究費補助金公募要項

6. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業

(1) 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

[2] 健診・保健指導分野

平成 25 年度の新規課題の採択においては、第 3 期医療費適正化計画に向けた議論に資する研究成果を重視する。また、第 2 期医療費適正化計画における特定健診・保健指導制度の効果的な実施のための研究を行う。以下に新規課題及び採択に当たっての留意点を列挙する。

①特定健診・保健指導における健診項目等の見直しに関する研究

(25111501)

内臓脂肪型肥満に着目した特定健診・保健指導制度の枠組みについては、循環器疾患の発症リスク、健診受診率の向上、国際的な動向の 3 つの観点から、客観的なデータや明確な知見に基づいた議論が行えるよう、データの蓄積を進めるとともに、研究・調査を行う必要があることが指摘されている。

本研究では、第 3 期医療費適正化計画に向けた議論に資するよう、健診項目、健診頻度、階層化判定基準の妥当性、受診勧奨判定値の妥当性、受診勧奨後のフォローアップの在り方、職域との連携や健診受診の必要性の啓発を含めた健診受診率向上のための方策等について、学際的な検討を行う。なお、健診項目として追加を検討する検査項目については、健診結果を踏まえた具体的な介入方法とそのエビデンス、費用対効果についても合わせて検討する。

研究課題の採択に当たっては、様々な関連学会の関係者が参画し、分野横断的な検討が可能な研究体制を有した研究課題を優先的に採択する。

【研究の規模】10,000 千円～15,000 千円程度（1 年当たりの研究費）

【研究期間】1～3 年

※喫緊の行政課題に関する研究については可能な限り短期間であることが望ましい。

3
科 料
資 資
考 考
健 健
診 診
・ 指
保 導
健 指
H 2 4 . 1 . 1 2 . 1 2

受診勧奨の実態調査 結果概要

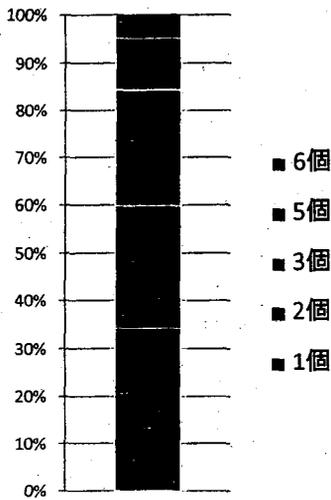
平成24年度厚生労働科学研究

「特定健診・保健指導における地域診断と保健指導実施効果の
包括的な評価および今後の適切な制度運営に向けた課題克服に関する研究班」
(研究代表者: 今井博久 国立保健医療科学院統括研究官)

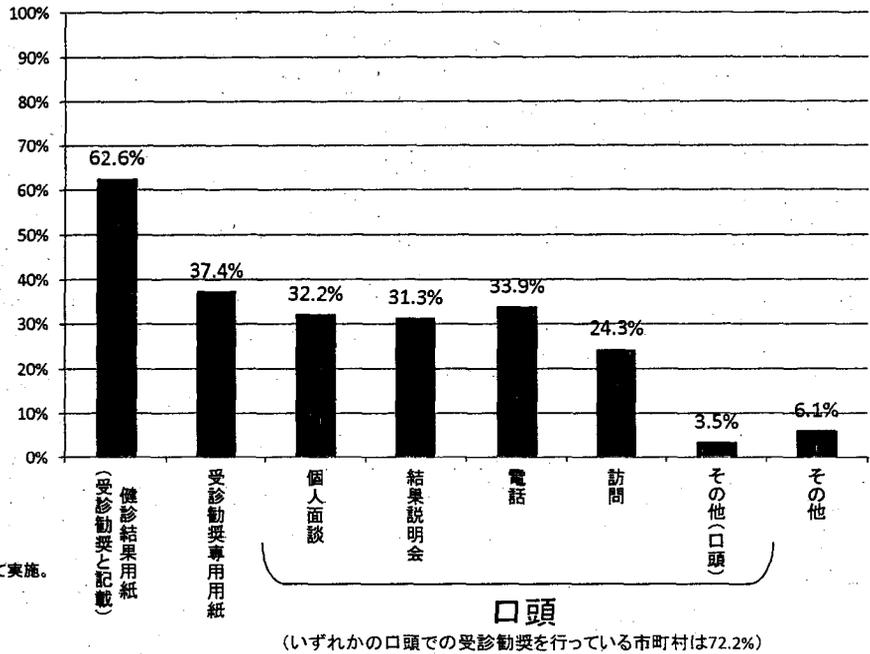
受診勧奨の実施方法

市町村における特定健診・特定保健指導の実態調査

受診勧奨の実施方法の回答数



受診勧奨の実施方法(複数回答)



115市町村(宮城県・千葉県・広島県・高知県)において、2012年9月24日～10月12日に自記式質問紙調査を郵送にて実施。市町村保健師が回答
 宮城県(9月24日) 千葉県(10月4日) 広島県(10月12日)
 高知県(10月2-3日) 秋田県(11月29日) 滋賀県(12月5日)
 山口県(12月19日) 宮崎県(平成25年2月20日)

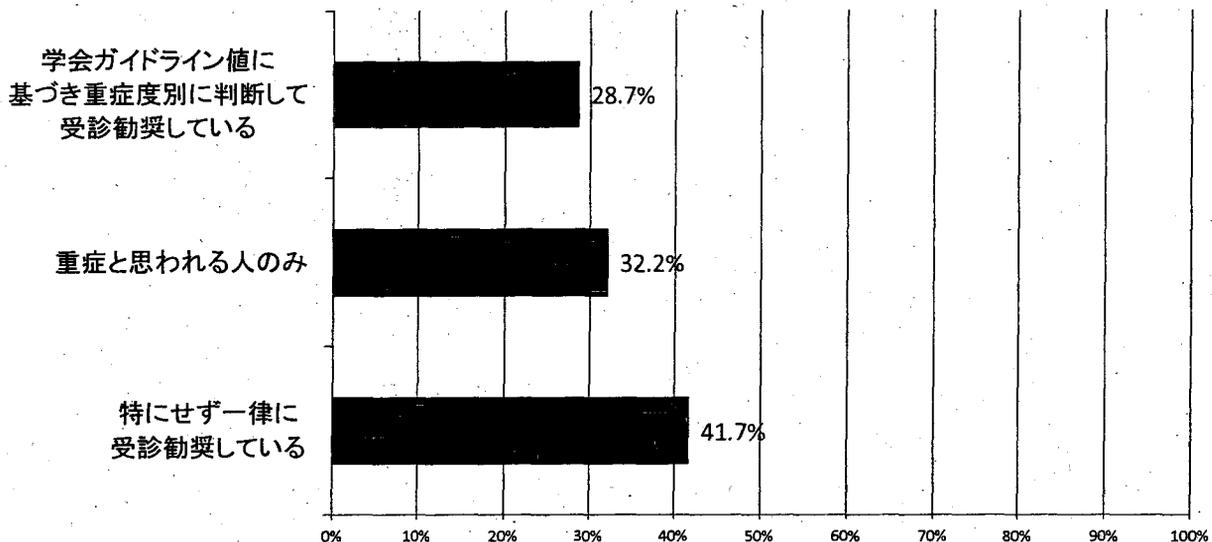
6割以上の市町村において、複数の方法で受診勧奨を行っていたが、口頭での受診勧奨を行っている市町村は約7割に留まった。

厚生労働科学研究今井班平成24年度研究成果

重症度別の受診勧奨の実施状況

市町村における特定健診・特定保健指導の実態調査

受診勧奨の実施方法(複数回答あり)



113市町村がいずれかを回答

4割以上の市町村で、重症度別の受診勧奨を行わず、一律の受診勧奨を行っていた。

厚生労働科学研究今井班平成24年度研究成果

受診状況と受診後の健康状況等の確認

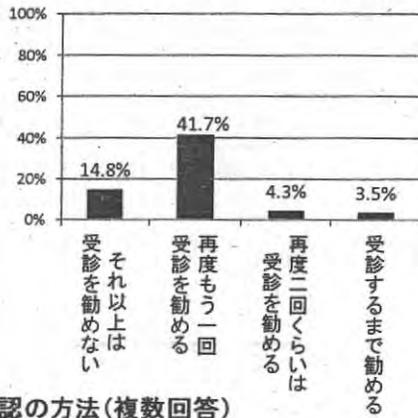
市町村における特定健診・特定保健指導の実態調査

受診状況の確認の有無

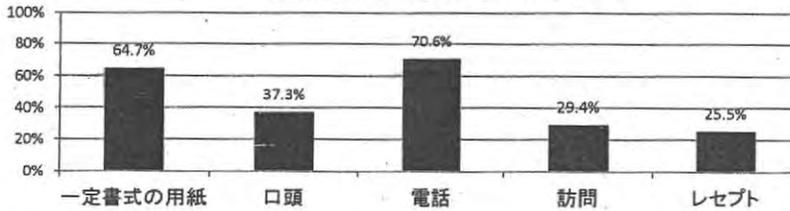


- 「はい」必ず確認している
- 「いいえ」確認していない

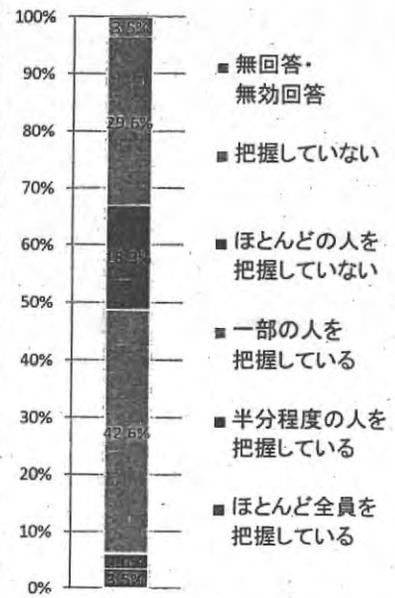
受診していない場合の対応(複数回答)



受診の確認の方法(複数回答)



受診後の本人の健康意識・健康状況(検査値)等の変化の把握



約6割近くの市町村で、受診勧奨後の受診状況を十分には確認していなかった。
約4割の市町村で、健康意識・健康状況等の変化を確認していなかった。